

第4次 宇土市環境基本計画



令和6年度 宇土市エコポスターコンクール
最優秀賞 花園小5年 濱田 純伶 さん

2025（令和7）年3月
宇 土 市



はじめに

現在、私たちの生活は、経済の発展や各種技術の進歩により生活様式の多様化が見られ、生活が便利になった反面、環境への様々な影響が問題となっております。

また、排気ガス等による大気汚染、生活排水等による水質汚濁、騒音振動悪臭、廃棄物の不法投棄など私たちの周辺で見られる課題から、地球温暖化に伴う気候変動や生態系の変化、PM2.5による大気汚染などといった地球規模での対応が求められる課題など、環境問題も複雑かつ多様化しています。

特に、地球温暖化については、国際社会の強い危機感から、令和2年に政府が「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、熊本連携中枢都市圏18市町村においても、同年、共同で「ゼロカーボンシティ宣言」を行っております。

宇土市の環境施策においては、平成14年に環境基本条例を制定し、宇土市のよりよい環境の実現と持続的発展が可能な循環型社会を構築するため、平成16年に第1次、平成25年に第2次、平成30年度に第3次宇土市環境基本計画を策定しました。また、本市の「ゼロカーボンシティ宣言」を実現可能なものにするとともに、気候変動の影響への対応を進めるため、令和5年に「宇土市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

さらに、このたび第4次となる宇土市環境基本計画を策定し、これまでの計画を基本的に引き継いだうえで、宇土市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合性を図るなど新たな課題に対応する施策を盛り込みました。

宇土市環境基本計画では、望ましい環境像として、「次世代に責任の持てる地域環境をみんなで創るまち 宇土市」を掲げておりますが、その実現のためには、本計画の実施主体となる市、市民、事業者及び民間団体が、各々環境問題への責任を自覚し、環境の保全及び創造について積極的な取組を行っていくことが何よりも大切と考えておりますので、市民、事業者及び民間団体の皆様のお一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました宇土市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

宇土市長 元松 茂樹



目 次

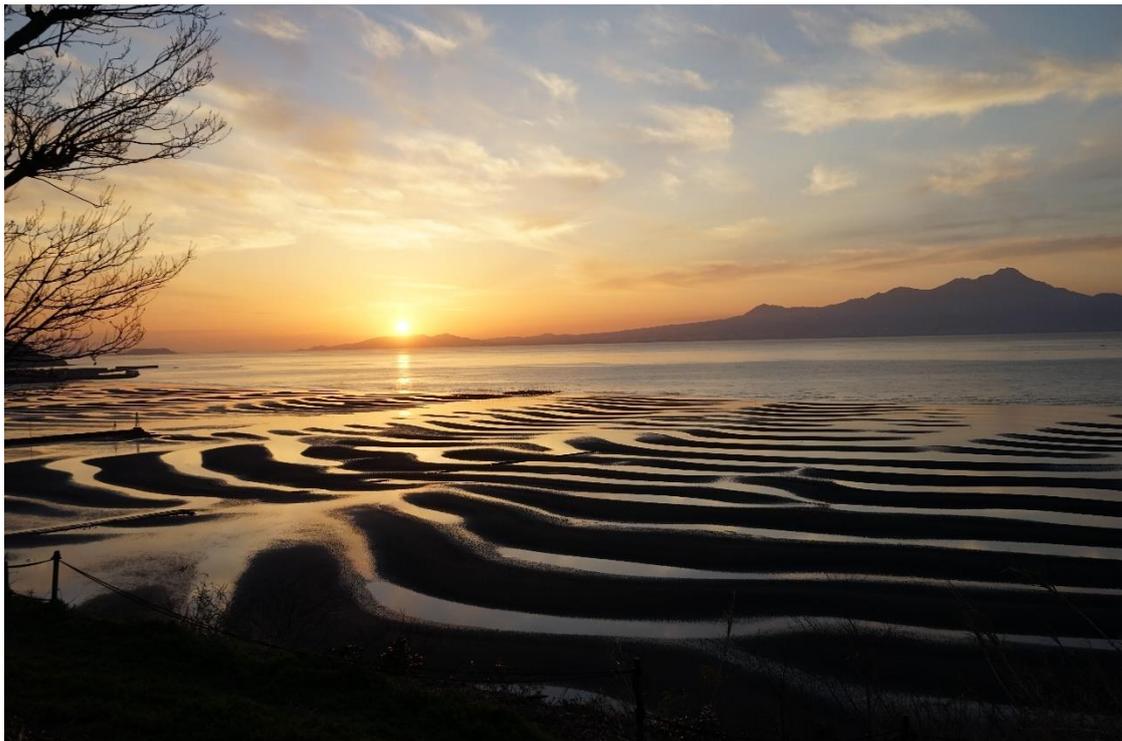
第1章 計画の基本的事項	1
1-1. 計画策定の背景	2
1-2. これまでの取組と評価	12
1-3. 計画の役割	13
1-4. 計画の対象	13
1-5. 計画の位置付け	14
1-6. 計画の期間と目標年度	14
1-7. 計画の構成	15
第2章 宇土市の特性	17
2-1. 自然的特性	18
2-2. 社会的特性	35
第3章 計画の目指すもの	47
3-1. 目指す姿（基本理念・将来像）	48
3-2. 基本方針	49
3-3. 施策の体系	50

第4章 施策の展開	51
長期目標1 みんなで環境について学び考えるまち	52
長期目標2 みんなで育む安心な暮らしと豊かな文化と水のまち	58
長期目標3 みんなで育む豊かな自然が息づく山と川と海のまち	76
長期目標4 みんなで取り組む脱炭素のまち	84
長期目標5 みんなで取り組む資源循環のまち	94
第5章 重点的な取組	101
5-1. 重点的な取組について	102
5-2. 重点的に取り組むべき項目	103
第6章 地域別の環境配慮	109
6-1. 地域別の環境配慮	110
第7章 計画の推進と進捗管理	119
7-1. 推進体制	120
7-2. 進捗管理	122
資料編	124

文中の右肩に「*」印を付した語句は、「資料編」でその意味を説明しています。

第1章 計画の基本的事項

1-1. 計画策定の背景	2
1-2. これまでの取組と評価	12
1-3. 計画の役割	13
1-4. 計画の対象	13
1-5. 計画の位置付け	14
1-6. 計画の期間と目標年度	14
1-7. 計画の構成	15



御輿来海岸

1-1 計画策定の背景

(1) 計画策定の背景

本市は有明海やその広大な干潟、緑川や浜戸川、大岳や白山をはじめとした宇土半島の山や川等、豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要衝の地として、古くから政治・文化の中心地として栄えてきました。現在も県内の主要な幹線道路や鉄道が集中し、県庁を有する熊本市に隣接していることから、宅地開発や産業の集積が進められ世帯数は増加傾向にあります。人口は2004（平成16）年度をピークに減少傾向にあります。

本市では、2002（平成14）年3月に宇土市環境基本条例を定めており、本市における基本理念と市、事業者、市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めています。その施策を総合的かつ計画的に推進するため、2004（平成16）年3月に第1次環境基本計画（計画期間：2004（平成16）年度～2013（平成25）年度）、2014（平成26）年3月に第2次環境基本計画（計画期間：2014（平成26）年度～2018（平成30）年度）、2019（令和元）年3月に第3次環境基本計画（計画期間：2019（令和元）年度～2023（令和5）年度）を策定しました。

2014（平成26）年以降、地球規模で環境の危機が叫ばれ、SDGs（持続可能な開発目標）やパリ協定の採択など、国際的な合意が立て続けに行われました。その後も環境の危機はますます深刻になっており、海洋汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する条約や生態系の維持・生物多様性の保全などの国際的合意が行われました。

国においても、2024（令和6）年5月21日に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。同計画では、国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、資源循環や生物多様性の保全、自然との共生などによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すため、政府市場、国民が相互作用（共進化）していく必要があるとしています。

熊本県においては、2021（令和3）年7月に第四次熊本県環境基本指針及び第六次熊本県環境基本計画が策定されました。この中で目指すべき姿として「①ゼロカーボン社会」「②循環型社会*」「③自然共生社会」「④安全で快適な生活環境」「⑤様々なリスクに備えた社会」の5つが位置付けられています。さらに、熊本県は2019（令和元）年12月4日に「2050年熊本県内CO₂排出実質ゼロ」宣言を行い、地球温暖化対策を積極的に推進しています。

また、本市を含む18市町村（当時）で構成された熊本連携中枢都市圏においても2020（令和2）年に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言し、2021（令和3）年3月には、連携中枢都市圏としては全国初となる「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を共同策定しました。

このように、本市の環境を取り巻く状況は大きく変化しているだけでなく、社会や経済との結びつきも強くなっています。そのため、本計画では宇土市環境基本条例において掲げている持続可能な社会を実現するために、環境・経済・社会の統合的な視点から、本市の将来あるべき姿を目指して、各主体（市、市民、事業者及び民間団体）が連携・協働して取組を進めていく必要があります。

そのような観点から、第4次計画の策定では第3次宇土市環境基本計画の方針をベースに、近年の状況や市民意識の変化を踏まえ、現状に合わせた形で見直しを行い、新たな課題に対応する施策を盛り込みます。

(2) SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (持続可能な開発目標) は、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなすものです。2030 (令和 12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念とし、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

各々の目標とターゲットは相互に関連しており、複数の課題を統合的に解決することや、ひとつの行動によって複数の側面における利益を生み出す「マルチベネフィット」を目指すという特徴を持っています。

また、目標は環境・経済・社会の三側面から定められており、目標達成のためには、多種多様な主体の連携が必要不可欠です。

本市では、SDGs の達成と持続可能なまちづくりを目指して「第 6 次宇土市総合計画後期基本計画」で各施策に関連する SDGs のゴールを示しているほか、宇土市役所で「楽しく学ぼう！2030 SDGs ワークショップ」を開催するなど様々な取組を行っています。



出典：国際連合広報センターHP

図 SDGs のゴール

(3) 国の動向

第六次環境基本計画

国は1993（平成5）年11月に環境基本法を制定し、「循環」、「共生」、「参加」、及び「国際的取引」を環境政策の長期的な目標として第一次環境基本計画を策定しました。その後、国内外の社会情勢の変化に対応するため5年程度で見直しが行われ、2024（令和6）年5月21日に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。同計画では「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を最上位の目的とし、市場的価値と非市場的価値の双方において「新たな成長」の実現を図るとしています。

現在の地球は、人類の活動が環境収容力を超過した結果、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面しています。また、日本では人口減少や経済の長期停滞等の経済・社会的課題が深刻化しています。そのため、環境収容力の範囲内で経済社会活動が営まれ、良好な環境創出のためにネイチャーポジティブの考え方にに基づき、経済社会システムに適切な環境配慮と環境改善が行われる仕組みへと転換していくことが重要です。



■ ウェルビーイング

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念のこと。

■ ネイチャーポジティブ

直訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を食い止め、反転させること」ことを指す。世界的な社会目標としては「2020年を基準として、2030年までに自然の損失を食い止め、反転させ、2050年までに完全な回復を達成する」が掲げられている。

■ 30by30

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

① 気候変動

(ア) 脱炭素化に向けた国際的な潮流

2015（平成27）年12月にフランスのパリで開催された「第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）」において、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、「世界の平均気温を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことや、早期に温室効果ガス排出量をピークアウトし「21世紀後半のカーボンニュートラルを実現する」ことが長期目標として掲げられました。

また、2018（平成30）年10月に、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）による、パリ協定の「1.5℃目標」に関する特別報告書が発表されました。この報告書では、パリ協定の長期目標の中で言及されている1.5℃について、地球温暖化を1.5℃で止めるには、2030（令和12）年までに世界全体のCO₂排出量を2010（平成22）年比で約45%削減し、2050年前後には正味ゼロにする必要があるとされています。

その後、2021（令和3）年11月に開催されたCOP26では、世界の平均気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求することや石炭火力発電を段階的に削減する「グラスゴー気候同意」が採択されたとともに、パリ協定の実施に必要な「パリ協定ルールブック」が完成しました。

さらに、2023（令和5）年12月に開催されたCOP28では、パリ協定の実施状況を検討し長期目標の達成に向けた全体の進捗を評価する「グローバル・ストックテイク（GST）」が採択されるなど、2050年カーボンニュートラルに向けた取組が世界的に加速しています。

	中期目標	対象ガス	ネットゼロ 長期目標
日本	2030年度に▲46%（2013年度比） 50%の高みに向けて挑戦を続ける	全てのGHG	2050年
米国	2030年に▲50-52%（2005年比） ※2013年比▲45-47%相当	全てのGHG	2050年
英国	2030年に少なくとも▲68%（1990年比） ※2013年比▲55%相当 2035年までに▲78%（1990年比） ※2013年比▲69%相当	全てのGHG	2050年
EU （仏・伊）	2030年に少なくとも▲55%（1990年比） ※2013年比▲44%相当	全てのGHG	2050年
ドイツ	2030年に▲65%（1990年比） ※2013年比▲54%相当 2040年に▲88%（1990年比） ※2013年比▲84%相当	全てのGHG	2045年
カナダ	2030年までに▲40-45%（2005年比） ※2013年比▲39-44%相当	全てのGHG	2050年
中国	2030年までにCO ₂ 排出量を削減に転じさせる GDP当たりCO ₂ 排出量を▲65%超（2005年比）	CO ₂ のみ	2060年
インド	2030年までにGDP当たりCO ₂ 排出量を▲45%（2005年比） 発電設備容量の50%を非化石燃料電源	CO ₂ のみ	2070年
ブラジル	2025年までに▲37%（2005年比） 2030年までに▲50%（2005年比）	全てのGHG	2050年
アゼル バイジャン	2030年までに▲35%（1990年比）条件付き目標	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、 HFCs、PFCs	2050年までに ▲40%

※温室効果ガス（Greenhouse Gas: GHG）は、CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）を指す。
※アゼルバイジャンはCOP29（2024）の、ブラジルはCOP30（2025）の開催予定国。

出典：環境省 HP

図 各国の温室効果ガス削減目標（2024（令和6）年1月時点）

(イ) 脱炭素化に向けた国内の潮流

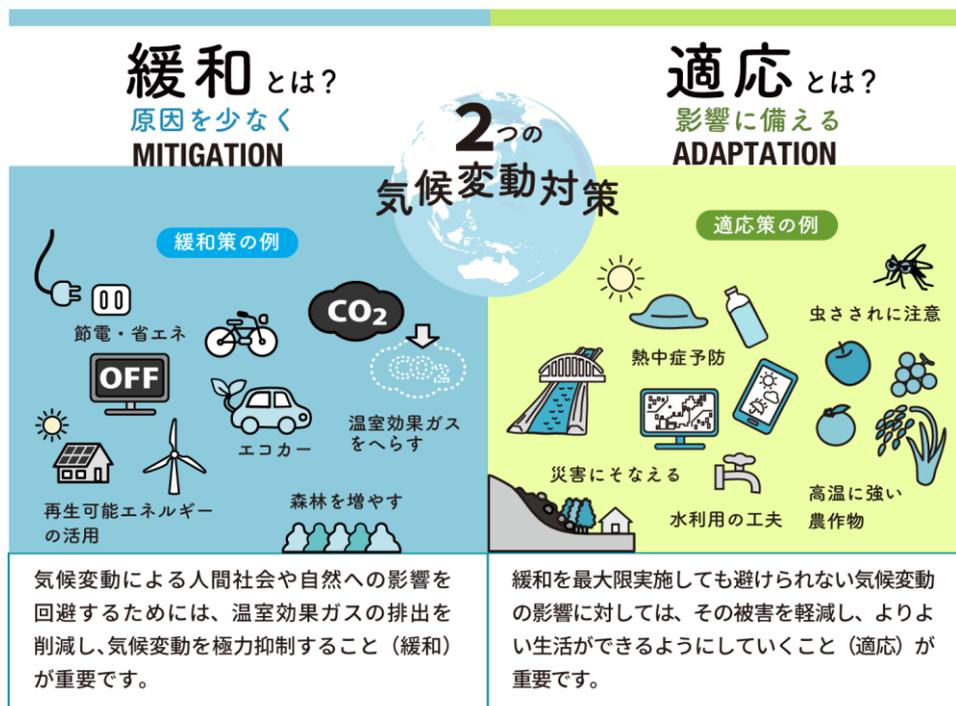
国際的な脱炭素の潮流を受けて、政府は2020（令和2）年10月に2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

2021（令和3）年5月26日に改正された地球温暖化対策推進法では、パリ協定や国の「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、「2050年までの脱炭素社会の実現」「環境・経済・社会の統合的向上」「国民を始めとした関係者の密接な連携」を基本理念として掲げています。

2021（令和3）年10月22日には「地球温暖化対策計画（以下「温対計画」という）」が閣議決定されました。温対計画では、2030（令和12）年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すことや、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることなどが記載されています。また、この目標を実現するため、地域に裨益する再エネの拡大や住宅・建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大などの施策を行っています。

脱炭素社会を実現する上では、温室効果ガスを削減または吸収する「緩和策」と、気候変動の影響に対してその被害を軽減する「適応策」を両輪として推進していく必要があります。そのため、国は2018（平成30）年6月1日に「気候変動適応法」を制定し、「農林水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害」「健康」「産業・経済活動」「国民生活」の7分野に対して適応を推進しています。

これにより、国では「地球温暖化対策推進法」と「気候変動適応法」の2つの法律に基づき、気候変動対策を推進しています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図 緩和と適応の関係

② 生物多様性の損失

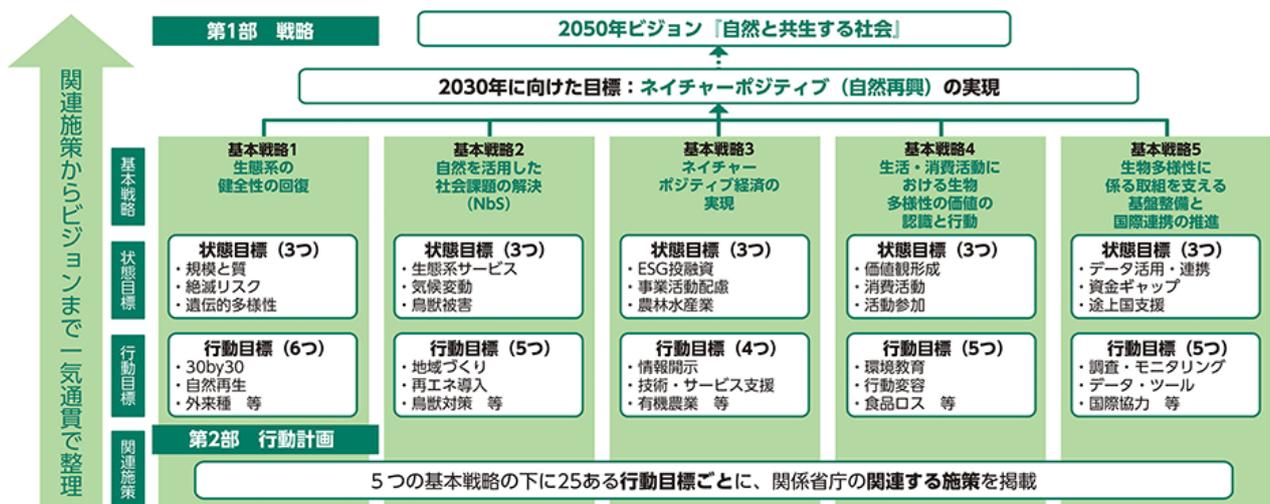
(ア) 多様性国家戦略 2023-2030

現在の地球は「第6の大量絶滅時代」ともいわれており、生物多様性の損失やそれに伴う生態系サービスの低下が世界的な問題となっています。生物多様性や生態系サービスは農林水産、歴史・文化、防災、観光、資源循環等の様々な分野と連関していることから、将来にわたってその恩恵を受けるためにも多様な主体が連携・協働し、取り組んでいく必要があります。

生物多様性の保全に向けて、2022（令和4）年12月に生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（以下「GBF」という）」が採択されました。GBFでは、2050年ビジョンとして「自然と共生する世界の実現」を掲げつつ、「生物多様性の保全」「生物多様性の持続的な利用」「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」「実施手段の確保」の4つをグローバルゴールに設定しています。

国もGBFの採択を受けて2023（令和5）年3月31日に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。同戦略では2030（令和12）年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、30by30目標の達成等により健全な生態系を確保することや自然の恵みを維持回復すること、自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進を図ることとしています。

また、同戦略では日本の生物多様性に負の影響を及ぼす原因を4つの危機（開発など人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたもの（外来種等）による危機、地球環境の変化による危機）として整理しています（詳細は55ページのコラム参照）。これら4つの危機を回避し、生物多様性の損失を止め、回復に向かわせるためには、社会の価値観と行動を変容する必要があると強調しています。



出典：令和5年版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

図 生物多様性国家戦略 2023-2030 の構造

③ 汚染（プラスチックの資源循環）

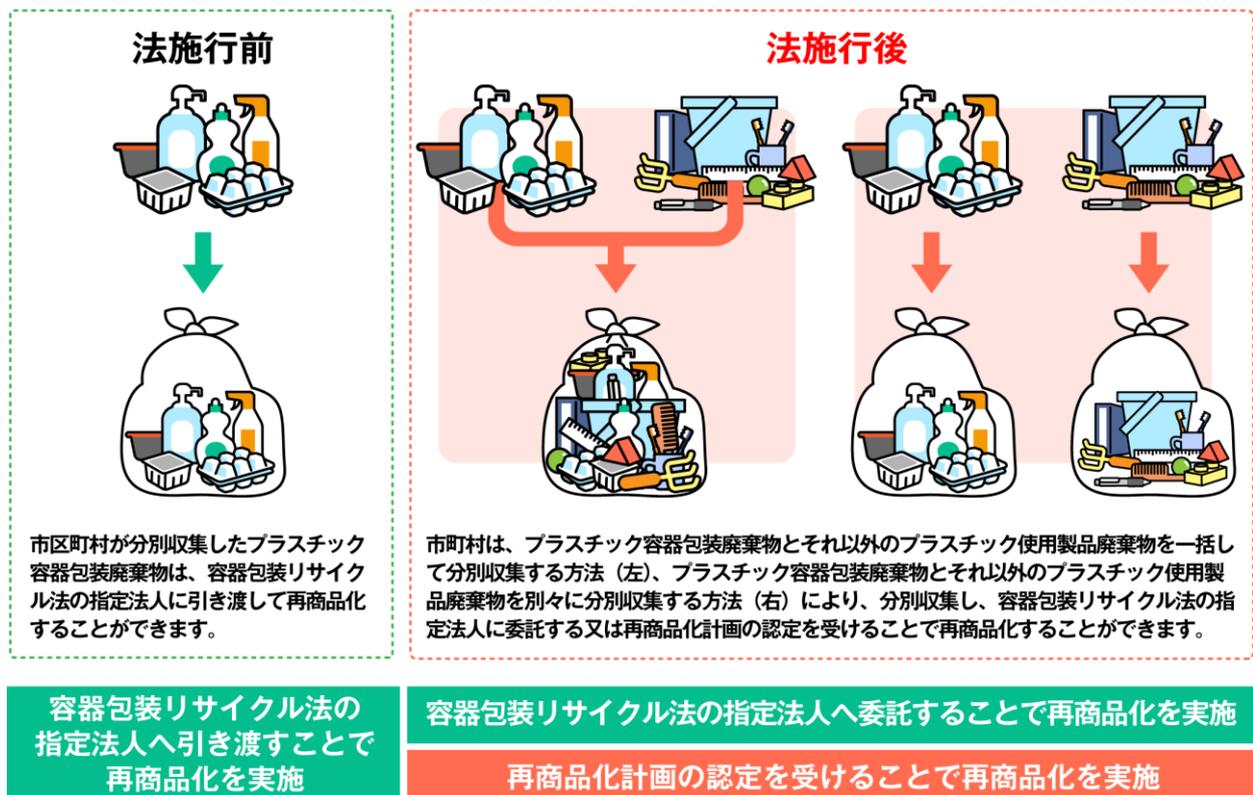
（ア）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）

プラスチックは、幅広い製品や様々な容器包装に利用されており現代社会に必要不可欠な素材です。しかし、適正に処理されなかったプラスチックはやがて河川や海洋に流出して海洋プラスチックごみとなり、海洋環境や生態系に悪影響を及ぼします。このまま大量のプラスチックが海洋に流出すると、2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出すると予測されています。

この予測を防ぐため、プラスチック製レジ袋の配布・販売禁止や使い捨てプラスチック容器等の利用禁止など、世界各国でプラスチックへの規制が始まっています。

このような国際的なプラスチックへの規制強化を踏まえ、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの各段階においてあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するため、2022（令和4）年4月1日に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

同法律では市町村の役割として、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に取り組む必要があることから、本市においても2023（令和5）年4月から、容器包装プラスチックに加えて、製品プラスチックの分別収集を開始しています。また、熊本連携中枢都市圏で連携して、プラスチックごみに関する啓発を行っています。



出典：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ（環境省）

図 プラスチック分別収集と再商品化のイメージ

(4) 熊本県の動向

① 第四次熊本県環境基本指針

熊本県では、快適な環境の保全を図るため、県の環境行政の指針となる「熊本県環境基本指針（以下「基本指針」という）」を策定しています。2021（令和3）年7月に策定された第四次基本指針では、2021（令和3）年度～2030（令和12）年度を対象期間として、県が行う生活環境及び自然環境に関する施策の方向を示しています。第四次基本指針では、県が掲げる「環境立県くまもと」を実現するため、目指すべき姿として「①ゼロカーボン社会」「②循環型社会*」「③自然共生社会」「④安全で快適な生活環境」「⑤様々なリスクに備えた社会」の5つが位置付けられています。

表 第四次基本指針に掲げられている目指すべき姿と具体的な姿（抜粋）

目指すべき姿	具体的な姿（抜粋）
①ゼロカーボン社会	「命を守り、地域を活かすエネルギー利用」を推進することにより、「2050年県内CO ₂ 排出実質ゼロ」＝「ゼロカーボン社会・くまもと」を目指します。
②循環型社会	天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。
③自然共生社会	人間と自然が共生し熊本の恵みを未来に引き継ぐ自然共生社会を目指します。
④安全で快適な生活環境	様々な環境問題に取り組むことで、安全で快適な生活環境の確保を図ります。
⑤様々なリスクに備えた社会	様々なリスクに備え、環境施策の面からもより強靱な社会を目指します。

出典：第四次熊本県環境基本指針（熊本県）を基に作成

② 第六次熊本県環境基本計画

熊本県では、快適な環境の創造を図るため、全国に先駆け1990（平成2）年10月に「熊本県環境基本条例」が制定され、この条例に基づき1996（平成8）年に熊本県環境基本計画が策定されました。その後5年間隔で計画の見直しが行われ、2021（令和3）年7月にはこれまでの取組の成果や課題、新たな国内外の動向等を踏まえて、熊本県における環境の保全や創造に関する施策の方向性を定めた「第六次熊本県環境基本計画」が策定されました。

同計画では、7つの分野別計画（「①ゼロカーボン社会・熊本の推進」「循環型社会の推進」「③熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現」「④安全で快適な生活環境の確保」「⑤リスクに備えた社会社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進」「⑥環境立県くまもと型未来教育」「⑦持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり」）が掲げられています。

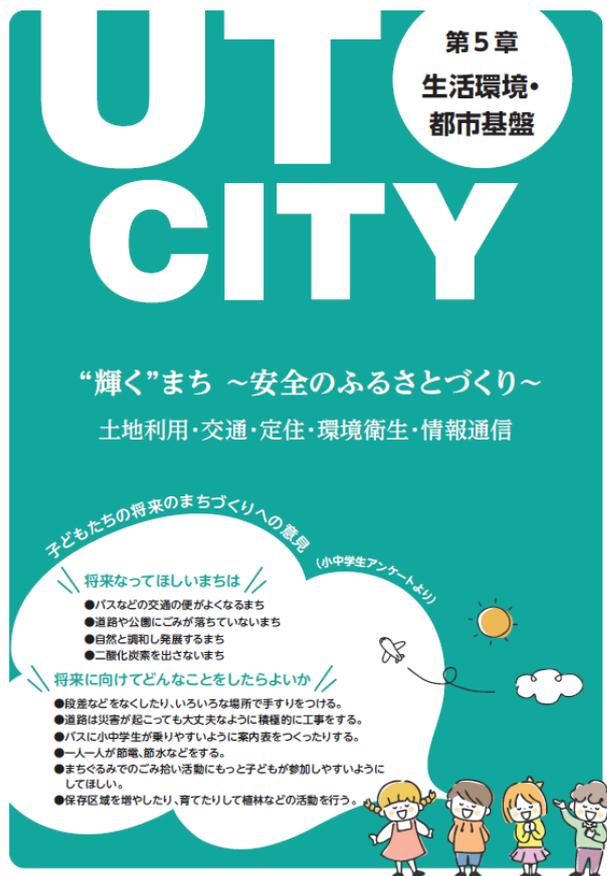
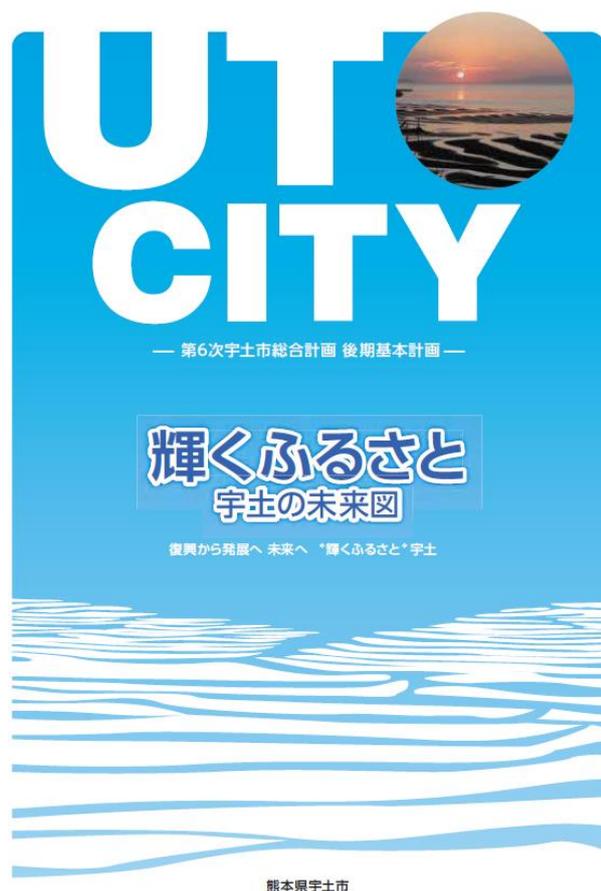
また、取組を推進するにあたっての考え方として、「①SDGs や地域循環共生圏の考え方を踏まえた課題解決」「②あらゆる主体におけるパラダイムシフト（変革）」を掲げており、市町村や県民、事業者、各種団体などがその地域の特性や課題に応じた環境の保全や創造のための取組を実施する際に参考となる方向性が示されています。

(5) 本市の動向

① 宇土市総合計画

本市は2023（令和5）年4月に「第6次宇土市総合計画 後期基本計画」を策定し、基本理念である「安心」「元気」「協働」に基づき施策を推進しています。環境に関する施策は主に第5章「生活環境・都市基盤」に掲載されており、重点課題・テーマは「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」としています。

環境基本計画は市のマスタープランである総合計画の環境版実行計画でもあることから、上記の重点課題・テーマや各施策等との整合性を図る必要があります。



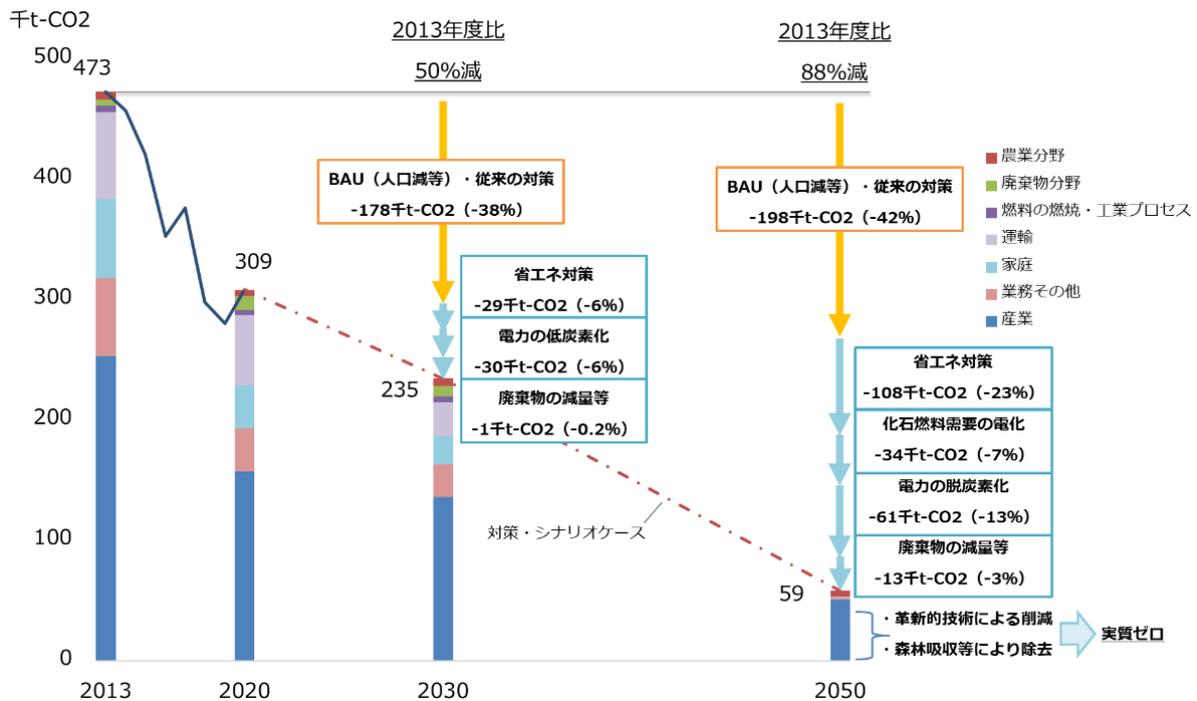
出典：第6次宇土市総合計画 後期基本計画（宇土市）

図 第6次宇土市総合計画 後期基本計画

② 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

本市では、これまで「宇土市環境基本計画」や「宇土市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」等に基づいて温室効果ガス排出削減や森林吸収源対策等に取り組んできました。さらに、2024（令和6）年3月に「宇土市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、これまで以上に体系的かつ総合的な地球温暖化対策を推進しています。

本市の温室効果ガス削減目標は、中期目標として2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で50%削減、長期目標として2050年カーボンニュートラル達成を掲げています。この目標達成に向けては、市域全体で再エネ導入による脱炭素化や省エネ対策、廃棄物の減量、化石燃料から電力への燃料転換、エコカー導入等に積極的に取り組む必要があります。



出典：宇土市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（宇土市）

図 温室効果ガス排出量削減イメージ

③ 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策は、社会的・経済的に深いつながりのある市町村が連携して取り組むことでより効果を発揮します。このことから熊本連携中枢都市圏では2020（令和2）年1月に本市を含む18市町村（当時）共同で「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言し、2021（令和3）年3月には連携中枢都市圏としては全国初となる「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を策定するなど、本格的な地球温暖化対策への取組に着手しました。

同計画では「水・森・大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現」を基本理念とし、住民・事業者・行政といった各主体が再エネの利用促進や省エネの推進等に取り組むこととしています。

1-2 これまでの取組と評価

第3次宇土市環境基本計画では、「次世代に責任の持てる地域環境をみんなで創るまち 宇土市」を望ましい環境像に掲げ、4つの長期目標と11の施策の基本方針のもと自然環境の保全や生活環境の改善に取り組んできました。また、それらの取組に関する23個の指標を設けて施策の進捗管理を行いました。

その結果、23項目のうち目標達成が10項目、目標一部達成が4項目、目標未達成が9項目でした。第4次計画においては、現状にそぐわない項目や達成困難な目標を見直し、実効性のある目標に向けて、関係各課や関係団体と協働・連携して取り組めます。

表 2023（令和5）年度における指標の達成状況

番号	長期目標	指標	目標達成状況※
1	1. 「みんなで環境について学び考えるまち」	「緑の少年団」の団体数（小学校数）	×
2		「こどもエコクラブ」団体数	○
3		社会教育学級（環境学習関連）実施回数	○
4	2. 「みんなで育む安心な暮らしと豊かな文化と水のまち」	水道施設の給水人口	○
5		雨水タンク設置補助件数	×
6		下水道区域整備率	×
7		合併処理浄化槽設置数（うち転換数）	○
8		宇土市の主要河川の水質（BOD） 浜戸川、船場川、潤川、大坪川、網津川、網田川	△
9		大気汚染に係る環境基準達成状況	△
10		光化学スモッグ、PM2.5などの大気汚染に関する注意喚起、情報提供	○
11		歴史・文化（自然・環境関連）学習機会の提供	○
12		文化財（自然・環境関連）の保全	○
13		多自然型護岸*等の整備延長	×
14	3. 「みんなで育む豊かな自然が息づく山と川と海のまち」	子ども地域活動等（自然関連）実施回数	△
15		巨樹・巨木林（天然記念物を除く）の生育本数	○
16		天然林面積	×
17		対象鳥獣（イノシシ）捕獲頭数	○
18		1人当たりの都市公園面積	×
19	4. 「みんなで取り組む資源循環・低炭素のまち」	一人あたり水道使用量	○
20		再生可能エネルギー等設置補助件数	×
21		一人当たりのごみ排出量	×
22		一般廃棄物のリサイクル率	×
23		不法投棄箇所数	△

※凡例…○：目標達成、△：目標一部達成、×：目標未達成

1-3 計画の役割

本計画は、環境行政の指針となるもので、次のような役割を果たすことができるように構成されています。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- (2) 宇土市総合計画等の先行諸計画について、環境の保全と創造に関する視点から推進するために必要な基本の方針を明らかにします。
- (3) 環境の保全及び創造に関する施策を、市、市民、事業者及び民間団体がそれぞれの役割のもとで協力して取り組んでいくことができるように、宇土市環境基本条例で定められた市、市民、及び事業者それぞれの役割に基づき、具体的目標毎に、民間団体を含めた各主体の行動例を示します。
- (4) 計画の推進体制や環境の保全及び創造に関する諸施策の到達水準を明らかにする等環境基本計画の進行管理の体系を示します。

1-4 計画の対象

本計画は、宇土市全域を対象範囲とします。

また、広域的な観点を考慮して、生活圏や文化圏が密接に関わる周辺自治体や、緑川流域並びに有明海沿岸域の自治体との広域的な連携を図ります。

本計画において対象とする環境の範囲は、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境、環境負荷・物質循環としています。

対象分野	環境要素
生活環境	水質汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、悪臭 など
自然環境	動物、植物、生態系、森林・農地・河川・海洋・池沼、自然との共生 など
快適環境	公園・緑地・親水空間、都市景観、歴史的・文化的遺産、利用者にやさしい公共施設 など
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、海洋汚染、酸性雨 など
環境負荷・物質循環	廃棄物、リデュース・リユース・リサイクル* など

1-5 計画の位置付け

本計画は、宇土市総合計画を環境面から実現するための計画であるとともに、豊かで快適な環境保全及び創造に関する最も基本となる計画です。総合計画の見直しをはじめ、市が行うすべての施策の策定や実施に当たっては、本計画との整合を図るものとします。

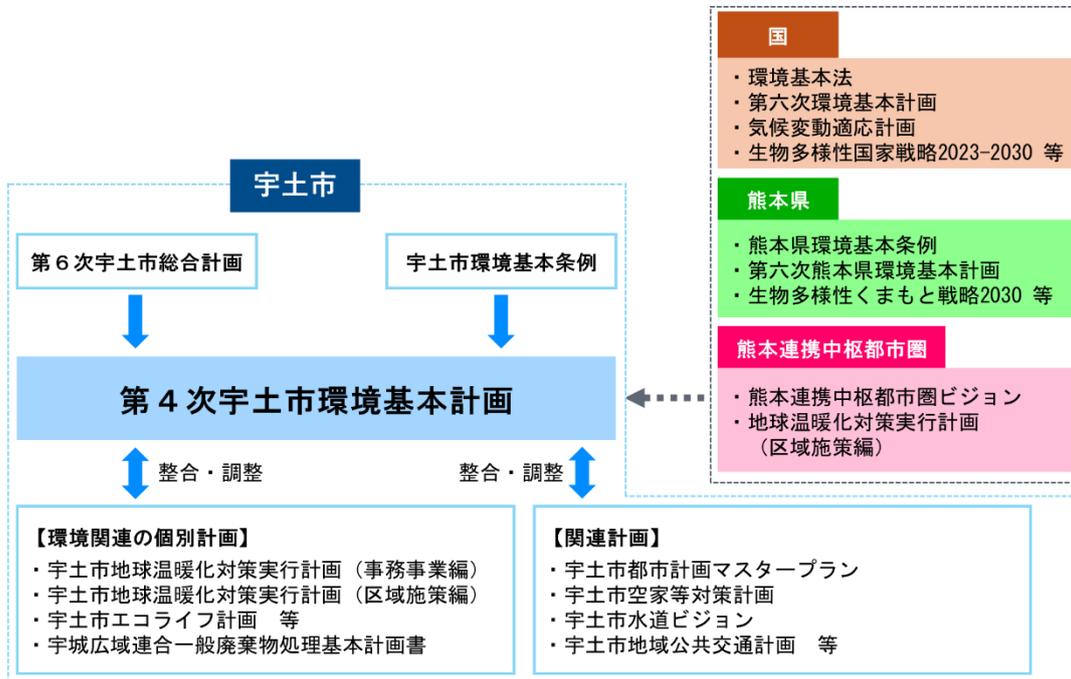


図 本計画の位置づけ

1-6 計画の期間と目標年度

本計画の期間は2025（令和7）年度を初年度として、2030（令和12）年度を目標年度とする6年間とします。

なお、社会情勢の変化や科学的知見の向上等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。また、環境施策の進捗状況を管理・評価し、達成済みの数値目標等については適宜見直しを図ります。



1-7 計画の構成

本計画の構成概要は以下のとおりです。





行長しゃんと学ぼう！～地球温暖化の現状と将来予測～

近年、世界各地で気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化するなど、地球温暖化対策は世界的に喫緊の課題となっており、パリ協定の採択（5ページ参照）以降、世界各国が地球温暖化対策に取り組んでいます。しかし、「国連環境計画（UNEP）」によると、2023（令和5）年における世界の温室効果ガス排出量が過去最多を記録するなど、地球温暖化とその原因となる温室効果ガスの排出に歯止めがかかっていないのが現状です。

このまま地球温暖化が進んだ場合、2100年には1850年～1900年頃の気温の平均値と比較して最大5.7℃も温度が上昇するおそれがあると言われています。気温の上昇は、私たちへの直接的な健康被害（熱中症リスク、感染症被害リスクなど）が増加するだけでなく、食糧危機や水不足が深刻化することで治安の悪化や紛争発生の要因となる可能性も指摘されています。

このような予測を現実のものにしないためにも、私たちは地球温暖化対策に全力で取り組み、2050年までに「ゼロカーボンシティ 宇土」を実現する必要があります。

年平均気温の変化（100年あたり）

- ・世界の年平均気温…0.76℃上昇
- ・日本の年平均気温…1.35℃上昇
- ・熊本市の年平均気温…1.8℃上昇



宇土市周辺は、世界や日本よりも温暖化のスピードが早いのだん！

出典：気象庁 HP、熊本県の気候変動（熊本地方気象台・福岡管区気象台）

※黄色は2℃上昇シナリオ（RCP2.6）、紫色は4℃上昇シナリオ（RCP8.5）による予測

年平均気温が約1.4℃/約4.5℃上昇



猛暑日や熱帯夜はますます増加し、冬日は減少する。

海面水温が約1.14℃/約3.58℃上昇



温まりやすい陸地に近いことや暖流の影響で、予測される上昇量は世界平均よりも大きい。

降雪・積雪は減少

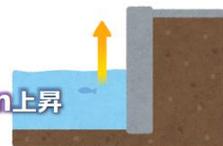
雪ではなく雨が降る。ただし大雪のリスクが低下するとは限らない。



激しい雨が増える

日降水量の年最大値は約12%（約15mm）/約27%（約33mm）増加
50mm/h以上の雨の頻度は約1.6倍/約2.3倍に増加

沿岸の海面水位が約0.39m/約0.71m上昇



3月のオホーツク海海面面積は約28%/約70%減少



【参考】4℃上昇シナリオ（RCP8.5）では、21世紀半ばには夏季に北極海の海水がほとんど融解すると予測されている。



強い台風の割合が増加
台風に伴う雨と風は強まる

日本南方や沖縄周辺においても世界平均と同程度の速度で海洋酸性化が進行



出典：日本の気候変動 2020（気象庁）

第2章 宇土市の特性

2-1. 自然的特性	18
(1) 位置・地勢	18
(2) 土地利用	19
(3) 気温・降水量	20
(4) 動植物	21
(5) 公園・緑地	23
(6) 大気環境	24
(7) 水環境	28
2-2. 社会的特性	35
(1) 人口・世帯	35
(2) 住宅	36
(3) 産業	37
(4) 公共交通	38
(5) 史跡・文化財	39
(6) 廃棄物	40
(7) 不法投棄	43
(8) 温室効果ガス排出量	44
(9) 再生可能エネルギー導入量	46



長部田海床路



住吉自然公園（あじさい）

2-1 自然的特性

(1) 位置・地勢

本市は熊本県のほぼ中央部、有明海と不知火海を二分する宇土半島の基部に位置し、北側を熊本市、南側を宇城市に隣接しています。

本市域は東西 20.4km、南北 7.9km と東西方向に細長く、総面積は 74.30km² です。

地形的に見ると、西側の大半は大岳（標高 478m）を主峰とした宇土半島の山々（標高 300~500m 程度）で占められ、その北側には広大な干潟を持つ有明海が広がっています。一方、東側には平野や扇状地が広がり、東の市境付近の雁回山等に続いています。また、市の東部から北部にかけては緑川及び浜戸川が、市の中央部の山地からは網津川が、市の西側の山地からは網田川が、それぞれ有明海に流入しています。

本市は、熊本市等の県北部と八代市等の県南部、並びに天草地域の要衝地域に位置し、これらをつなぐ幹線道路及び鉄道が集中しており、交通の要衝の地となっています。



市役所の位置

所在地：熊本県宇土市浦田町 51 番地

東経：130° 39′ 31″

北緯：32° 41′ 14″

総面積：74.30km²

広ぼう：20.4km（東西）

7.9km（南北）

各地区の強み（東部エリア）

- 【宇土地区】
 - 歴史文化資源(武家屋敷・船場橋・地藏まつりなど)
 - 中心地の利便性(宇土駅など)
 - 商業施設が集積
- 【花園地区】
 - 自然・公園(立岡自然公園・雁回山など)
 - 子育て世代の人口の増加
- 【轟地区】
 - 歴史文化資源(轟水源や大太鼓収蔵館など)
 - 自然とふれあう環境(つつじヶ丘自然公園、白山など)
- 【走潟地区】
 - 農業が盛ん、美しい農村風景
 - 公民館、地区学習センターなどを利用した地区活動が盛ん

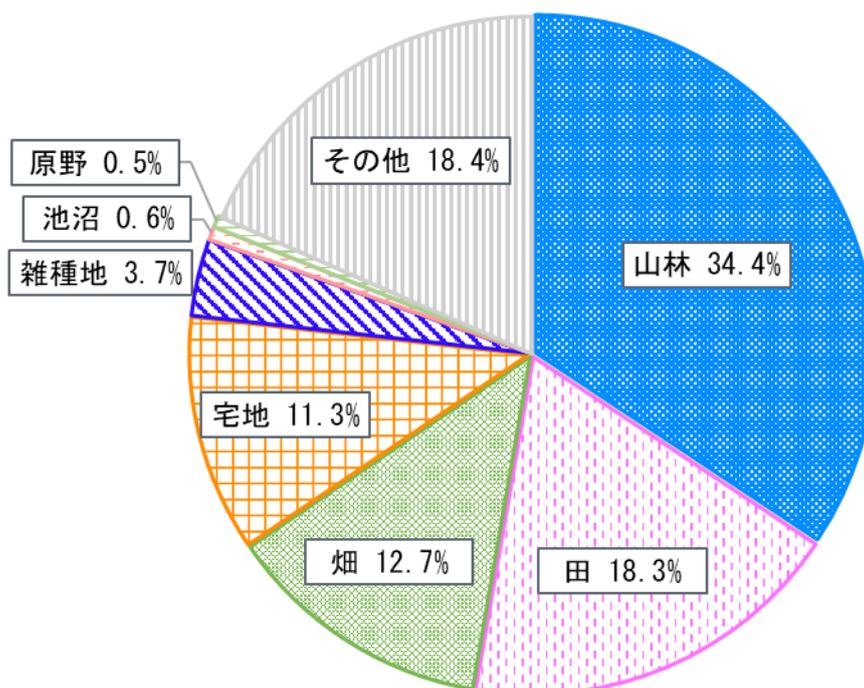
各地区の強み（西部エリア）

- 【緑川地区】
 - 葉タバコ、トマト、米などの農業が盛ん
 - 人の良さと豊かな自然
 - 子育てしやすい環境
- 【網津地区】
 - 自然景観(ホタル、住吉自然公園、長部田海床路など)
 - 豊富な水産物(海苔、アサリなど)
- 【網田地区】
 - 自然景観(御輿来海岸など)
 - 豊富な農水産物(網田ネーブル、海苔、アサリなど)
 - 網田教育の里づくり(自然を生かした豊かな教育環境)

(2) 土地利用

本市の2023（令和5）年度における土地利用割合は、山林が約34.4%と最も大きく、続いて田が18.3%、畑が12.7%、宅地が11.3%の順になっています。

地目	面積 (km ²)	割合 (%)
山林	25.536	34.4
田	13.634	18.3
畑	9.473	12.7
宅地	8.403	11.3
雑種地	2.723	3.7
池沼	0.474	0.6
原野	0.403	0.5
その他	13.654	18.4
合計	74.3	100



出典：宇土市環境交通課資料

図 本市の地目別土地利用状況（2023（令和5）年）

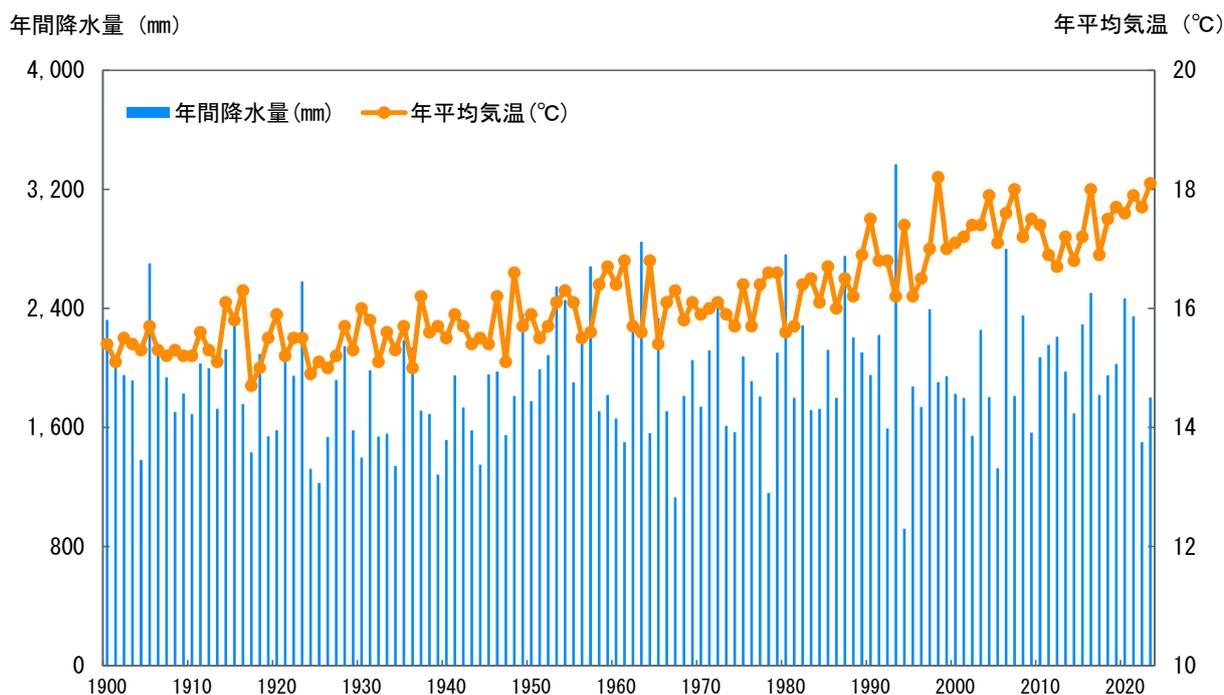
(3) 気温・降水量

本市の気候は内陸型に分類され、夏は蒸し暑く冬は冷え込みが厳しいのが特徴です。

本市に隣接する熊本市の 2023（令和5）年の年平均気温は 18.1℃であり、1998（平成10）年の 18.2℃に次いで最も高い数値となりました。

年平均気温の推移に関して 10 年ごとの平均値を比較すると、1900 年～1909 年の 10 年間の年平均気温は 15.3℃でしたが、2010（平成22）年～2019（令和元）年の 10 年間の年平均気温は 17.2℃であり、1.9℃上昇しています。そのため、本市周辺でも温暖化が進んでいると考えられます。

年間降水量については増減を繰り返しながら推移しており、長期的に見て大きな変動はありません。



※宇土市のデータがないため、隣接する熊本市のデータを記載

出典：過去の気象データ（気象庁）

図 熊本市の年間平均気温と年間降水量の推移（1900～2023 年）

(4) 動植物

本市には、標高 500m 程度の山々、大小様々な川、水田地帯、大きな干潟を有する有明海があり、これら変化に富んだ環境により生物相*が豊富です。『新宇土市史通史編第一巻』（2003 年、宇土市）及び『宇土市植物調査報告書 1988（1988 年、宇土市）』によれば、本市における動植物の確認状況は表に示すとおりであり、多くの種が確認されています。また、『新宇土市史基礎資料 宇土の自然』（2003 年、宇土市）によれば、広大な干潟を含む市沿岸の有明海及び緑川等の河口部には、226 科 400 種の動物の生息と、64 科 265 種の植物の生育が確認されています。

表 『新宇土市史』に基づく動物及び『宇土市植物調査報告書 1988』に基づく植物の確認状況

ほ乳類	鳥類	両生・は虫類	魚類	昆虫類	植物
9 科 19 種	40 科 153 種	13 科 20 種	13 科 40 種	228 科 2,021 種	219 科 759 種

市内で確認されている生き物の中には、元来日本には生息していないはずの外来種も幾つかみられます。人間の都合で海外等から持ち込まれたものが、外敵がいなかったことや、本市に元々いる生き物よりも繁殖力が強いこと等が原因となって、大量に繁殖し、本市の生態系を壊しています。『新宇土市史通史編第一巻』（2003 年、宇土市）によれば、本市内の外来種としては、立岡池や花園池等で特に増えてきたオオクチバスやミシシippアカミミガメ等が紹介されています。

また、イノシシやシカ、特定外来生物*のクリハラリス（通称：タイワンリス）の生息が確認され、一部の地域で繁殖拡大と農林業の被害をもたらしています。そのため、「宇土半島におけるタイワンリス防除等連絡協議会」で協議のうえ、捕獲等の効果的な対策を行い、また、生息状況等について、近隣自治体や地域住民等と連携し情報収集を行っています。その結果、宇土半島で増加したクリハラリスを根絶目前まで減らすことに成功しており、専門家から高い評価を受けています。

「レッドデータブックくまもと*2019（以下「RDB くまもと」という）」によると、本市で確認されている希少な動物として、昆虫類ではヒメミズカマキリ（絶滅危惧Ⅱ類）、陸産・淡水産貝類ではスナガイ（絶滅危惧ⅠB類）、アメイロギセル（準絶滅危惧）、海洋動物ではウネナシイトカケ（絶滅危惧Ⅱ類）などの生息が確認されています。既存資料「有明海の生きものたち ー干潟・河口域の生物多様性ー」（海游舎）によれば、干潟を含む有明海には、アリアケシラウオやムツゴロウのように有明海にしか生息しないか、もしくは有明海を含む一部の海域にしか生息が確認されていない生きものが多数おり、魚類、鳥類、カニ類、貝類など合わせて 63 種以上が該当します。これらのうち大半の種は RDB くまもとに登録されており、種の存続が危ぶまれています。そのため、本市では有明海の干潟の保全や活用のために、干潟の耕耘や生物調査等を実施しているほか、アサリの資源回復のために稚貝の保護やトラクターによる耕耘、食害生物対策等を漁協や県と連携して行っています。

第2章 宇土市の特性

また、希少な植物としてサンショウモ（絶滅危惧 IA 類）の県内唯一の自生地があるほか、植物群落の単一群落では住吉神社のスタジイ林が、環境省が実施した「第2回、第3回自然環境保全基礎調査」において、「原生林もしくはそれに近い自然林」という理由により特定植物群落に選定されています。複合群落では、九州内で最大の面積を有する緑川河口にヨシなどの水湿生植物群落が確認されており、貴重な自然が残されています。



ムツゴロウ



クリハラリス（特定外来生物）
※宇土半島にて根絶目前

■ レッドデータブック（RDB）

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集のこと。国際自然保護連合（IUCN）が初めて発行したものが危機を意味する赤い表紙であったことから、レッドデータブックと呼ばれる。

(5) 公園・緑地

本市は、山と海が同居する環境にあり、市内には花の名所となっている自然公園や干潟と一体になった海岸公園、県民憩いの森として整備されている雁回山憩いの森等の多様な自然と触れ合うことができる公園が多くあります。また、公園施設以外にも貸し農園（市民農園）や遊歩道、社寺など、身近に自然と触れ合うことができる拠点が至る所に存在しています。

しかし、走潟地区・緑川地区にはこれらの公園がなく、中心市街地には広場としての都市公園は郊外と比較して多くあるものの、自然と触れ合うことができる場所はほとんどないなど、地域的な偏りがみられます。

自然と触れ合うことができる公園及びその他の拠点

地区名	公園の名称	その他、自然との触れ合いの拠点
宇土	中央公園	—
	宇土市運動公園	
	宇土駅前公園	
	城之浦公園	
	宇土城山公園	
花園	境目児童公園	雁回山遊歩道（雁回山憩いの森）
	立岡自然公園	
	五色山公園	
	雁回山憩いの森	
	御野立公園	
轟	轟泉自然公園	九州自然歩道、貸し農園（市民農園）
	つつじヶ丘自然公園	
	つつじヶ丘農村公園	
	つつじヶ丘野菜公園（健康づくり農園）	
	宇土城跡西岡台公園	
走潟	—	—
緑川	—	—
網津	甲岩自然公園	九州遊歩道
	住吉自然公園	
	住吉海岸公園	
網田	御輿来海岸自然公園	九州遊歩道、長浜潮干狩り場
	網田海岸公園	
市全域	社寺	まとまった緑を形成し、身近な緑に触れ合う場所（100箇所以上）

(6) 大気環境

本市の大気環境は1982（昭和57）年から宇土運動公園局（熊本県設置）において、継続して調査されています。現在は、二酸化窒素（NO₂）*、光化学オキシダント（Ox）*、浮遊粒子状物質（SPM）*、微小粒子状物質（PM_{2.5}）*の4項目が測定されています。

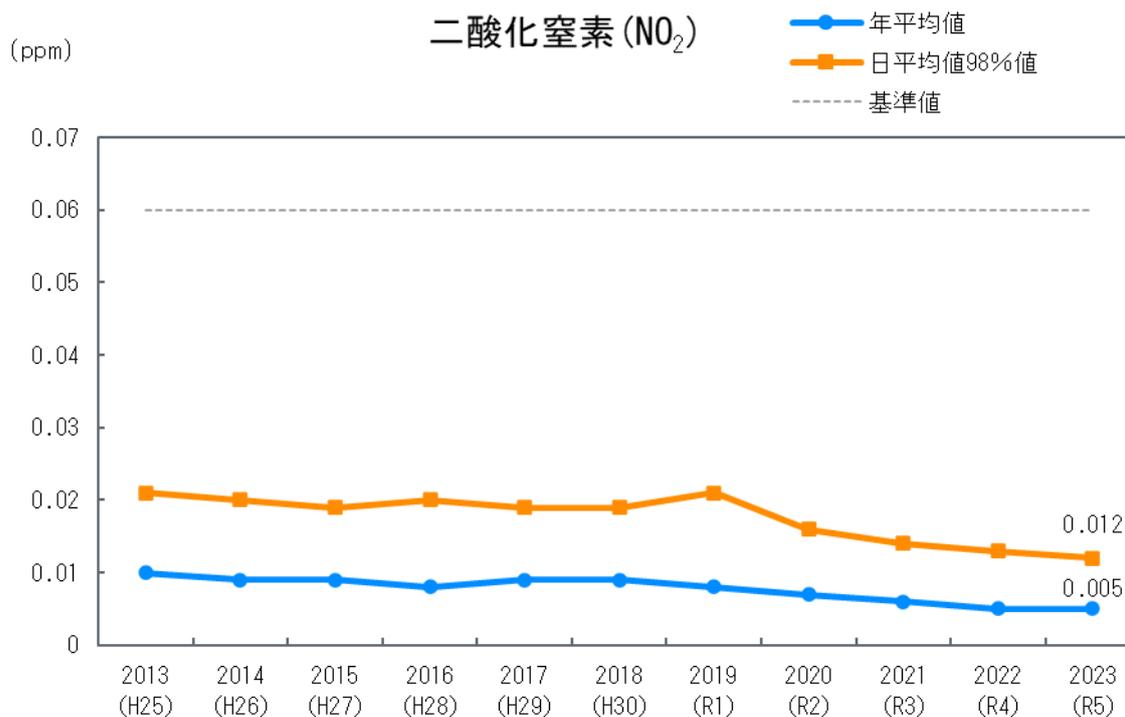
各項目の環境基準の達成状況を見ると、NO₂及びSPMは基準を達成しており、良好な状態が継続しています。

PM_{2.5}は、2013（平成25）年3月5日に全国で初めて、国が定めた暫定指針値を超える可能性があるとして熊本県内の市町村や保健所などに注意喚起の情報が発信されました。また、2019（平成30）年度は基準非達成となっていますが、年平均値は低減傾向にあり、熊本県全体でも改善の傾向が見られてきています。

Oxは非達成の状況が続いており、2009（平成21）年度には光化学スモッグ注意報が発令されています。なお、Oxについては、測定した県内すべての局（24局）で非達成であり、全国的にほとんど環境基準を達成できていないため、国が広域的な取組を行っています。

① 二酸化窒素（NO₂）

【環境基準】日平均値の98%値が0.06ppm以下であること



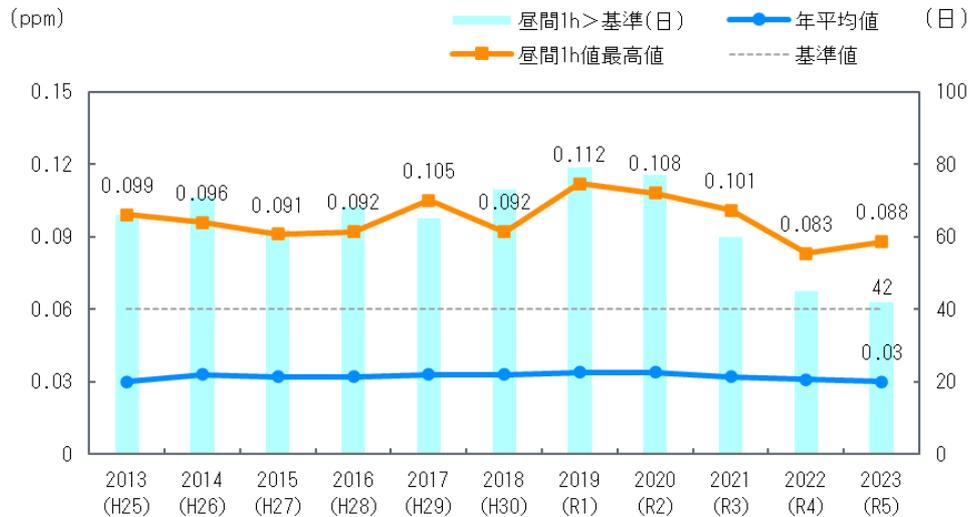
出典：大気・化学物質・騒音等環境報告書（熊本県）

図 宇土運動公園局における二酸化窒素（NO₂）の日平均値等

② 光化学オキシダント (Ox)

【環境基準】 昼間（5時～20時）の1時間値が0.06ppm以下であること

光化学オキシダント (Ox)



出典：大気・化学物質・騒音等環境報告書（熊本県）

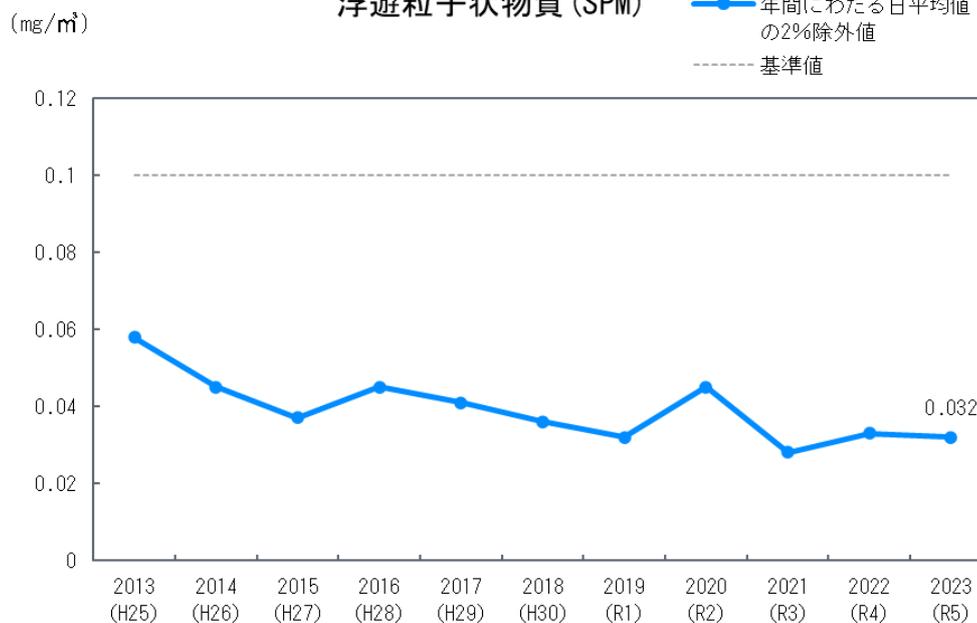
図 宇土運動公園局における光化学オキシダント (Ox) の昼間の1時間値の最高値等

③ 浮遊粒子状物質 (SPM)

【環境基準】 年間にわたる日平均値の2%除外値が0.1mg/m³以下であること

日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと

浮遊粒子状物質 (SPM)



出典：大気・化学物質・騒音等環境報告書（熊本県）

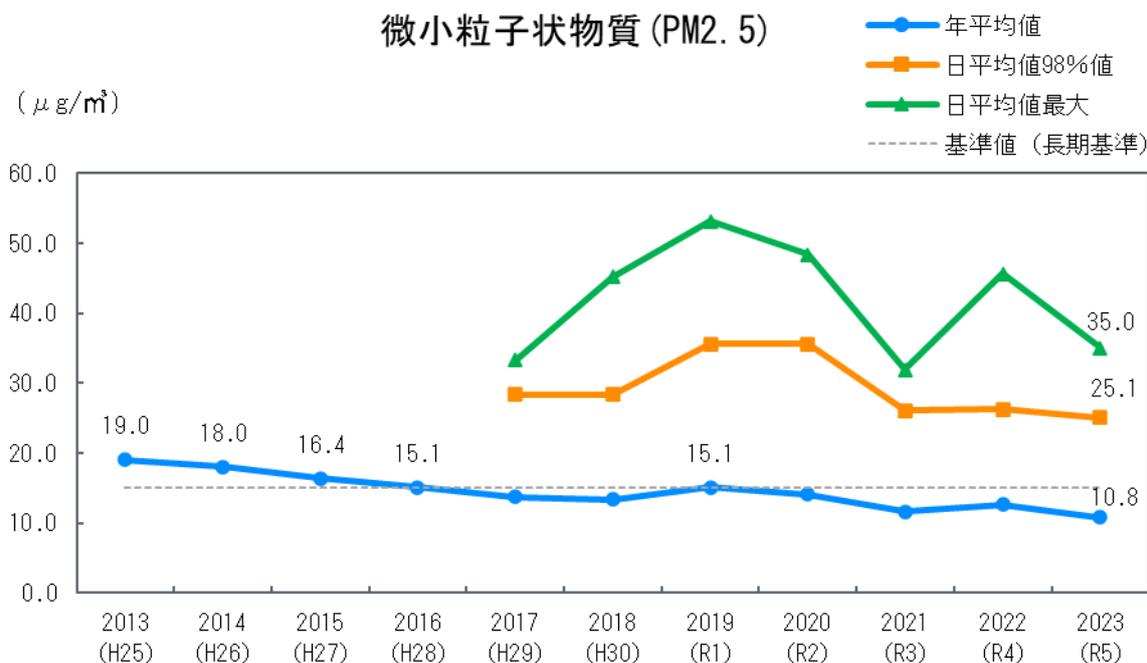
図 宇土運動公園局における浮遊粒子状物質 (SPM) の年間にわたる日平均値の2%除外値

④ 微小粒子状物質 (PM2.5)

【注意喚起を行う暫定指針】 暫定指針値 (日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$)

【環境基準】 1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること (長期基準)

年間にわたる日平均値の98%値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること (短期基準)



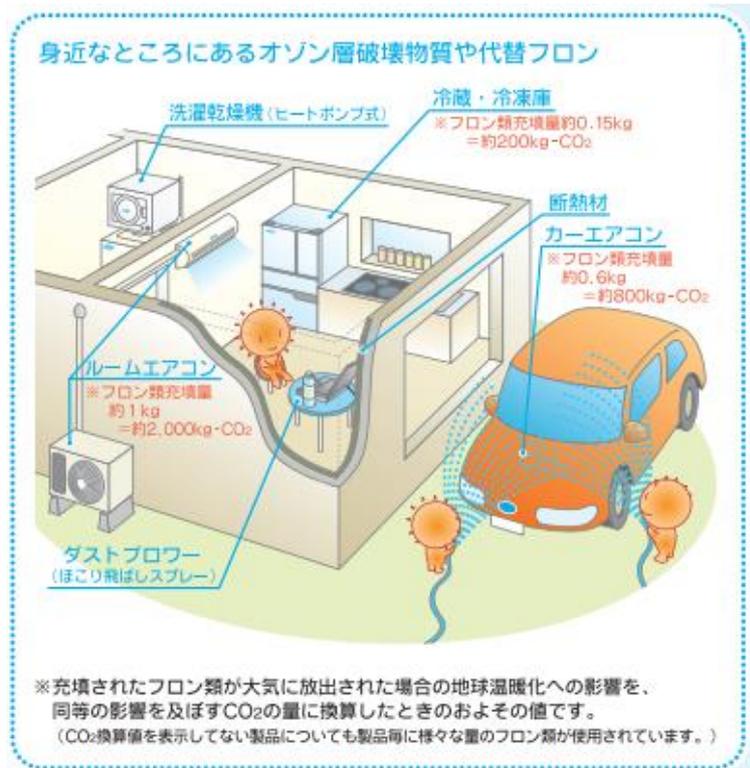
出典：大気・化学物質・騒音等環境報告書 (熊本県)

図 宇土運動公園局における微小粒子状物質 (PM2.5) の1年平均値等

⑤ オゾン層

オゾン層とは、地球の大気にある薄い層のことで、太陽光の紫外線を吸収して地球上の生物を守っています。しかし、1970年代以降、冷蔵庫や室内エアコン、カーエアコン等で使用されるフロンなどの化学物質が原因でオゾン層が破壊されはじめ、地上での有害紫外線の量が増加することによる生態系への影響等が懸念されています。

オゾン層保護に向けた国際的な動向を受けて、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律が施行され、オゾン層破壊効果を持つ特定フロンは削減されたものの、高い温室効果を持つ代替フロンの排出量が急増しました。地球温暖化防止のために、代替フロンの削減が必要であることから、それまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体に包括的な対策が取られるよう、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法) が施行されました。

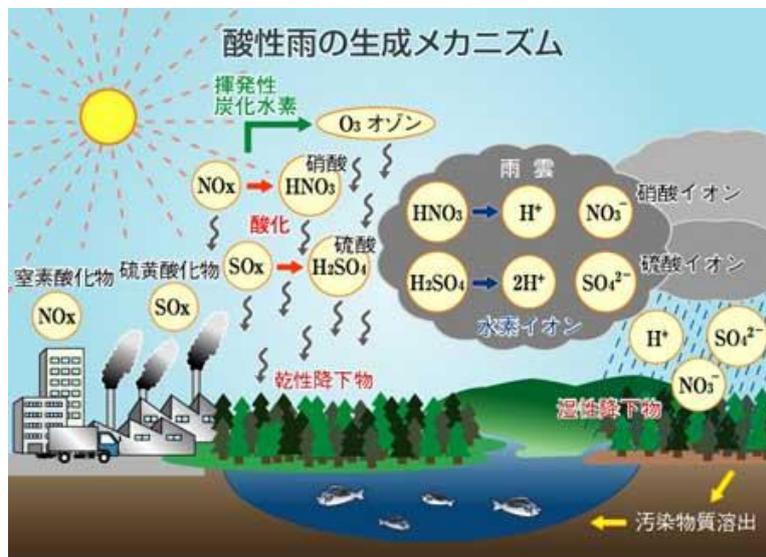


出典：オゾン層を守ろうー地球温暖化防止のためにも、フロンの放出を抑えようー 2022（環境省）

図 身近にあるオゾン層破壊物質や代替フロン

⑥ 酸性雨

本市では2008（平成20）年度以降、熊本県が酸性雨の継続的な観測を行っています。酸性の目安とされるpH5.6を下回る酸性度の高い降雨（pHが低いほど酸性の度合いが強い）が毎年観測されています。この要因としては、自動車の排気ガスや煙突からの硫黄酸化物及び窒素酸化物*が考えられます。



出典：国立研究開発法人 国立環境研究所 HP

図 酸性雨の生成メカニズム

(7) 水環境

① 地下水

これまで、本市を含む熊本地域では、豊富な湧水（地下水）に恵まれ、上水や工業用水等として利用してきました。しかし、近年では、都市化の進行に伴い、農耕地の減少、アスファルトやコンクリート等による雨水の地下浸透阻害が進んでいます。また、林業従事者の高齢化や後継者不足による森林の手入れ不足が進み、森林の保水機能や水源かん養機能が低下しています。そのため、関係自治体及び熊本県が共同で「熊本地域地下水総合保安全管理計画*」を策定し、地下水のかん養・節水・水質保全対策などの取組が進められています。

本市では、2004（平成16）年2月から上天草・宇城水道企業団が供給する水道用水を水道水として利用しています。それまで、市の水道用水は100%地下水や湧水に依存していましたが、現在では50%以下の依存度になっています。

熊本県及び本市が実施する地下水調査においては、定点観測及び汚染地区調査を毎年度実施しており、基準を超えた地点については、飲用指導を行っています。調査の種類については下表のとおりです。

表 地下水の調査の種類

調査名		対象井戸	目的
①概況調査	新規概況調査(G点)	(原則として)過去に調査を行っていない井戸	地域の地下水の概況を把握するための調査
	定点監視調査(T点)	地域の代表地点の井戸	
	定点監視調査補助点調査(N点)	定点監視調査を補う地点の井戸	継続的な監視をするための調査(毎年同じ井戸を調査)
②継続監視調査	汚染地区調査(M点)	過去に汚染のあった井戸	
	検出井戸周辺地区調査(K点)	過去に有機塩素化合物等が検出された井戸	
③汚染井戸周辺地区調査	汚染井戸周辺地区調査(S点)	新たに汚染が発見された井戸の周辺井戸	新たに発見された汚染の範囲を確認するための調査

出典：熊本県 水質調査報告書

地下水調査では、地域の代表地点井戸や過去に汚染があった井戸を継続的に調査しています。これまでの調査では、ヒ素やフッ素について、地下水の環境基準を満たしていない井戸が数か所ありました。

基準を満たしていなかった井戸の所有者に対しては、飲用指導等を行っています。また、2023（令和5）年度からは、有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）についても調査項目に追加して水質調査を行っています。



市長しゃんと学ぼう！～熊本の地下水を守る活動～

本市を含む熊本地域 11 市町村※では、地域全体で一つの地下水盆を共有しており、約 100 万人の住民の生活用水を始め、農業や工業用水としても利用しています。しかし、近年、この地下水を育む水田や畑などが社会環境の変化によって減少しているほか、大規模工場の集積等による地下水採取量の増加が見込まれるなど、地下水を取り巻く状況が大きく変化しています。

そこで、熊本地域の宝である地下水の環境改善を図るため、2012（平成 24）年 4 月に「公益財団法人 くまもと地下水財団」が発足しました。同財団では、「地下水環境調査研究事業」「地下水質保全対策事業」「地下水かん養推進事業」「地下水採取・使用適正化推進事業」を通じて、地下水のかん養や地下水使用適正化のための広報・啓発活動などを行っています。

また、熊本県は、県民の生活と経済活動を支える共通基盤となっている地下水を守るため、地下水の保全のための条例（熊本県地下水保全条例）を 1978（昭和 53）年から施行しています。2012（平成 24）年 3 月には、一定規模以上の地下水採取に対する許可制度を導入するなど、地下水を取り巻く状況に合わせて条例の改正を行っています。

※11 市町村⇒熊本市、菊池市（旧泗水町・旧旭志村）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町



出典：公益財団法人くまもと地下水財団 HP

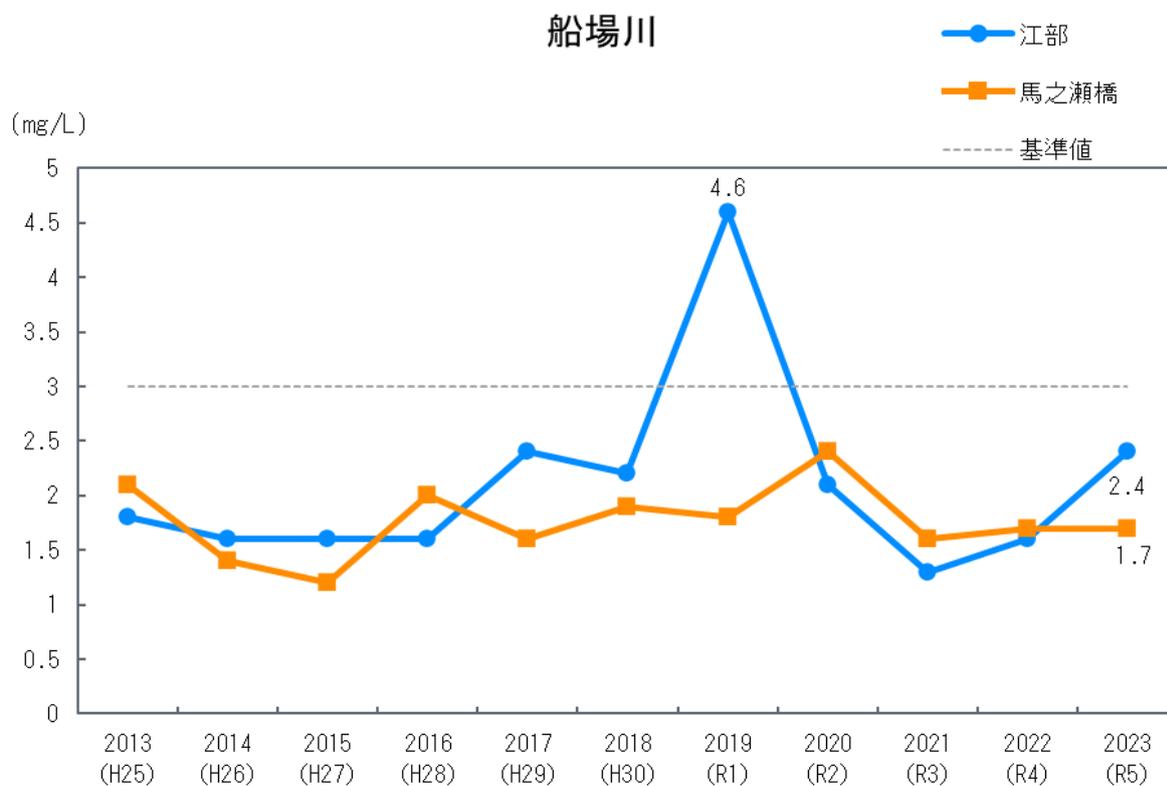
図 熊本地域の地下水の流れ

② 河川

本市では毎年、四半期に1回の頻度で河川の水質調査を行っており、結果数値はBOD*の平均値を記載しています。

調査地点は、船場川（2地点）、大坪川（1地点）、潤川（2地点）、網津川（1地点）、網田川（1地点）で、環境基本法に基づく浜戸川の類型Bを準用し実施しています。

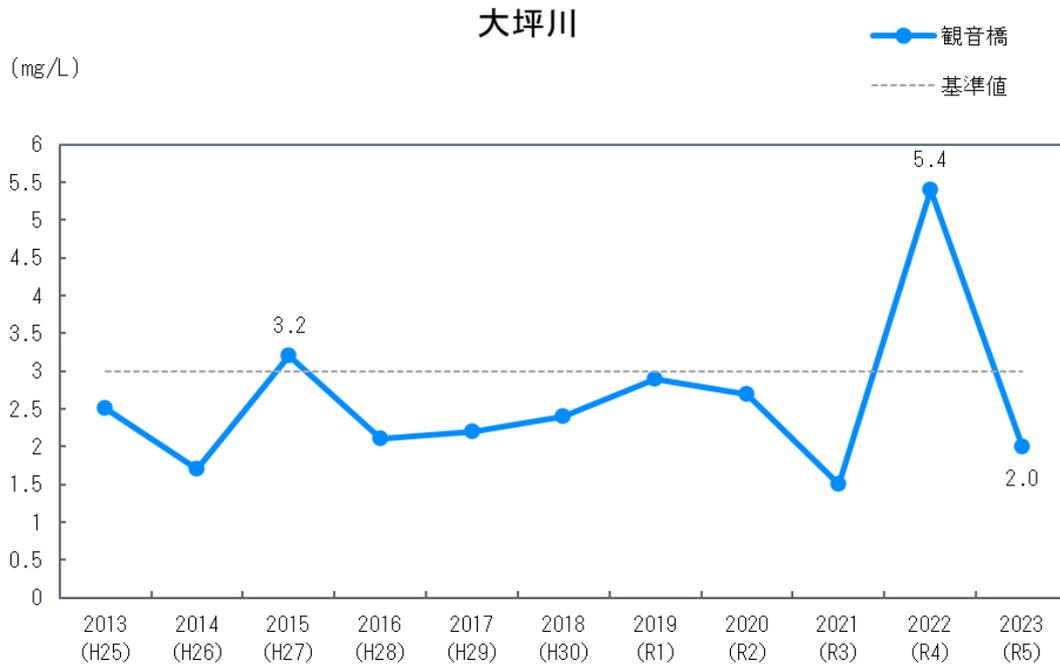
(ア) 船場川（江部、馬之瀬橋）



出典：宇土市環境交通課資料

図 船場川の BOD 測定結果

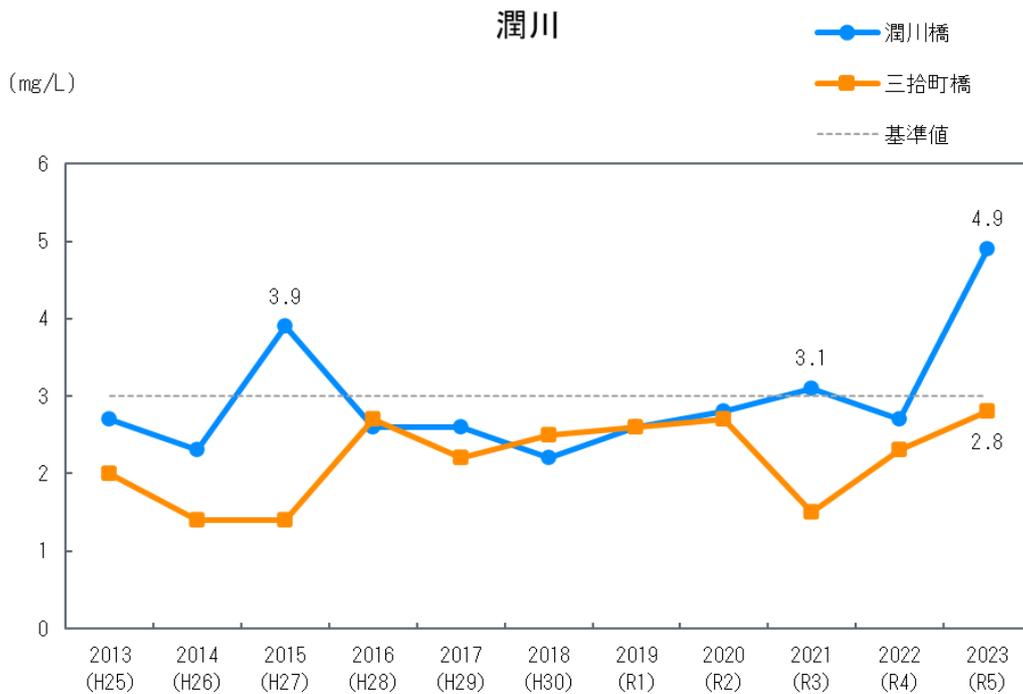
(イ) 大坪川（観音橋）



出典：宇土市環境交通課資料

図 大坪川の BOD 測定結果

(ウ) 潤川（潤川橋、三拾町橋）

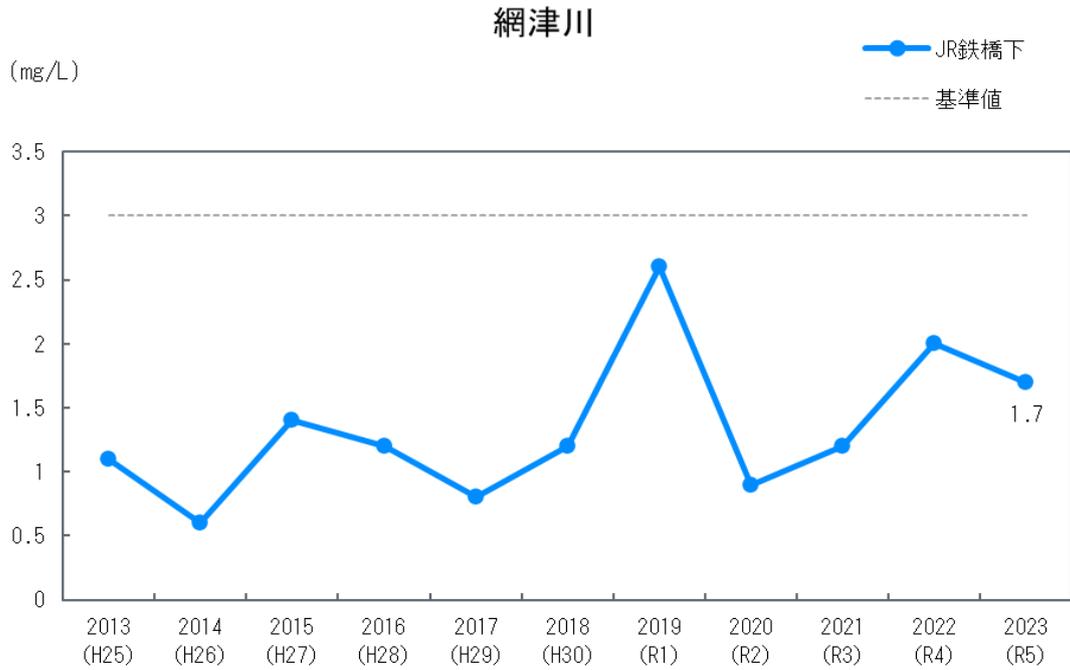


出典：宇土市環境交通課資料

図 潤川の BOD 測定結果

第2章 宇土市の特性

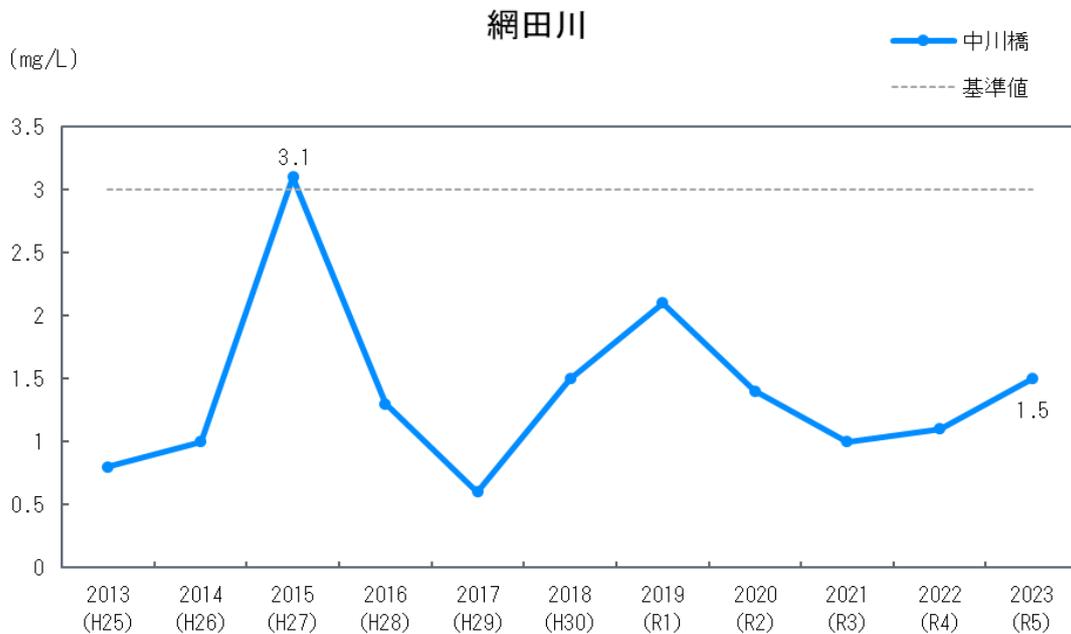
(エ) 網津川 (JR 鉄橋下)



出典：宇土市環境交通課資料

図 網津川の BOD 測定結果

(オ) 網田川 (中川橋)



出典：宇土市環境交通課資料

図 網田川の BOD 測定結果

③ 事業所排水

事業所からの排水に対しては、「水質汚濁防止法」等の関係法令に基づく規制・指導・助言が図られていますが、特に環境への影響が大きいと判断される事業所に対しては、市と事業所が環境保全協定*を締結するよう働きかけています。

④ 水道

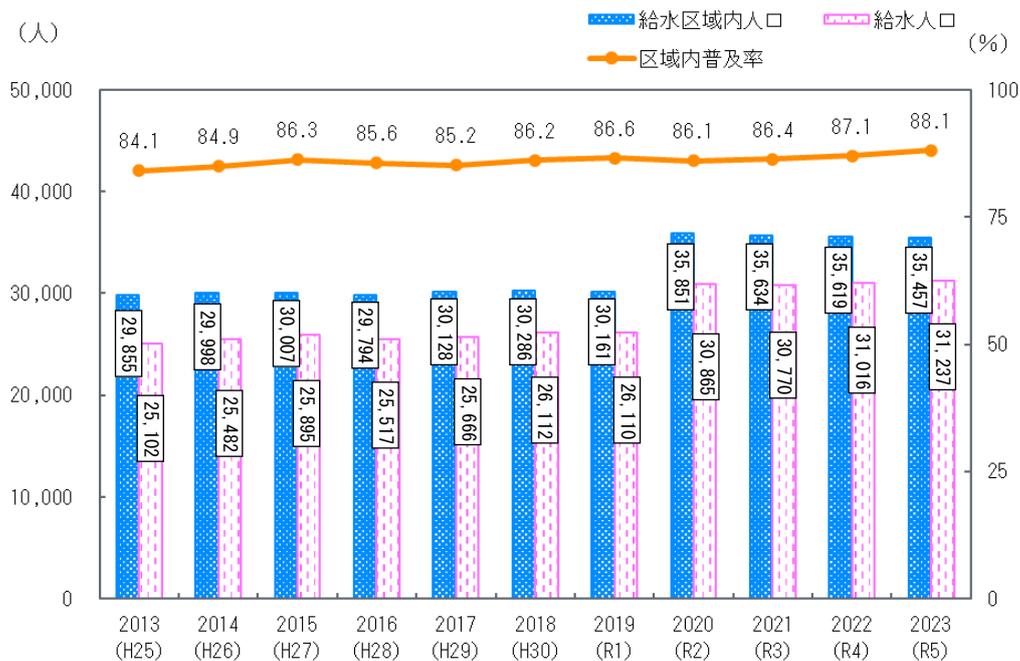
2023（令和5）年度における本市の上水道の給水区域内普及率は88.1%となっており、2013（平成25）年度以降、横ばいの傾向にあります。なお、2020（令和2）年に給水区域人口と給水人口が大幅に増加しているのは、簡易水道と飲料水供給施設を上水道へ事業統合したことによるものです。

また、本市における生活排水対策としては、地域の状況に合わせて、公共下水道、合併処理浄化槽*及び漁業集落排水事業により対応が図られています。

2023（令和5）年度における本市の汚水処理人口は、下水道処理人口が28,075人、集落排水処理人口が398人、合併処理浄化槽処理人口が3,387人の合計31,860人となっています。また、汚水処理人口普及率は87.8%となっており、2018（平成30）年以降、増加傾向にあります。

なお、2017（平成29）年度に汚水処理人口が減少しているのは、合併浄化槽処理人口の算出方法を変更したことによるものです。

(ア) 上水道接続状況

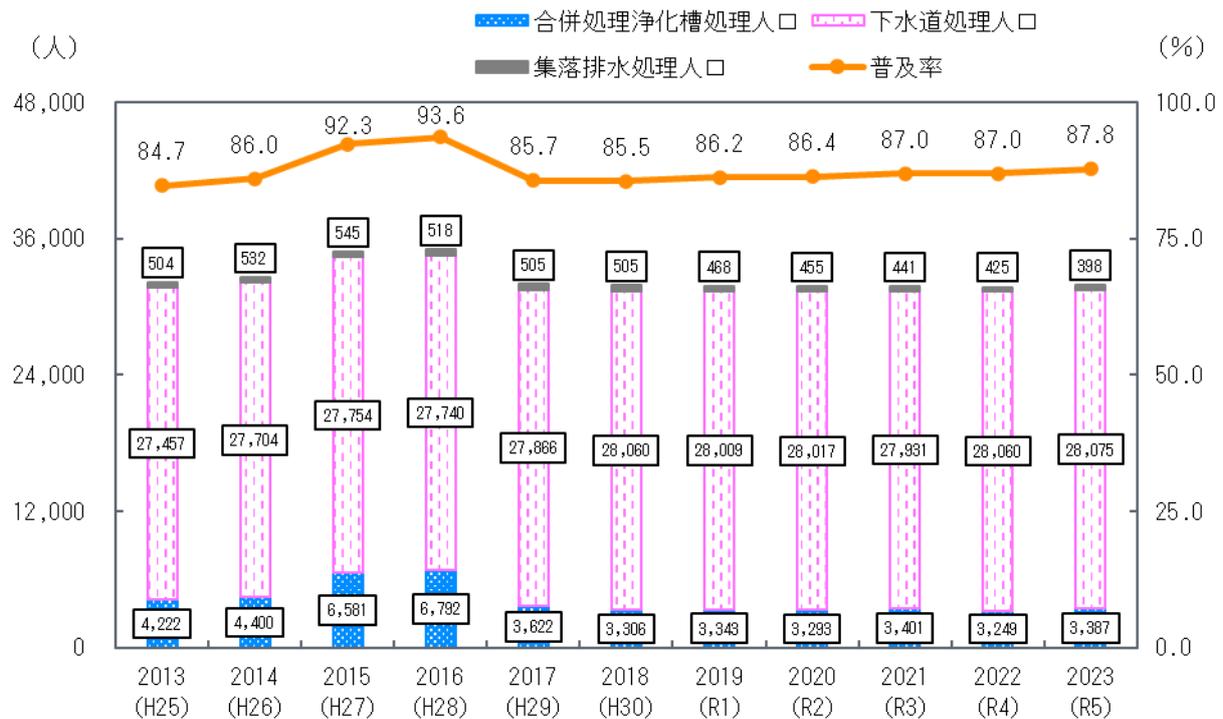


出典：宇土市環境交通課資料

図 本市の上水道接続状況

第2章 宇土市の特性

(イ) 汚水処理人口普及率



出典：宇土市環境交通課資料

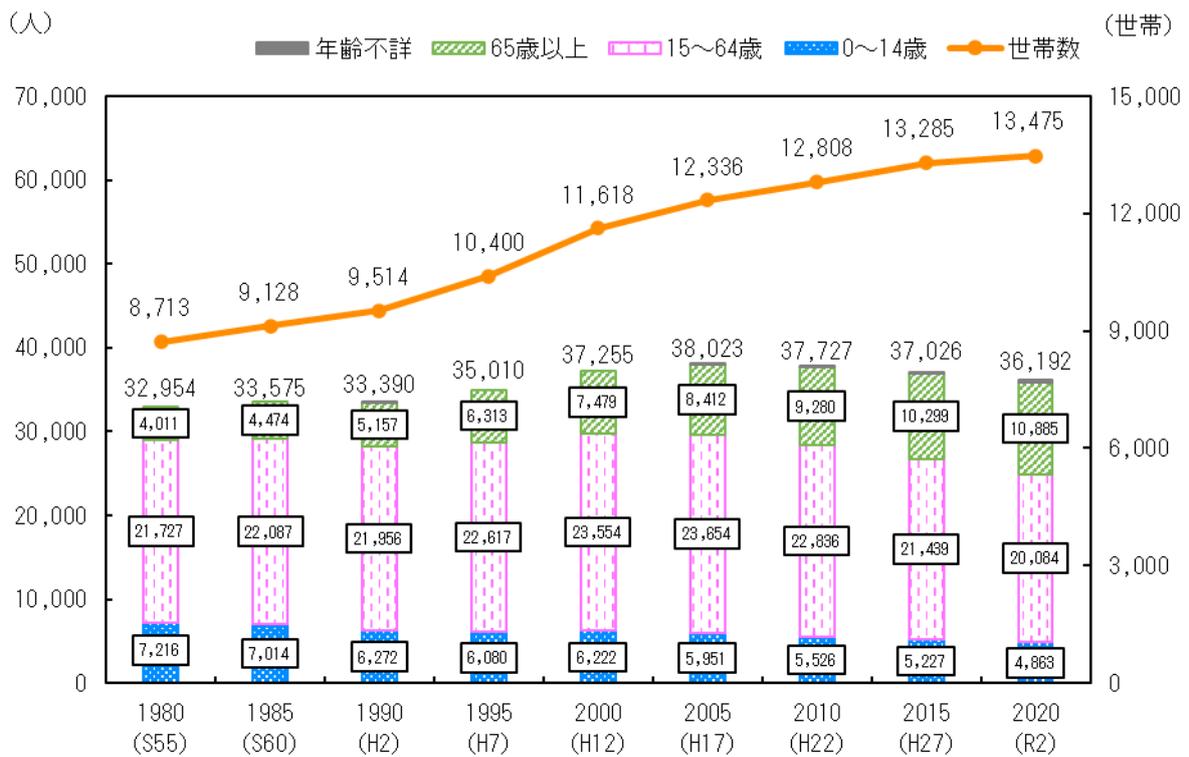
図 本市の汚水処理人口普及率

2-2 社会的特性

(1) 人口・世帯

本市の人口は、2020（令和2）年時点で36,192人であり、2005（平成17）年以降、減少傾向にあります。また、今後は少子高齢化がますます加速していくと予測されています。

世帯数は年々増加していますが、1世帯当たりの人員数は減少傾向にあり、単身世帯や核家族世帯が増加しています。



出典：2023 市勢要覧（宇土市）を基に作成

図 三区分別人口割合及び世帯数の推移

(2) 住宅

「住宅・土地統計調査（総務省）」によると、本市の2023（令和5）年における空き家総数は2,150戸、空き家率は13.48%であり、いずれも2013（平成25）年以降増加しています。空き家率を熊本県内の他13市と比較すると、合志市（7.59%）、熊本市（13.24%）に次いで3番目に低くなっており、熊本県平均（14.93%）と比較しても低くなっています。

表 熊本県及び熊本県内他13市の空き家率の推移

	2013（平成25）年			2018（平成30）年			2023（令和5）年		
	住宅総数	空き家総数	空き家率	住宅総数	空き家総数	空き家率	住宅総数	空き家総数	空き家率
	戸	戸	%	戸	戸	%	戸	戸	%
熊本県	804,300	114,800	14.27	813,700	111,900	13.75	851,100	127,100	14.93
熊本市	357,520	50,290	14.07	362,100	43,500	12.01	385,100	51,000	13.24
八代市	56,240	8,170	14.53	55,830	8,690	15.57	58,400	9,450	16.18
人吉市	16,170	2,850	17.63	17,000	3,280	19.29	16,010	3,000	18.74
荒尾市	24,870	3,710	14.92	24,720	3,840	15.53	24,990	4,460	17.85
水俣市	13,120	2,240	17.07	12,750	2,580	20.24	12,560	3,180	25.32
玉名市	27,910	3,830	13.72	28,230	4,480	15.87	30,920	5,310	17.17
天草市	41,010	7,960	19.41	40,620	9,000	22.16	40,120	9,790	24.40
山鹿市	23,080	3,770	16.33	23,330	4,010	17.19	23,900	4,640	19.41
菊池市	19,540	3,100	15.86	20,070	2,610	13.00	21,640	2,920	13.49
宇土市	14,810	1,760	11.88	15,830	2,060	13.01	15,950	2,150	13.48
上天草市	12,970	2,390	18.43	12,510	2,920	23.34	13,080	3,450	26.38
宇城市	23,950	3,420	14.28	24,570	3,190	12.98	25,350	3,550	14.00
阿蘇市	11,740	1,740	14.82	11,810	1,980	16.77	12,460	2,360	18.94
合志市	20,730	1,420	6.85	23,320	1,810	7.76	25,040	1,900	7.59

出典：住宅・土地統計調査（総務省）を基に作成

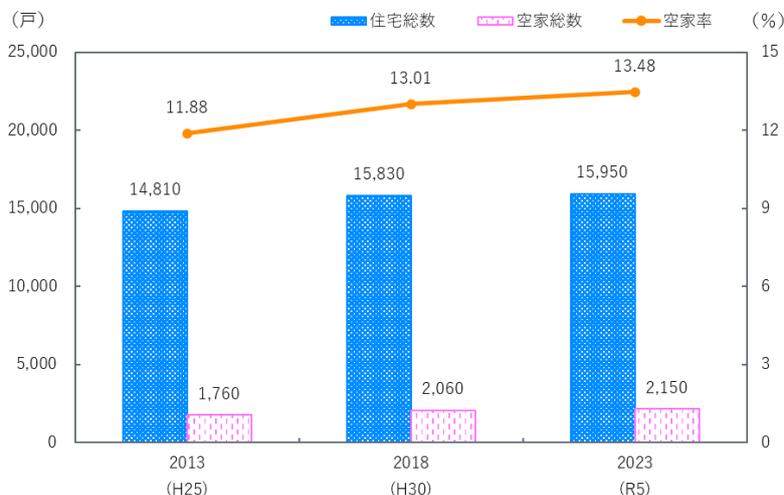


図 本市の空き家率等の推移

(3) 産業

本市の2020（令和2）年度における産業三部門別の従業員割合を見ると、第三次産業の従業員割合が66.5%で最も高く、次いで第二次産業が22.2%、第一次産業が7.9%となっており、第三次産業の従業員割合は増加していますが、全体の就業者数は減少傾向にあります。また、従業員割合を熊本県全体と比較すると同等の割合となっており、国全体と比較すると、第一次産業の割合が高く、第三次産業の割合が低いのが特徴です。

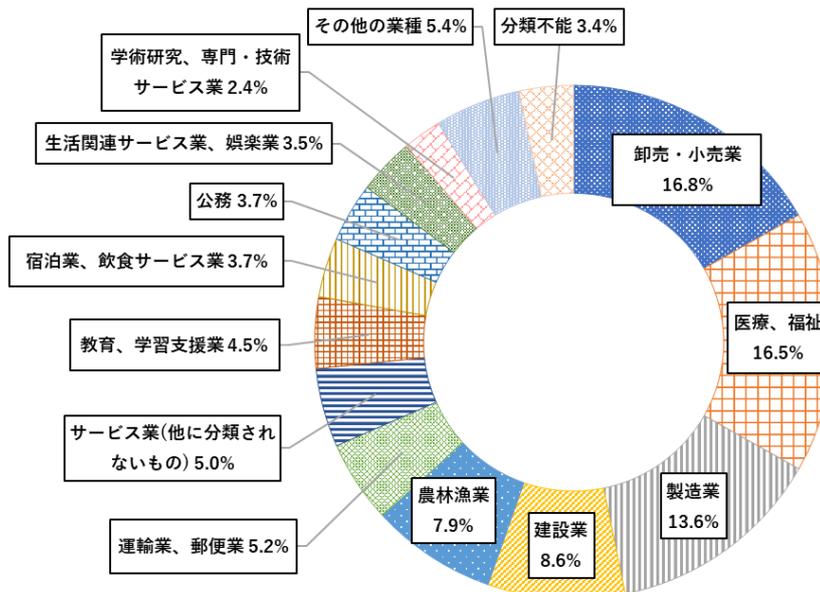
次に、2020（令和2）年度における産業分類別の従業員割合を見ると、卸売・小売業が16.8%で最も高く、次いで医療、福祉業が16.5%、製造業が13.6%となっています。

表 産業三部門別従業員割合の推移

産業部門	2010年度		2015年度		2020年度	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
第一次産業	1,816	10.5%	1,588	11.4%	1,265	7.9%
第二次産業	4,045	23.3%	3,434	24.6%	3,573	22.2%
第三次産業	11,304	65.2%	8,861	63.5%	10,693	66.5%
分類不能	173	1.0%	62	0.4%	546	3.4%
合計	17,338	—	13,945	—	16,077	—

※四捨五入により構成比の合計が100%になっていない箇所があります。

出典：国勢調査（総務省）を基に作成



出典：国勢調査（総務省）を基に作成

図 産業分類別の従業員割合（2020（令和2）年度）

(4) 公共交通

本市は鉄道、路線バス、コミュニティバス「行長しゃん号」、ミニバス「のんなっせ」、予約型乗合タクシー「のりのり号」、福祉バス「あじさい号」など多様な交通モードから地域公共交通体系を形成しています。

鉄道は JR 鹿児島本線と JR 三角線が運行しており、市内に6つの駅（宇土駅、緑川駅、住吉駅、肥後長浜駅、網田駅、赤瀬駅）があります。鉄道駅の1日当たりの乗降客数は宇土駅が最も多く、次いで住吉駅となっています。

路線バスは、利用者の減少、乗務員不足、人件費の増加、バスの老朽化、新型コロナウイルス感染症、物価高騰の影響により、廃止・減便などで総走行キロは減少傾向にあります。

コミュニティバス「行長しゃん号」は、2023（令和5）年度時点で1日当たりの利用者数は35.5人/日となっており、2022（令和4）年度の28.1人/日に比べると増加しています。

ミニバス「のんなっせ」は、2023（令和5）年度時点で1日当たりの利用者数は9.6人/日となっており、2022（令和4）年度の8.4人/日より増加しています。

このように多様な公共交通機関が整備されている一方で、自家用車の保有台数は年々増加傾向にあり、2013（平成25）年度には24,262台であった台数が2021（令和3）年度には25,927台まで増加しています。



鉄道



行長しゃん号



のんなっせ



あじさい号

(5) 史跡・文化財

市内には宇土城跡（西岡台）や檜崎古墳等の史跡、国指定にもなっている向野田古墳出土品などの文化財が数多くあります。またその他にも、古墳や貝塚等の埋蔵文化財が数多く確認されており、2022（令和4）年には縄文時代の集落遺跡である「轟貝塚」が国の史跡に指定されました。

これら史跡・文化財のうち、宇土城跡（西岡台）は史跡公園としての整備が進行中で、網田焼は網田焼の里資料館で展示されています。また、国重要有形民俗文化財に指定された宇土の雨乞い大太鼓附関連資料は大太鼓収蔵館で保管・展示されているほか、椿原雨乞い太鼓踊り等の祭りが行われるなど、観光資源としての利活用も進められています。

また、日本の名水百選にも選定され、現存する日本最古の上水道としても知られる「轟水源」は、現在でも毎分4,200ℓの湧水量を誇っています。「轟水源地及び樋管」は市の指定史跡であり、周辺には水源前広場が整備されるなど人々の憩いの場となっています。

表 本市内における史跡・文化財（指定文化財）の状況（2024（令和6）年4月1日時点）

区分	指定名称	種別	区分	指定名称	種別
国	宇土城跡（西岡台）	史跡	市	境目西原遺跡	史跡
	轟貝塚	史跡		天神山古墳	史跡
	肥後向野田古墳出土品	考古資料		小部田横穴古墳群	史跡
	宇土の雨乞い大太鼓附 関連資料	有形		長福寺（薬師堂）跡	史跡
	J R 三角線網田駅本屋 （国登録）	建造物		梅崎古墳	史跡
県	仮又古墳	史跡		小松古墳	史跡
	檜崎古墳	史跡		向野田古墳	史跡
	網田焼窯跡	史跡		如来寺遺跡	史跡
	栗崎の天神樟	天然記念物		安国寺跡	史跡
	木造阿弥陀如来坐像	彫刻		芭蕉塚	史跡
	木造釈迦如来坐像	彫刻		千体仏	史跡
	木造薬師如来坐像	彫刻		遊目台	史跡
	宇土の御獅子舞	無形		細川家墓地	史跡
	宇土半島の御輿来海岸 及びその周辺の砂紋	名勝		城塚町尾上横穴古墳群	史跡
市	宇土城跡（城山）	史跡		泰雲寺跡	史跡
	晚免古墳	史跡		宗福寺跡	史跡
	明治天皇御野立所跡	史跡		ヤンボシ塚古墳	史跡
	轟水源地及び樋管	史跡		寛政の津波供養碑	史跡
	住吉公園	史跡		椿原古墳	史跡
	立岡公園一帯（立岡池、 花園池）	史跡		天神梅	天然記念物
	曾畑貝塚	史跡		船場川両岸の榎	天然記念物
	温知館跡	史跡		歳の神の楠	天然記念物
	天草四郎ゆかりの里	史跡		牧神社のイチョウ	天然記念物
	迫の上古墳	史跡		しだれ桜	天然記念物
	スリバチ山古墳	史跡		赤瀬オハツキイチョウ	天然記念物
	城古墳群	史跡		網田海岸一帯	名勝
				宇土松山花棒踊り	無形
			椿原雨乞い太鼓踊り	無形	
		佐野山王祭礼（山王さ んまつり）	無形		

※ 市指定文化財については、史跡（個人墓を除く）、天然記念物、名勝、無形のみ抜粋

(6) 廃棄物

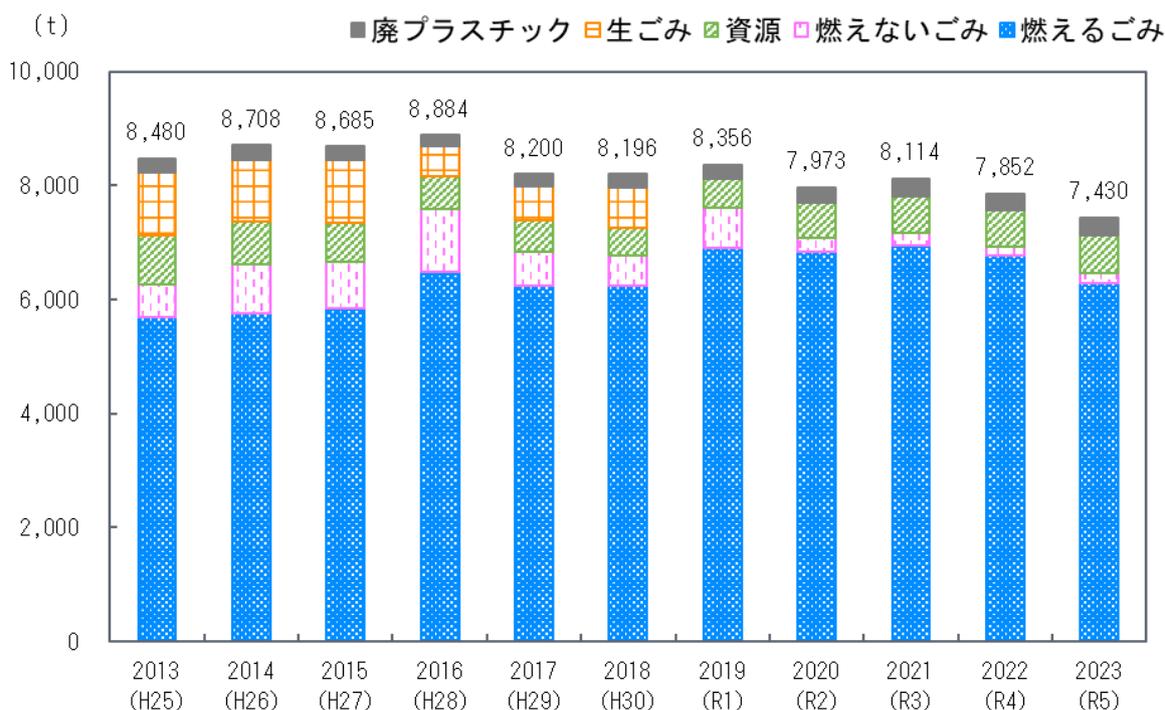
本市では、「宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例」を2005（平成17）年度に制定しました。廃棄物の減量と再資源化を促進するために、市民、事業所、市の役割を明確にし、循環型社会*を形成することを目指しています。あわせて土地管理や公共の場所等の清潔保持についても規定し、市の環境保全に努めています。

本市の家庭ごみ分別は、燃えるごみ、プラスチックごみ、資源ごみ、拠点回収資源ごみ、粗大ごみ、埋立ごみ・小型家電類の6つに分かれています。

本市の2023（令和5）年度における家庭ごみの総排出量は7,430tで、2013（平成25）年度以降では最小の排出量となりました。ごみの種類の内訳を見ると、燃えるごみが全体の84.5%を占めており、次いで資源ごみが8.8%、廃プラスチックが4.2%、燃えないごみが2.4%となっています。

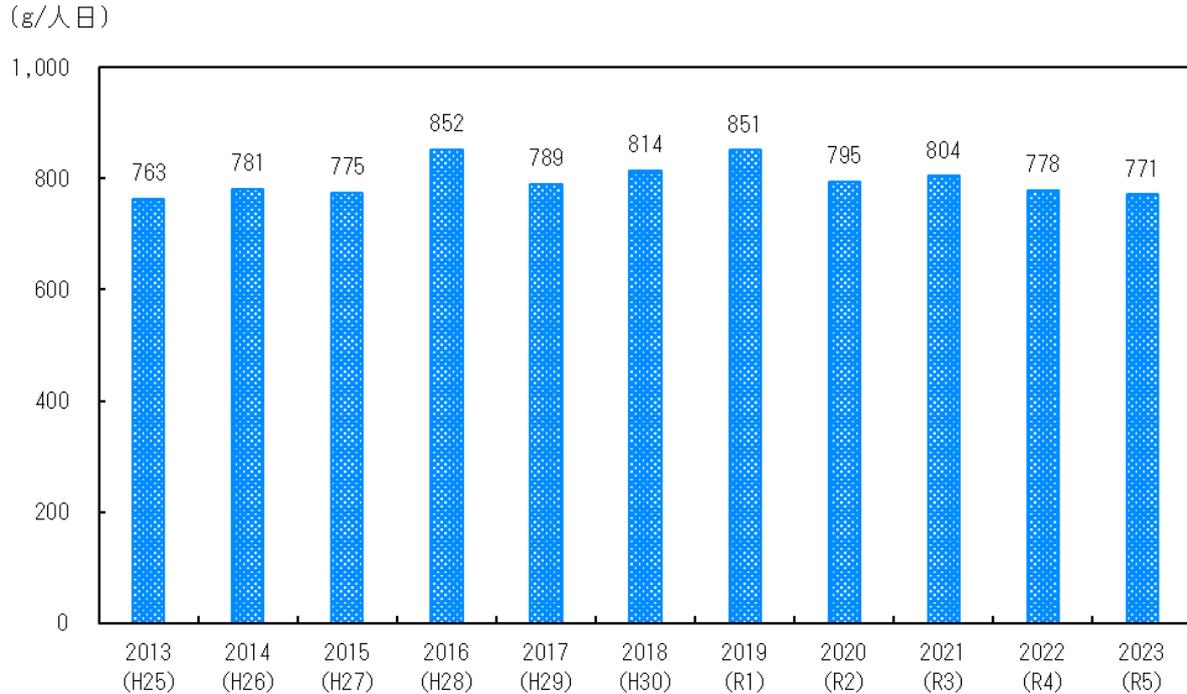
2019（令和元）年度以降、燃えるごみの排出量が増えているのは、2019（令和元）年3月11日、中間処理施設の受入中止により生ごみの収集を中止して以降、生ごみを燃えるごみとして収集しているためです。また、2020（令和2）年度以降、燃えないごみの搬出量が減っているのは、資源ごみとして回収する量が増えていることが考えられます。

また、1人1日当たりのごみ排出量についても、同様の傾向にあります。なお、本市における1人1日当たりのごみの排出量は、全国や熊本県の平均に比べて少ない数値となっています。



出典：宇土市環境交通課資料

図 本市の家庭ごみ量の推移



出典：宇土市環境交通課資料

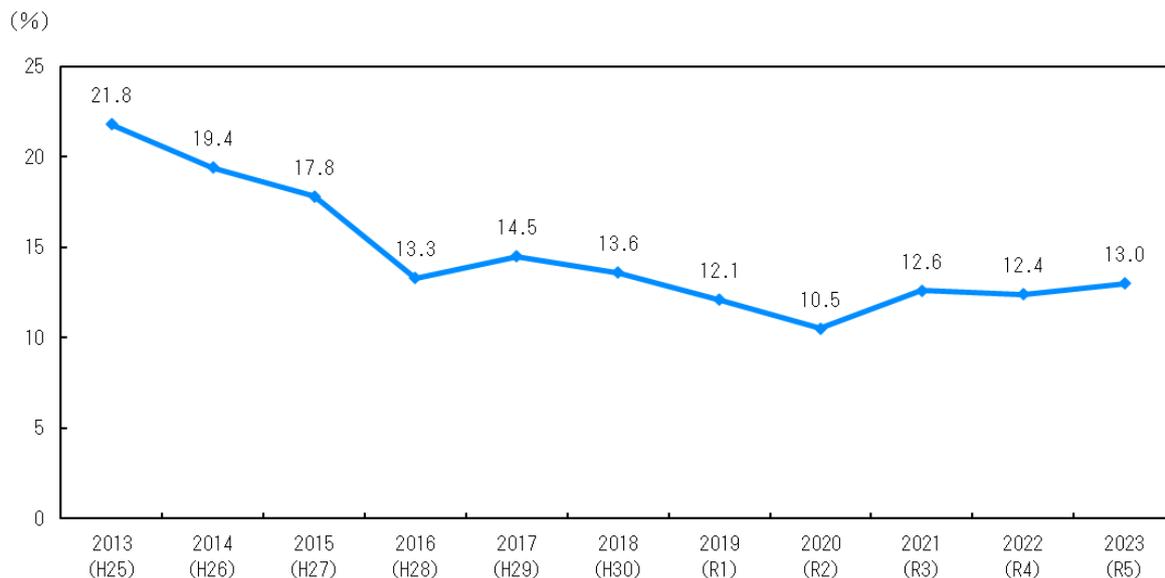
図 1 人1日当たりのごみ排出量の推移

本市では、1997（平成9）年の「容器包装リサイクル法」の施行に伴い、翌年から資源ごみの分別収集が始まり、その後、分別品目の増加や生ごみの分別収集・たい肥化の開始と、段階的にごみの分別収集・リサイクルに取り組んできました。

2012（平成24）年1月からは、廃プラスチックの分別収集をはじめ、同年4月からは、インクカートリッジ、廃食用油の拠点回収、2015（平成27）年4月からは乾電池や水銀体温計などの拠点回収を行っています。また、2017（平成29）年12月からはみんなのメダルプロジェクトに参加し、小型家電リサイクルの回収を始めました。しかし、2019（令和元）年3月、生ごみの収集を中止したこともあり、リサイクル率が減少しています。

その後、2022（令和4）年4月から、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことに伴い、本市でも2023（令和5）年4月から製品プラスチックの分別収集を開始し、2024（令和6）年4月から、燃えないごみを「ガラス類」「陶磁器類」「小型家電類」「埋立ごみ」「金属類」に分別して収集を始めています。さらに、2024（令和6）年10月から、市役所東側駐車場に常設資源ごみ回収所を設置しており、さらなるリサイクルの推進を図っています。

第2章 宇土市の特性



出典：宇土市環境交通課資料

図 本市のリサイクル率の推移

市内で集められた可燃ごみは、宇城クリーンセンターに集められ焼却処理されます。また、埋立ごみと粗大ごみは選別・破碎処理され、残さ等が埋立処分されます。

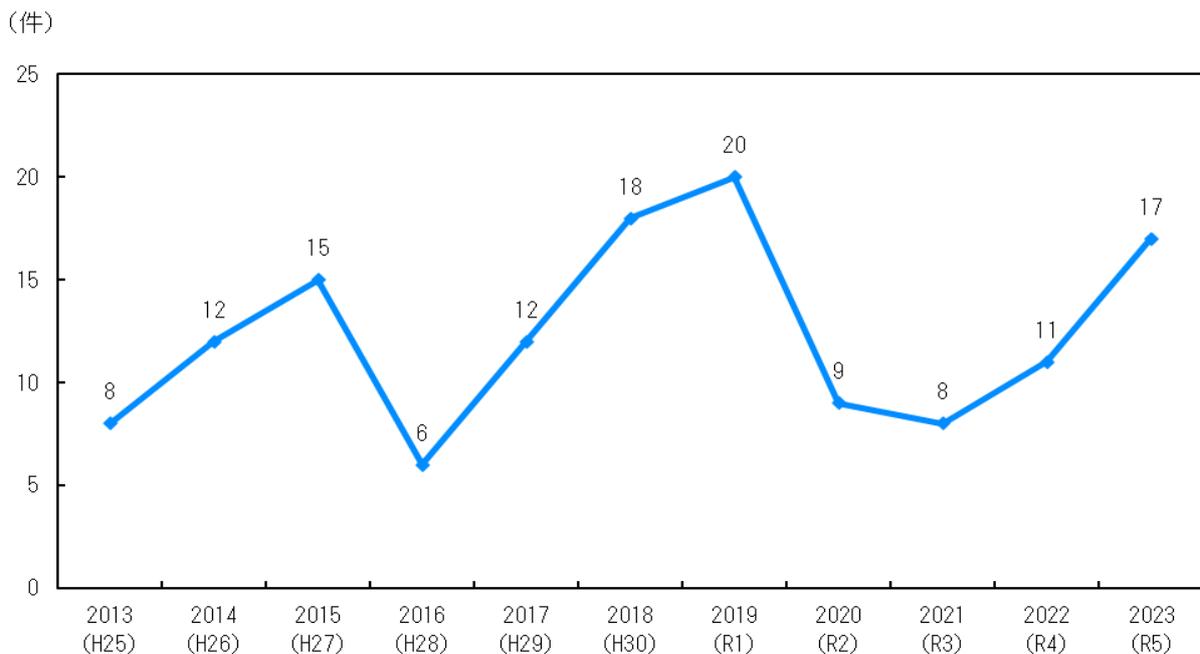


宇城クリーンセンター

(7) 不法投棄

本市の2023（令和5）年度における不法投棄件数は17件でした。不法投棄件数は、2019（令和元）年度から2021（令和3）年度にかけて減少していましたが、2022（令和4）年度から増加傾向にあります。不法投棄に対しては、市による巡回パトロールや不法投棄されたごみの撤去を実施しています。不法投棄者が判明した場合は、警察に相談して警察から指導を行ってもらうように要請しています。

また、市民・市・漁協等の協働による海岸線、河川沿いの清掃活動を実施しています。例年8月には、くまもと川と海づくりデーにおいて河川の清掃を行っております。船場川においても、春と秋に清掃を行い地域の環境保全に努めています。



出典：宇土市環境交通課資料

図 不法投棄件数の推移

(8) 温室効果ガス排出量

本市の2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量は308,547t-CO₂で、2013（平成25）年度（基準年度）の472,852t-CO₂から34.7%減少しています。部門別の排出割合を見ると、産業部門からの排出量が全体の51.0%を占めており、次いで運輸部門が18.8%、家庭部門が11.6%となっています。

2013（平成25）年度から2020（令和2）年度にかけての部門別の増減量を見ると、廃棄物分野を除く全ての部門・分野で温室効果ガス排出量が減少しています。特に、家庭部門及び業務その他部門からの排出量が大きく減少しており、これは電気の排出係数*の低減に加えて、家庭や事業所において省エネ機器の導入が進んだことが要因と考えられます。

また、廃棄物分野からの排出量が増加している主な要因として、一般廃棄物に含まれる生ごみ及びプラスチックごみが増加していることが考えられます。

表 本市の温室効果ガス排出量の推移（2013（平成25）～2020（令和2）年度）

単位：t-CO₂

部 門	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
産業部門	253,293	254,746	234,196	179,876	209,543	141,893	118,225	157,432
製造業	241,868	242,838	222,663	168,461	198,062	132,793	109,927	147,777
建設業・ 鋳業	3,522	3,216	3,100	2,821	2,767	2,385	2,113	2,982
農林 水産業	7,903	8,692	8,433	8,594	8,714	6,715	6,185	6,673
業務その他 部門	64,711	66,632	54,612	43,773	40,498	37,083	42,438	35,865
家庭部門	65,987	52,637	48,120	47,396	45,052	34,191	32,819	35,879
運輸部門	71,921	69,604	67,127	66,823	69,326	64,304	65,300	58,116
自動車	67,601	65,460	63,470	63,552	66,172	61,982	62,873	55,786
鉄道	4,320	4,144	3,657	3,271	3,154	2,322	2,427	2,330
エネルギー 起源 CO ₂ 以 外	16,940	13,406	16,378	15,249	11,902	20,510	21,528	21,255
燃料の 燃焼	552	522	493	490	490	460	460	429
工業 プロセス	4,428	0	4,011	0	0	4,229	4,043	4,060
農業分野	6,476	6,492	6,401	6,002	5,828	5,680	5,689	5,665
廃棄物 分野	5,484	6,392	5,473	8,757	5,584	10,141	11,336	11,101
合計	472,852	457,025	420,433	353,117	376,321	297,981	280,310	308,547

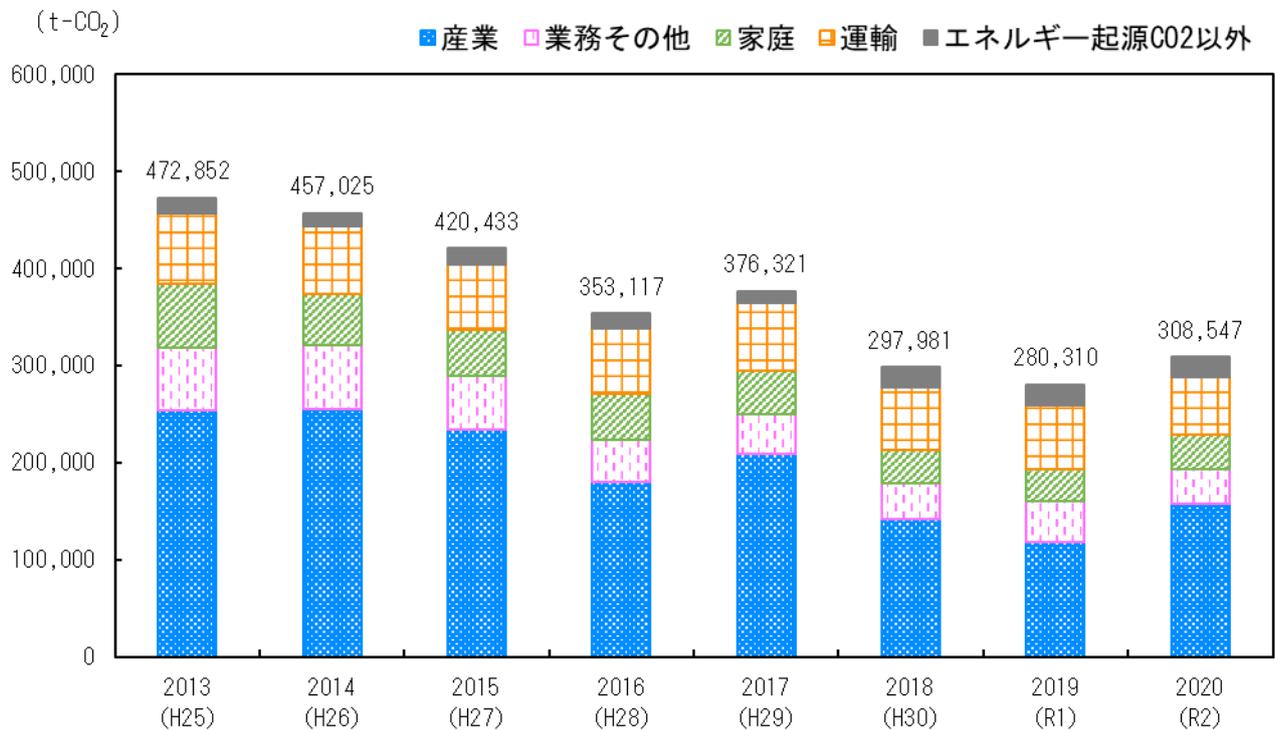
出典：宇土市環境交通課資料

表 本市の1人当たりの温室効果ガス排出量の推移（2013（平成25）～2020（令和2）年度）

単位：t-CO₂/人

部 門	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
産業部門	6.65	6.69	6.16	4.78	5.60	3.80	3.19	4.26
業務その他部門	1.70	1.75	1.44	1.16	1.08	0.99	1.15	0.97
家庭部門	1.73	1.38	1.27	1.26	1.20	0.92	0.89	0.97
運輸部門	1.89	1.83	1.77	1.78	1.85	1.72	1.76	1.57
エネルギー起源CO ₂ 以外	0.45	0.35	0.43	0.41	0.32	0.55	0.58	0.58
合計	12.42	12.00	11.06	9.39	10.06	7.98	7.57	8.36

出典：宇土市環境交通課資料



出典：宇土市環境交通課資料

図 本市の温室効果ガス排出量の推移（2013（平成25）～2020（令和2）年度）

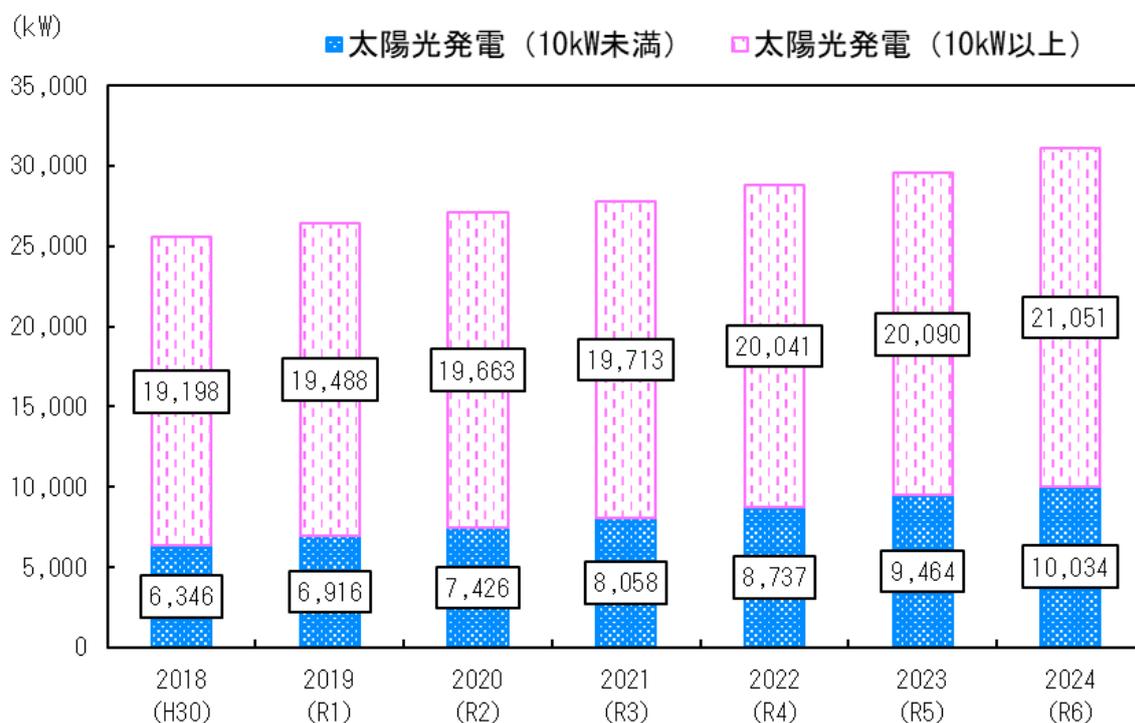
(9) 再生可能エネルギー導入量

本市の再エネ導入量は、2024（令和6）年3月末時点で31,085kWとなっており、全て太陽光発電設備による発電となっています。

内訳を見ると、家庭用を含む10kW未満の太陽光発電は10,034kW、発電事業用（10kW以上）の太陽光発電は21,051kWです。

また、2018（平成30）年3月末時点からの増加率を見てみると、家庭用を含む10kW未満の太陽光発電は58.1%増加、発電事業用（10kW以上）の太陽光発電は9.7%増加しており、特に家庭用太陽光発電が普及してきていることが分かります。

本市は熊本県内でも比較的日射量が多い地域であり、太陽光発電導入のポテンシャルが高いです。今後も太陽光発電を中心に再生可能エネルギー*導入を進めていく必要があります。



※各年3月末時点

図 本市の再生可能エネルギー導入量の推移（2018（平成30）年3月～2024（令和6）年3月）

第3章 計画の目指すもの

3-1. 目指す姿（基本理念・将来像）	48
3-2. 基本方針	49
3-3. 施策の体系	50



千体仏の水

3-1 目指す姿（基本理念・将来像）

宇土市は、宇土半島の山々と、緑川河口部の肥沃な大地、水産資源が豊富で特色のある有明海を有し、豊かな自然環境に育まれながら、古くから交通と文化の要衝の地として発展してきました。

しかし、その一方で、現代に至るまでの私たちの便利で豊かな日常生活や事業活動の影響により、地球温暖化、気候変動、河川・海域・地下水の汚染、自然環境・生態系の破壊、廃棄物や不法投棄の増加等、様々な環境問題を引き起こしています。私たちはこの大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式を見直し、SDGs やゼロカーボンを達成できるような暮らしへと転換して、豊かな自然環境や文化、資源を次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、市、市民、事業者及び民間団体が一体となって、これらの環境に関する問題に取り組んでいく必要があります。今の世代と将来の世代が同じように快適で安心できるまちづくりを進めていくために、宇土市の将来の望ましい環境像を以下のように設定しました。

次世代に責任の持てる地域環境をみんなで創るまち 宇土市

3-2 基本方針

宇土市の将来の望ましい環境像の実現には、市、市民、事業者及び民間団体が共同して環境負荷が小さい社会を形成していくことが重要です。望ましい環境像を実現するための5つの長期目標を以下のように設定しました。

<p>〈協働・参加〉 「みんなで環境について学び考えるまち」</p>	<p>市、市民、事業者及び民間団体が一体となって、環境の保全と創造に関することを、主体的に捉えるとともに、自発的に考え、学び、行動していくことを目指します。</p>
<p>〈安心・安全〉 「みんなで育む安心な暮らしと豊かな文化と水のまち」</p>	<p>市、市民、事業者及び民間団体が一体となって、市民生活における環境の保全を図り、快適で安心できる暮らしの実現と魅力あるまちづくりを目指します。</p>
<p>〈共生〉 「みんなで育む豊かな自然が息づく山と川と海のまち」</p>	<p>本市は山、川、海が揃い、互いが関連し豊かな自然を育んでいます。この豊かな自然環境と地域特性に応じて、身近な自然の保全や創出、人と自然との豊かな触れ合いの確保、多様な自然の体系的な保全等、自然と共生したまちづくりを、市、市民、事業者及び民間団体が一体となって目指します。</p>
<p>〈脱炭素〉 「みんなで取り組む脱炭素のまち」</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けて、市、市民、事業者及び民間団体が一体となって、再エネの導入・拡大に向けた取組や省エネを進めることで、環境への負荷を限りなく低減するとともに、気候変動に適応した社会を形成することを目指します。</p>
<p>〈循環〉 「みんなで取り組む資源循環のまち」</p>	<p>市、市民、事業者及び民間団体が一体となって、日常生活や事業活動等によって発生したものを資源として有効活用するとともに、ごみの減量、分別収集、再利用に努めて、循環を基調とする社会を形成することを目指します。</p>

3-3 施策の体系

環境像		
次世代に責任の持てる地域環境をみんなで創るまち 宇土市		
長期目標	基本方針	特に関連するSDGsの目標
長期目標 1 みんなで環境について 学び考えるまち	① 環境学習を通しての環境意識の向上	   
	② 環境配慮行動の推進	 
長期目標 2 みんなで育む 安心な暮らしと 豊かな文化と水のまち	③ 豊かな湧水の保全と適正利用	  
	④ 有明海の水質保全	  
	⑤ 安全で快適な生活環境の保全	 
	⑥ 効率的な公共交通の整備	
	⑦ 都市景観の保全	 
	⑧ 文化（自然・環境関連）遺産の保全と活用	 
長期目標 3 みんなで育む 豊かな自然が息づく 山と川と海のまち	⑨ 豊かな自然環境と生物多様性の保全	 
	⑩ 人と自然の触れ合いの確保	  
長期目標 4 みんなで取り組む 脱炭素のまち	⑪ 脱炭素の実現に向けた取組の推進	   
	⑫ 気候変動に適應した暮らしや街づくりの推進	  
長期目標 5 みんなで取り組む 資源循環のまち	⑬ ごみの少ない循環型のまちづくり（3R+Renewable）の推進	  
	⑭ 不法投棄の防止	   

第4章 施策の展開

長期目標 1	みんなで環境について学び考えるまち	52
長期目標 2	みんなで育む安心な暮らしと豊かな文化と水のまち	58
長期目標 3	みんなで育む豊かな自然が息づく山と川と海のまち	76
長期目標 4	みんなで取り組む脱炭素のまち	84
長期目標 5	みんなで取り組む資源循環のまち	94



浜戸川（ヨシ原）

長期目標

1

みんなで環境について学び考えるまち

① 環境学習を通しての環境意識の向上

● 市の現状と課題

本市では、市内の小中学校等を対象とした環境学習出前講座や市内小学5年生を対象としたエコポスターコンクールの開催など、学校での環境学習に取り組んでいます。また、海岸や河川、公園の清掃活動等を実施し、地域での環境保全活動にも取り組んでいます。

本市の豊かな自然環境や快適な都市環境を未来に受け継ぐには、各主体が環境問題の重要性を認識し、自主的・積極的に環境学習や環境保全活動に取り組む必要があります。そのためには、様々な媒体を活用して環境問題に関する情報発信を行うことや、幅広い世代の人たちが環境学習や環境保全活動に取り組める機会を創出することなどが求められます。

● 方針・具体的目標

学校では体系的な環境教育を推進するとともに、地域では環境問題に関するイベントを開催するなど環境学習の場を提供することで、世代を問わず環境意識を向上するきっかけづくりを行います。また、収集した環境情報や取組は様々な媒体を活用して発信し、共有を図ります。

● 特に関連するSDGsの目標（ゴール）と市の取組例

<p>2 飢餓をゼロに</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校給食を通じた食育の推進 ◆ フードドライブ*の開催や30・10運動の普及啓発
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境学習拠点の整備 ◆ 発達段階に応じた環境教育プログラムの検討
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 耕作放棄地や空き家等を活用したイベントの開催 ◆ 「持続可能な地域づくり」に関する出前講座の開催
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様な主体との連携・協働 ◆ 多様な媒体を活用した情報発信

● 指標

環境指標項目	単位	現況値(R5年度)	目標値(R12年度)	担当課
「緑の少年団」の団体数 (小学校数)	校	3	3	農林水産課
「こどもエコクラブ」団体数	団体	3	4	環境交通課
社会教育学級(環境学習関連) 実施回数	回/年	11	7	中央公民館

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
学校を拠点とした 環境教育・環境学 習の推進	学校における環境教育・環境学習のための教材や情報を収集・提供し、環境をテーマにした総合的学習の時間への支援を図る。
	小学校から中学校への段階を考えた環境教育の体制づくりを推進する。
	学校と地域(市民、事業者及び民間団体)が一体となり、児童・生徒による自然・文化等の体験的活動(「緑の少年団」等学社連携、学社融合)が進められる環境づくりを推進する。
	児童生徒への食育を実施するとともに、給食に宇土市産食材を使用し地域の食への理解と地産地消*を推進する。
家庭、地域社会、 職場における環境 教育・環境学習の 推進	地域社会における自然・文化等の体験的活動(「こどもエコクラブ」を始めとした自然・文化等の体験の場)を推進する。
	地域社会や職場に、環境保全に関する出張講師を派遣する。
	環境学習イベントを開催し、環境意識の向上を図る。
	環境に関する知識や技術を持つ地域人材の登録(人材バンク)を活用し、地域における環境学習を推進する。
環境情報の公開と 共有	環境監視データ等の環境情報の公開を推進する。
	環境推進連絡会議を定期的に開催し、情報の共有化と相互利用を推進する。

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
学校や地域社会における自然・文化等の体験的活動（「緑の少年団」、「こどもエコクラブ」等）に積極的に参加・協力する。	●	●	●
家族で環境問題について話し合ったり、新聞やテレビを積極的に見たりすることで、環境問題に関する意識啓発に努める。	●		
環境教育・環境学習に関する活動を実践するとともに、参加に努める。		●	
環境教育・環境学習活動の企画・運営を行うとともに、市等が開催する環境教育・環境学習関連活動に協力・支援する。			●
環境情報の収集と提供に努め、各主体が協働して利用できる場やプラットフォームの構築に協力する。	●	●	●

■ 緑の少年団

国土緑化運動の一環として、1960（昭和35）年に国土緑化推進委員会（現 国土緑化推進機構）が、「グリーンスカウトの提唱」を行ったことを契機として、緑と親しみ、緑を愛し、守り、育てる活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、自らの社会を愛する心豊かな人間を育てることを目的に結成された団体のこと。

■ こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブのこと。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。



行長しゃんと学ぼう！～生物多様性に迫る「4つの危機」～

私たちの暮らし（食料、水、資源循環、景観等）は、多様な生物が関わり合う生態系による恵み（生態系サービス）によって支えられています。しかし、現在は様々な要因により生物多様性が失われており、日本も例外ではありません。「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、日本の生物多様性が直面している危機を4つに分類しています。

① 開発など人間活動による危機

開発や乱獲による種の減少・絶滅、生育・生息地の減少



宇土市でも…

- 山の麓等に太陽光発電所が建設されている。
- コンクリート三面張りによる河川改修が行われている。



コンクリート三面張りの河川

② 自然に対する働きかけの縮小による危機

里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下



宇土市でも…

- 耕作放棄地が増加している。
- 野生鳥獣（特にイノシシ）による農林業被害が発生している。
- 荒廃森林や放置竹林が見受けられる。



放置竹林

③ 人に持ち込まれたものによる危機

外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱



宇土市でも…

- 立岡池や花園池にはブラックバスやブルーギルが定着している。
- 水田等にジャンボタニシが定着している。



ジャンボタニシ

④ 地球環境の変化による危機

地球温暖化による生息域の変化・消失



宇土市でも…

- 有明海の沿岸、干潟、河口域の海水温は上昇傾向にある。
- ノリ養殖は水温上昇の影響を受け、種付け時期が以前より遅れている。



ノリ網

② 環境配慮行動の推進

● 市の現状と課題

本市ではこれまで、市民や事業者の環境配慮行動の推進に向けて「宇土市エコライフ計画・ごみ出しルールブック」の作成・配布や、広報紙やホームページを通じたSDGsや環境配慮行動に関する情報発信等を行ってきました。また、年に2回開催される船場橋周辺での船場川クリーン作戦や、住吉海岸公園清掃活動、宇土市シルバー人材センターが毎年実施している中央公園でのボランティア清掃活動など、市内各地で多様な主体による清掃活動が実施されてきました。

そのほか、花いっぱい運動により公共用地の緑化や緑地の保全活動を行っています。

近年では、深刻化する気候変動やプラスチックごみ問題などを背景に、世界中で「エシカル消費」という考え方が広まっています。「エシカル消費」とは、地域の活性化や雇用などを含む人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことで、地産地消*のための地元農作物等の購入やマイバッグ・マイボトルの利用などが挙げられます。

今後も地域での清掃活動への支援等を継続的に行うとともに、エシカル消費などの環境配慮行動のさらなる普及・啓発に向けた取組を推進します。

● 方針・具体的目標

環境保全活動を持続させるため、市民・事業者・民間団体の環境保全活動を支援するとともに、市民が環境保全活動や環境配慮行動を実施できるように、「広報うと」やSNS、エコライフ計画等で積極的に情報発信や普及・啓発活動を行います。

また、事業者には環境保全への取組を促すために、環境保全協定*の締結を推進します。

● 特に関連するSDGsの目標（ゴール）と市の取組例

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>		<ul style="list-style-type: none">◆ エコライフ計画の普及・啓発◆ エシカル消費の普及・啓発
 <p>17 パートナースHIPで目標を達成しよう</p>		<ul style="list-style-type: none">◆ 多様な主体が参加できる環境保全活動の実施◆ 環境保全協定*の推進と充実

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
家庭、地域社会、 職場における環境 保全活動の推進	「エコライフ計画」及びSDGsに関する市民への普及・啓発を図る。
	環境保全協定*の締結及び充実を推進し、事業者により一層の環境保全への取組を促す。
	地域全体が積極的に環境保全活動を実践できるように、環境保全活動への支援を促進する。
組織づくり	市域で行われる環境保全活動を積極的に支援するなど、環境保全活動を通じた地域及び個人のウェルビーイング（生活の質）の向上を目指す。
	市、市民、事業者及び民間団体が協働して参画できる環境保全のための話し合いの場を設け、環境保全への取組を推進する。
市における率直的な環境保全活動	環境保全活動を効果的に行うために、地域組織（婦人会や子ども会等）を活用した活動を推進する。
	市職員が自ら環境保全活動を実践できるように、市職員に対する研修の開催及び参加を促進する。
	「エコライフ計画」に基づき、家庭における環境に配慮した生活活動を市職員自らが率先して実践することにより、環境保全活動に関する市民への普及・啓発を図る。
	物品を調達する際は「宇土市グリーン購入推進方針」により、環境への負荷が少ない製品を購入する。
	環境マネジメントシステムにより環境基本計画の運用を行う。

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
「エコライフ計画」やSDGsの考え方にに基づき、環境に配慮した生活や活動の積極的な実践・啓発に努める。	●		
地域の環境美化活動やリサイクル活動に積極的に参加・協力する。	●	●	●
環境保全活動には、市、市民、事業者、民間団体と積極的に協働して取り組むように努める。	●	●	●
SDGsの達成を目指す。	●	●	●
環境保全協定*の締結及び充実を努め、より一層の環境保全のための取組を促進する。		●	
実施可能な取組を継続的に推進するとともに、活動基盤の拡充を図る。			●
環境保全に係る地域組織（婦人会や子ども会等）の活動に積極的に参加・協力する。	●	●	●

みんなで育む安心な暮らしと豊かな文化と水のまち

③ 豊かな湧水の保全と適正利用

● 市の現状と課題

近年、近隣自治体と同様に、本市においても湧水量の減少が叫ばれています。この問題に対応するためには、まず適切な現状把握が必要です。

また、地下水は有限な資源であり、かん養量以上の過度な地下水利用は、水位低下を招いたり、環境のシンボルである轟水源等の湧水の枯渇や、地盤沈下にも繋がります。

本市では、2008（平成20）年に熊本県と熊本地域の14市町村が共同で策定した「熊本地域地下水総合保管理計画」に基づき、地下水盆を共有する自治体と連携して地下水のかん養、節水、水質保全に取り組んできました。本市においても、かん養機能の維持・向上のために広葉樹林の育成や針葉樹林の下草刈り等の手入れ、区域設定による安易な伐採の抑制、雨水利用や工場における回収水の利用促進、広報による地下水に関する市民の意識啓発等に取り組んでいます。市民一人ひとりが積極的に節水行動を行い秩序ある地下水利用に努めることや、地下水のかん養機能の再生・保全を推進することが必要です。

しかし、水田の減少や熊本地震の影響により目標のかん養量には達しておらず、依然として一人一日当たりの水道使用量が多いのが現状です。そのため、節水運動を啓発するとともに、地下水の保全に向けては地下水汚染や節水、かん養等の対策をさらに推進していく必要があります。

さらに、本市では、地下水質の状況を把握するため、市と県により定期的に地下水水質調査を実施しています。これまでの調査では、ヒ素やフッ素でそれぞれ環境基準を超えている井戸があり、所有者に飲用指導を行っています。あわせて、有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）についても引き続き調査を行っていきます。

水質の汚濁は、湧水（地下水）量の問題と同様に複数の自治体にまたがる広範囲なものであることから、関係自治体等との連携により、問題解決のための取組を推進していくことも必要です。

● 方針・具体的目標

良好な水環境を確保するため、湧水（地下水）の継続的な水質調査や監視を行うとともに、生活排水対策を推進します。また、地下水の保全のために効率的な水利用や雨水の利用促進、水道施設の給水区域の拡大、水源かん養林の保全に取り組みます。

● 特に関連する SDGs の目標（ゴール）と市の取組例

 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 湧水（地下水）の定期的な水質調査や監視の実施 ◆ 生活排水対策の推進
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雨水浸透ます・雨水タンク設置費補助金の交付 ◆ 節水運動の推進 ◆ 水道施設の給水区域の拡充整備
 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 周辺自治体と連携した地下水保全対策の推進

● 指標

環境指標項目	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R12 年度)	担当課
水道配水の有効率	%	85.9	88.0	上下水道課
雨水タンクの設置補助件数	件/年	3	10	環境交通課
公共下水道の加入（接続率）	%	95.3	96.5	上下水道課

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
地下水の水質汚濁の防止	有害物質の適正な使用に対する監督・指導の徹底を図る。
	地下水の定期的な水質調査・監視体制の充実を図り、水質汚濁があった場合には、熊本県と連携して汚濁原因の解明や適切な保全対策を実施する。
	生活排水処理に対する市民の意識啓発を図る。
	適正施肥等の環境保全型農業の推進及び家畜排せつ物の適正処理・利用の拡大等により、地下水の硝酸性窒素削減を図る。
地下水量の回復	森林の水源かん養機能の向上・維持のために、広葉樹林の育成や針葉樹林の下草刈り等の手入れを推進する。
	雨水タンク設置による雨水利用や中水利用、工場における回収水利用を推進する。
	地下水かん養の推進のために、住宅用雨水浸透柵の設置を推進する。
轟水源の保全と活用	轟水源の水源かん養域を対象に、水源かん養林として広葉樹林の育成や樹林地の安易な伐採の抑制を図る。
	轟水源周辺の遊歩道の整備の推進や轟水源に関する案内・説明板の設置を図り、轟水源及び地下水に関する市民及び事業者への意識の啓発を図る。
水資源の安定的な確保	水道事業の取水・浄水施設の維持管理を徹底し、安心して使用できる水資源の継続的な確保を図る。

● 市の取組（続き）

取組の方向性	市の個別施策・行動例
水資源の安定的な確保	水道事業において、老朽管更新や漏水調査を継続して実施し、水資源の有効利用を図る。
周辺自治体との連携	「くまもと地下水財団」において地下水保全の取組を促進するとともに、必要に応じて、地下水保全のために周辺自治体との連携を図る。 熊本地域地下総合保全管理計画に基づき、地下水盆を共有する県と14市町村と連携して地下水保全を推進する。
地下水利用意識の啓発	住民参加型の地下水かん養林の造成事業を推進し、地下水に関する市民への意識の啓発を図る。 市民及び事業者に対して、地下水保全のための具体的な方法について、パンフレットの作成や「広報うと」への掲載により普及・啓発を図る。 水使用量の削減のため、節水運動を継続して推進する。
2, 4, 5-T 系除草剤対策	北部ブロックの2, 4, 5-T系除草剤の撤去は完了。引き続き、国に対して南部ブロックの早急な撤去を要望する。撤去するまでの期間について、定期的な土壌・水質検査を要望する。

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
有害物質の適正な管理を行う。使用に関しては厳重な注意を払い、地下に浸透しないよう対策を講じる。		●	
適正な排水管理を行うことにより、法令に基づく有害物質等の排水基準を遵守する。		●	
地下水使用量の抑制のために雨水タンクを活用した雨水利用や工場等における回収水の利用に努める。	●	●	
地下水かん養のために雨水浸透柵を設置するように努める。	●	●	
森林の水源かん養機能の向上・維持のために、広葉樹林の育成や針葉樹林の下草刈り等の森林の整備に努める。		●	
湧水（地下水）の重要性や保全に関する市民及び事業者への意識の啓発に努める。			●
轟水源周辺その他水源かん養林の植林活動に積極的に参加・協力する。	●	●	●
轟水源地周辺の水源かん養域における樹林の安易な伐採を控え、雨水の地下浸透を考慮した土地利用に努める。	●	●	
水使用量の削減のため、積極的な節水に努める。	●	●	●
住民参加型の水源かん養林の植林活動の展開を図り、地下水に関する市民への意識の啓発に努める。			●
地下水保全のための具体的な方法について、市民及び事業者への意識啓発に努める。			●



行長しゃんと学ぼう！～地下水に迫るプラスチック問題～

近年、世界的な環境問題の一つに海洋プラスチック問題があります。この問題は、メディア等でも盛んに報道がなされ、各地で対策が始まっています。しかし、地下水にもプラスチック問題、特にマイクロプラスチックの問題があることはあまり知られていません。

マイクロプラスチックとは、微細なプラスチックごみの総称で、5mm以下のものを指します。雨風の影響で集積所から外へ出たごみや、ポイ捨てなどが原因で河川から海へと流れ着いてしまったごみが波や砂、紫外線によって砕かれ、どんどん小さくなることにより発生しています。

本市を含む熊本地域では、水道水源のほぼ100%が地下水により賄われています。しかし、熊本大学の研究によると、2021（令和3）年に熊本市において、国内で初めて地下水からマイクロプラスチックが検出されました。同大学によると、地下水から検出されたマイクロプラスチックは野外で使用された園芸用ポットであった可能性が高く、雨水などで地中を通して地下水に流入した可能性があるかと推測しています。

地下水は私たちの生活に欠かせないものです。そのため、園芸ポットなどのプラスチック製品を地中に埋める必要のある場合は生分解性プラスチック（微生物の働きで水とCO₂に分解される環境にやさしいプラスチックのこと）から作られた製品を採用するなど、一人ひとりが地下水を保全するためにできることに取り組みましょう。



一人ひとりの行動が、熊本の宝である地下水を守ることにつながるのだ！



出典：マイクロプラスチック削減のために（環境省）

④ 有明海の水質保全

● 市の現状と課題

本市では、毎年、四半期ごとに市全域の河川の水質調査を行っています。これまでの調査では、河川水の滞留や生活排水の流れ込みの影響により、SS（浮遊物質）やBOD*（生物化学酸素要求量）が環境基準を超過することがありました。今後も調査を行い、水質の状況を継続して監視することが必要です。

次に、生活排水対策としては、公共下水道、合併処理浄化槽*及び集落排水事業が進められています。しかし、合併処理浄化槽等が、適正に点検・整備されていなかったり、市内にはまだ浄化能力の低い単独処理浄化槽が多く設置されていることから、浄化能力の高い合併処理浄化槽への転換に向けてさらなる施策の推進が必要です。

また、事業所からの排水に対しては関係法令に基づく規制・監督・指導の強化を図るとともに、現在締結している環境保全協定*の拡充及び内容の強化、協定に基づく監視・指導の強化を図っていくことが必要です。特に環境への影響が大きいと判断される事業所に対しては、本市と環境保全協定を締結するよう働きかけていきます。

さらに近年、海洋プラスチックやマイクロプラスチックが世界的な問題になっており、ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが河川を通じて海に流れ込んでいます。これらのプラスチックは紫外線や波浪にさらされることで劣化・破碎され、マイクロプラスチックとなって生態系に悪影響を及ぼすおそれがあります。このため、陸域でのポイ捨て防止に向けた取組や、生態系や人体への悪影響に関する広報など、プラスチックの適正処理を啓発していく必要があります。

本市を取り巻く水の問題は、いずれも複数の自治体にまたがる広範囲なものであることから、関係自治体等との連携により、問題解決のための取組を推進していくことも必要です。

● 方針・具体的目標

有明海の水質保全のために河川の水質監視や事業所排水対策、プラスチックごみの適正処理を推進します。

汚水処理人口の増加のために、下水道事業（公共下水道）の拡充整備を推進するとともに、合併処理浄化槽設置補助を行います。

また、水質汚濁防止のために農林漁業で使用される農薬や薬品について適正使用を推進します。

■ SS（浮遊物質）

「Suspended Solid」の略称で、水中に浮遊する物質の量を指す。水の濁りの原因となるため、水質汚濁防止法で排水基準が定められている。

● 特に関連する SDGs の目標（ゴール）と市の取組例

 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 定期的な水質調査の実施 ◆ 合併処理浄化槽の設置推進
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 河川や海岸の清掃活動の推進 ◆ プラスチックごみの適正処理の推進
 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所との環境保全協定*の締結 ◆ 多様な主体と連携した海岸清掃等の実施

● 指標

環境指標項目	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R12 年度)	担当課
公共下水道の加入（接続）率	%	95.3	96.5	上下水道課
合併処理浄化槽設置数	基/年	45	45	環境交通課
主要河川の水質（BOD） <small>浜戸川、船場川、潤川、大坪川、網津川、網田川</small>	%	83	100	環境交通課

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
生活排水対策	合併処理浄化槽の設置を推進する。
	公共下水道及び漁業集落排水事業への加入・接続、又は合併処理浄化槽の設置に関する市民意識の啓発を図る。
	洗剤の適量使用や廃食用油の適正処理等、生活排水処理に対する市民意識の啓発を図る。
	EM 菌に関する情報の収集に努めるとともに、EM 菌に関する情報を提供する。
水質の監視・汚濁の防止	熊本県との連携も含めて、市全域の河川及び海域の水質の状況を把握できるように、定期的な水質調査及び監視体制の充実を図る。
	河川等への油や農薬の流出を防止するため、農業用燃料タンクや農薬タンクの適正管理を推進する。
	プラスチックごみの河川や海域への流出を抑制するため、市民や市民団体等と連携して公園や道路、水路等の清掃活動を行う。
	水質の汚濁に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。

● 市の取組（続き）

取組の方向性	市の個別施策・行動例
水質の監視・汚濁の防止	熊本県の研究機関等と協力して、のり養殖に用いられる酸処理の現状を把握し、必要に応じて適切な対策を検討する。
	公共下水道終末処理場及び戸口浄化センターの適正な維持管理を行い、健全な汚水処理を継続することで放流水質の安定を図る。
公共工事における水質浄化への配慮	河川改修工事に当たっては、河川の自然水質浄化能力に関係の深い水辺植物の生育や底生生物の生息及び底質に配慮する。

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
公共下水道及び漁業集落排水事業への加入・接続、又は合併処理浄化槽の設置に努める。	●		
合併処理浄化槽の適正な維持・管理に努める。	●		
洗剤の適量利用に努める。	●		
廃食用油をリサイクル回収に出す。	●		
廃食用油の適正処理や生活排水処理に関する市民意識の啓発を図る。			●
EM菌に関する情報の収集及び提供に努める。			●
農作物を自家栽培する場合は、農薬や除草剤の適正使用に努める。	●		
工場、事業所の排水について浄化槽等の排水処理施設の適正な維持・管理により、有害物質等の法令で規制された排出基準を遵守する。		●	
有明海の水質浄化活動に関する普及・啓発に努める。			●
プラスチックごみの河川や海域への流出を抑制するため、公園や道路、水路等の清掃活動を行う。	●	●	●



行長しゃんと学ぼう！～ブルーカーボン～

ブルーカーボンとは沿岸・海洋生態系に取り込まれ、そのバイオマスやその下の土壤に蓄積される炭素のことです。ブルーカーボンの主な吸収源としては、藻場*（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林があげられます。これらはブルーカーボン生態系と呼ばれています。

ブルーカーボン生態系は生物多様性に富み、産卵場や稚魚の成育場として水産資源を供給してくれるほか、水質浄化、教育、レジャーの場の提供、生活文化の醸成など、様々な恩恵を私たちにもたらしてくれます。

また、近年はブルーカーボンが二酸化炭素の新たな吸収源対策として注目され始めています。我が国では、2022（令和4）年度の温室効果ガス排出・吸収量に関する報告の中で、世界で初めて、ブルーカーボン生態系の一つである海草藻場及び海藻藻場における吸収量を合わせて算定し、合計約35万トンの値を国連に報告しました。また、兵庫県では2023（令和5）年から「ノリ養殖に関するブルーカーボンクレジット検討会」を設置し、養殖ノリのCO₂吸収固定量の定量化及び乾のり製造工程における省CO₂化の検討を進めています。このように、ブルーカーボン生態系の保全是、地球温暖化の防止にもつながります。

しかし、これらのブルーカーボン生態系は現在消失の危機にあります。日本も例外ではなく、大正時代から1999（平成11）年の間に湿地の面積が半分に以下に減少しています。主な原因は埋立や開発行為に伴う土砂の流入、工場排水による水質の悪化です。近年では海水温の上昇や海洋酸性化により、消失が加速しています。

現在、ブルーカーボン生態系の保全のために日本各地で様々な取組が行われています。本市においても、ブルーカーボン生態系の保全やブルーカーボンクレジットの創出に向けた情報収集を行うとともに、実施可能な取組について検討していきます。



海の豊かさや多様性を守ることが、地球温暖化の防止にもつながるのだん！



出典：ブルーカーボンとは（環境省）

図 ブルーカーボンのCO₂吸収・固定イメージ

⑤ 安全で快適な生活環境の保全

● 市の現状と課題

本市の2023（令和5）年度における公害苦情件数は44件であり、そのうち大気汚染に関する苦情が12件を占めています。中でも、野焼き*に対する苦情が9件で最も多く、2018（平成30）年以降増加傾向にあります。野焼きは煙や悪臭のほかダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。そのため、野焼きの通報があった場合は、現地に出向き原因者等への指導等を行っています。

空気に係る問題の解決には、汚染に関連する法令に基づく規制、指導、助言はもちろんですが、二酸化窒素（NO₂）*や二酸化硫黄等の大気汚染物質、温室効果ガス*及びオゾン層破壊物質等の環境への負荷のより少ない日常生活や社会・経済活動に変えていくことが必要です。

光化学スモッグや微小粒子状物質（PM2.5）*などに関する情報を意識し、それぞれができる対応を行っていくことで大気汚染等の対策を講じることができます。

本市の大気汚染物質の環境基準達成状況を見ると、光化学オキシダント（Ox）*のみ非達成となっています。光化学オキシダント（Ox）は県全域で基準非達成であり、全国的にみてもほとんど基準を達成できていません。要因としては国内における大気汚染の排出状況や気象条件のほか、大陸等からの越境汚染による影響が考えられます。

また、大気汚染物質は自動車の走行時にも発生しますが、本市の自動車保有台数は年々増加傾向にあり、国道57号の交差点などでは慢性的な渋滞が発生しています。そのため、大気汚染物質の排出量が少ない低公害車の導入促進や公共交通機関の利用促進を図る必要があります。

悪臭に関しては県の基準に従って規制しています。悪臭苦情は、同時に複数の物質が関わっていることが多く、悪臭物質ごとの濃度規制では問題解決が困難な場合があります。

● 方針・具体的目標

野焼き対策を強化するとともに、指導と意識の啓発を徹底します。

大気汚染に係る環境基準の達成を目指すとともに、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダント（Ox）等の大気汚染物質に関する情報発信を行っていきます。悪臭や騒音等の苦情を受けた場合は現場を訪問し、原因者を特定できた場合は個別に指導を行います。また、自動車排ガスの抑制のために公共交通機関の利用促進やノーカーデーの実施等に取り組みます。

● 特に関連する SDGs の目標（ゴール）と市の取組例

3 <small>すべての人に 健康と福祉を</small> 	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 野焼きに対する指導 ◆ 大気汚染物質に関する情報発信
12 <small>つくる責任 つかう責任</small> 	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 工場・事業場から排出される大気汚染物質・騒音・悪臭・振動の監視・指導 ◆ 工場・事業場との公害防止協定の締結検討

● 指標

環境指標項目	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R12 年度)	担当課
大気汚染に係る環境基準達成状況	—	環境基準達成	環境基準達成	農林水産課
光化学スモッグ、PM2.5 等、大気汚染に関する注意喚起、情報提供	—	年に1回広報掲載	年に1回広報掲載	環境交通課

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
大気汚染物質の固定発生源対策	大気汚染に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。
自動車交通対策	既存道路を基礎として道路機能と土地利用との整合ある合理的配置を行いつつ、道路相互間の接続を強化するとともに、道路のリダンダンシー（冗長性）の確保や渋滞の解消等に向けた整備に努める。
	エコドライブ*を積極的に展開し、市民及び事業者への普及・啓発を図る。
	「ノーカーデー」や「2 km 以内のマイカー通勤の自粛」を積極的に実践する。
	広報等を通じて、公共交通機関の利用に関する意識啓発を行う。
野焼き*対策	公用車の買い替え時期に合わせて、環境への負荷が少ないエコカー（低公害車、低排出ガス車、低燃費車等）の導入を促進する。
	野焼き防止に関する市民及び事業者への意識の啓発を図る。
悪臭の防止対策	野焼きの監視・指導の徹底を図る。
	悪臭に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図るとともに、悪臭防止設備の整備に対する助言・支援を図る。

● 市の取組（続き）

取組の方向性	市の個別施策・行動例
騒音及び振動の防止対策	<p>騒音及び振動に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。</p> <p>道路交通騒音の現況把握及び監視のために、継続的な道路交通騒音の調査体制の整備を図る。</p>
地盤沈下の未然防止対策	<p>国や熊本県との連携を図り、継続的な地下水位及び地盤沈下の調査・監視を推進し、地盤沈下の未然防止を図る。</p> <p>「豊かな湧水の保全」を基本方針とした「地下水量の回復」及び「地下水利用意識の啓発」のための取組を推進する。</p>
公害防止体制の整備	<p>環境保全協定*を既に締結している事業所に対しては必要な見直しを実施し、効果的な運用を図る。また、環境保全協定を締結していない事業所に対しては、環境負荷の程度に応じた環境保全協定の締結を促進する。</p> <p>関係機関との連携を図り、公害苦情の適切で迅速な処理及び解決を図る。</p>
化学物質対策	<p>シックハウス症候群や環境ホルモン*等有害な化学物質についての情報を収集し、提供する。</p> <p>公共施設の新設に際しては、シックハウス症候群や環境ホルモンによる影響に配慮する。</p> <p>「学校環境衛生の基準」に基づき、幼稚園・小中学校におけるシックハウス症候群についての調査等を計画的に実施する。</p> <p>アスベスト等の有害な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「石綿障害予防規則」等の法律や規則に従い適正な処理を促す。</p> <p>農薬及び化学肥料の種類及び量についての適正使用を推進するとともに、特に広範囲・大量に使用する事業者に対しては、周辺住民への事前周知に努める等の配慮を図るように助言・指導する。</p> <p>農薬及び化学肥料の使用量の把握に努める。</p> <p>熊本県の水銀対策に向けた取組に協力し、代替製品等への転換促進への周知や水銀含有製品の回収に努める。</p>
震災からの復興	<p>熊本地震による被災家屋解体後の空き地の適正な管理を推進する。</p>

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
事業所からの大気汚染物質の排出は、法令に基づき適正に管理する。		●	
粉塵や土埃の発生の予防及び対策に努める。		●	
沿道の緑化活動に参加・協力する。	●	●	●
エコドライブ*の実施や普及・啓発に努める。	●	●	●
公共交通機関や自転車の利用に努め、自動車の利用を控える。	●	●	
エコカーの購入を検討する。	●	●	
法令に基づき、野焼き*は行わない。	●	●	
悪臭に係る法令に基づき、悪臭防止のための施設整備等により悪臭の防止を図る。		●	
悪臭の発生を予防し、周辺地域への影響に十分配慮する。		●	
事業所及び建設作業場における騒音及び振動は法令に基づき、周辺地域への影響に十分配慮する。		●	
「豊かな湧水の保全」を基本方針とした「地下水量の回復」及び「地下水利用意識の啓発」のための活動を促進する。	●	●	●
公害苦情や要望に関しては関係機関等に積極的に相談・協力をし、適切で迅速な解決に努める。	●	●	
水銀含有製品の回収に協力する。	●		
環境保全協定*を既に締結している事業所では必要な見直しを実施し、効果的な運用を図る。また、環境保全協定を締結していない事業所では、環境負荷の程度に応じた環境保全協定の締結に努める。		●	
PRTR法*に基づく排出・移動状況の届け出を徹底し、化学物質に関する情報管理に協力する。		●	
シックハウス症候群や環境ホルモン*等の有害化学物質についての独自の情報の公表に努める。		●	
シックハウス症候群や環境ホルモン等の有害化学物質についての正しい情報の普及に努める。			●
建築基準法に基づき、建物の建築に関してはシックハウス症候群対策を実施する。		●	
農薬及び化学肥料の種類及び量についての適正使用に努めるとともに、化学合成肥料や農薬をできるだけ減らした環境配慮型農業の推進に協力する。	●	●	
熊本地震による被災家屋解体後の空き地の適正管理に努める。	●	●	●

⑥ 効率的な公共交通の整備

● 市の現状と課題

本市の公共交通機関には鉄道、路線バス、コミュニティバス「行長しゃん号」、ミニバス「のんなっせ」、予約型乗合タクシー「のりのり号」、福祉バス「あじさい号」があります。

JR 三角線と宇土～三角間の路線バスは、通勤・通学目的の利用者が多く、利用する人が限定的になっていることから利用者が減少し、あわせて乗務員不足等により廃止・減便などで走行距離が年々減少傾向にあります。

コミュニティバスやミニバス、予約型乗合タクシーは主に高齢者が利用し、利用者数は増加しています。交通空白地の解消に向けて、運行区間や本数の見直しを行っていますが、乗務員不足等の課題があります。

市の地域公共交通に係る補助金等の財政負担が増加していることから、各公共交通の役割分担の再確認や需要に応じた見直しが必要となっています。また、市民の多くが車を所有しており公共交通の利用が少ないことや担い手不足から、公共交通の維持が困難になることが懸念されています。

このような状況を改善するため、本市では2022（令和4）年2月に地域公共交通のマスタープランである「宇土市地域公共交通計画」を策定し、持続可能な地域公共交通サービスの提供に向けた取組を推進しています。

また、近年は環境意識や健康志向の高まりから全国的に自転車の利用が注目されており、公共交通を補完する役割としても期待されています。そのため、今後は公共交通の整備と併せて自転車通行帯や駐輪所の整備なども検討し、自転車の更なる利用促進に向けた取組を推進します。

● 方針・具体的目標

交通安全施設の整備を推進し、安全性の確保に努めます。また、利用者の需要に応じた路線や便数の見直しを行うとともに、公共交通に関する市民の意識啓発に取り組みます。また、公共交通事業者や学校等と連携し、公共交通の担い手の確保・育成に向けた取組を推進します。

● 特に関連するSDGsの目標（ゴール）と市の取組例



- ◆ 交通安全施設の整備
- ◆ 公共交通機関の利用促進
- ◆ 公共交通事業者と連携した担い手の育成・確保

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
安全性(交通基盤)の確保	歩道、横断歩道、ガードレールなどの交通安全施設に対する市民の要望の把握に努め、関係機関との協議により、市民からの要望の実現に努める。
	歩行者と自転車の安全性・快適性の確保に向け、段差解消等バリアフリー化を推進するとともに、自転車専用レーンや交差点の改善、駐輪施設の整備など、安全な自転車通行の確保を検討する。
公共交通の整備・充実	市内 JR 駅や主要施設などにおいて、駅舎の有効活用や地域公共交通の待ち環境の向上を図り、市民が利用しやすい効率的な公共交通の整備に努める。
	市民・交通事業者・行政等が一体となって、望ましい公共交通のあり方を検討できる場を設ける。
	公共交通（バス及び JR）の積極的な利用に関する市民意識の啓発を図る。
公共交通の担い手の育成・確保	公共交通事業者と連携し、公共交通に関する担い手の育成・確保に向けて検討する。

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
高齢者、児童等の安全確保のため、危険箇所や段差等を把握し、行政に情報提供を行う。	●		●
バスや JR の積極的な利用に努める。	●	●	●
自転車の積極的な利用に努める。	●	●	●

⑦ 都市景観の保全

● 市の現状と課題

本市では、市民と行政による景観づくりの一環として、年2回、中央公園などの花植えや各地区への花苗・種の配布等を行っています。また、市民の憩いの場である公園を適正に維持管理するとともに、ごみのポイ捨てやペットの糞害等に対するマナーを啓発する看板を設置する等、環境衛生対策に取り組んでいます。

近年、都市景観において空き家・空き地が問題となっています。空き家を放置し続けると、老朽化による家屋の倒壊の危険性や、不特定者の侵入による火災や犯罪のおそれ、草木の繁茂やごみなど衛生や景観上の様々なリスクが生じます。本市においても、住宅数が増加する一方で空き家も増加しています。

そのため、本市では2022（令和4）年3月に「宇土市空き家等対策計画」を策定し、空き家の発生抑制や適正管理及び利活用、管理不全となっている空き家への措置を推進しています。また、2015（平成27）年9月より空き家バンク*制度を実施していますが、登録数が少ないことが課題となっています。そのため、市外からの転入に限らず市内から市内への転居も対象とすることや、新たに建築物件取得費用を補助するなど、空き家バンク制度の更なる活用に向けた取組を推進しています。

● 方針・具体的目標

市民や市民団体等と連携し、市街地周辺の自然的環境と歴史的環境が合いまった個性的な風景の保全や公共施設や沿道等の緑化を推進します。

また、空き家所有者の悩みや問題解決のための支援や相談先の紹介など、空き家所有者に対して様々な支援策を提供できる体制づくりに取り組みます。さらに、空き家バンクを活用する等、空き家や空き地の有効活用を促進します。

● 特に関連する SDGs の目標（ゴール）と市の取組例

		<ul style="list-style-type: none">◆ 空き家及び空き地の有効活用の促進◆ 安らぎを感じられる都市景観の形成
		<ul style="list-style-type: none">◆ 緑化の推進

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
やすらぎと潤いを感じる都市景観の保全と創出	快適で住み心地の良い街並みの形成を図るため、市街地周辺の自然的環境と歴史的環境が合いまった個性的な風景の保全や公共施設や沿道等の緑化を推進する。
	商業地や幹線道路沿道等については、地域にふさわしい景観形成を図るために、熊本県の景観形成基準に適合するように努めるほか街並みの保全を図る。
空き家対策	老朽化し倒壊等の危険のある空き家（住宅）等除去の支援を図る。
	市内に存在する空き家（住家・店舗）及び空き地（宅地）の有効な活用を促進するため、空き家バンク制度により物件所有者と利用者のマッチングを行うとともに、空き家バンク登録物件の空き家に対し補助金を交付する。

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
市、市民、事業者との連携により、良好な都市景観形成のための地区計画や緑化協定等の制定に参加・協力する。	●	●	
街路樹等の緑地保全に努め、調和のとれた建築物、屋外広告物、街路樹及び花壇の整備等を進め、安らぎの感じられる都市景観形成に努める。	●	●	
国道57号沿いは「熊本県景観条例」に基づき、沿道景観の向上に努める。		●	
所有する空き家や空き地は適正に管理するとともに、空き家バンクに登録するなど有効活用に努める。	●	●	●

⑧ 文化（自然・環境関連）遺産の保全と活用

● 市の現状と課題

市内には宇土城跡（西岡台）の史跡や国の有形文化財に指定されている向野田古墳出土品等の文化財や、古墳や貝塚等の埋蔵文化財が数多く存在しています。

史跡・文化財は、自然公園や祭り等と共に、観光資源としても活用され、県内から多くの観光客が訪れています。しかし、施設、進入道路や駐車場が十分に整備されていないなどの課題が残されています。

今後は、歴史・文化的資源の整備を、周辺の自然環境との共生や、観光資源としての利活用に配慮して推進するとともに、歴史・文化的資源に関する情報の整備を図り、市民及び周辺自治体等に広く周知を図り、歴史・文化的資源に関連したイベントを一層推進していくことにより、市民の歴史・文化的意識の啓発を図ることが必要です。

また、「公園・緑地、自然との触れ合いの拠点」の整備と合わせて、歴史・文化的資源の利活用と市民の意識の啓発を図ることにより、市民に安らぎと潤いを与え、将来にわたって、市民が誇れるような魅力あるまちづくりを推進していくことが必要です。

● 方針・具体的目標

文化財を活用するための施設の整備を推進します。また、文化遺産や文化財の調査・保存を進めるとともに、文化財の解説サインの新設や取り換え等を実施します。文化を継承していくために、生涯学習講座や学校での総合的学習時において、文化遺産に親しむ機会の充実を図ります。文化財保存団体の育成及び後継者づくりの支援を行うとともに、歴史・文化的資源の広報紙での周知を図ります。

● 特に関連する SDGs の目標（ゴール）と市の取組例

		<ul style="list-style-type: none">◆ 文化財を活用するための施設の整備◆ 文化遺産に親しむ機会の充実
		<ul style="list-style-type: none">◆ 文化団体等と連携した文化施設等の活用・イベントの推進◆ 文化財保護団体の育成及び後継者づくり支援

● 指標

環境指標項目	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R12 年度)	担当課
歴史・文化（自然・環境関連） 学習機会の提供	回/年	25 回※	10 回	文化課
文化財（自然・環境関連）の保 全	件	消滅 0 件	消滅 0 件	文化課

※ 古文書 10 回、小学校 6 回、外部 8 回、内部 1 回

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
文化遺産の保存と 活用	文化財を一般に公開して活用するための施設の整備を推進する。
	文化財保存団体の育成及び後継者づくりを支援する。
	文化遺産を自然公園や祭りと合わせた観光資源として整備を図る。
	周辺の自然環境の保全に配慮した文化遺産の資源整備を促進する。
文化遺産の保存・ 継承のための意識 高揚	轟泉水道と旧高月邸が一体となった国指定を目指し、指定後に本格的な保存整備工事を実施する。
	文化団体の活動を支援するとともに、文化団体と協力して文化施設等の活用・イベントの開催を企画する。
	学校の総合的学習の時間を利用して児童・生徒が文化遺産に親しむ機会の充実を図る。
	文化施設や文化活動等に関する情報を「広報うと」に掲載する。

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
文化遺産や伝統文化の保存と活用に協力する。	●	●	●
文化遺産や伝統文化に積極的に触れるように努める。	●		
文化活動や文化イベントを企画・運営し、文化遺産の保存に関する意識の高揚に寄与する。			●
文化活動や文化イベントに参加・協力する。	●	●	
生涯学習講座や成人講座等の文化に親しむ場の開催に協力する。			●
生涯学習講座の文化に親しむ機会に積極的に参加する。	●		

みんなで育む豊かな自然が息づく山と川と海のまち

⑨ 豊かな自然環境と生物多様性の保全

● 市の現状と課題

本市の多様で豊かな自然環境には、多くの希少な生き物が生息・生育しています。しかし、近年は外来生物が数多く確認されており、在来生物の生息・生育環境を脅かしているほか、農林業被害も懸念されています。

また、農林業者の高齢化・担い手不足等により雑木林や耕作放棄地が増加したことで、野生鳥獣による農林産物への被害が深刻化しています。2015（平成27）年5月に改正施行された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」によれば、野生鳥獣は原則保護していくことが必要ですが、被害を及ぼす野生鳥獣については、その生息数を適正な水準に減少させるなど管理することにより、保護と管理のバランスを図り、人と野生鳥獣の共生を図る必要があります。特に、イノシシによる農作物への被害が著しく、人家への侵入も発生しています。また、シカやアライグマ、アナグマ等についても目撃や捕獲実績があり、今後の被害発生が懸念されていることから、2021（令和3）年度に「宇土市鳥獣被害防止計画」を作成し、野生鳥獣の計画的な防除*・駆除活動を実施しています。また、動植物の生息・生育に配慮した公共工事や宅地開発、森林整備及び農村整備等を推進するなど、動植物にとって良好な生息環境の保全に努めていくことが必要です。

底生生物やそれらをエサにするシギ類、チドリ類等多くの動植物が生息・生育する干潟*については、砂質干潟の上に泥土が堆積することにより、従来までの生き物が減少しています。そのため、干潟及びその隣接部の生き物の生息状況を把握するとともに、干潟への泥土の堆積防止や、自然の風景地の保護等に関する法令に基づく等、干潟及びその隣接部の生き物に配慮した適正な保全と活用を推進することが必要です。加えて、市民意識の啓発のためには、市民が干潟及びその隣接部を身近に感じることができるようイベントや、干潟をはじめとした自然環境に関する市民への情報提供が必要です。

● 方針・具体的目標

生き物に配慮した土地利用や森林や干潟等の保全活動を促進します。

野生鳥獣による農林漁業被害、生活環境被害や生態系への影響を最小限に食い止めるため、野生鳥獣が正常な密度になるよう捕獲・駆除対策に取り組み、捕獲した鳥獣等の活用方法を検討します。

● 特に関連する SDGs の目標（ゴール）と市の取組例

	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 干潟の保全（耕耘、生物調査等） ◆ 漁協や県と連携した食害生物対策等の推進
	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 外来生物や野生鳥獣の計画的な駆除・防除 ◆ 外来生物や野生鳥獣に関する情報収集・情報発信

● 指標

環境指標項目	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R12 年度)	担当課
多自然型護岸*等の整備延長	m	3,691	3,791	土木課
子ども地域活動等（自然関連）実施回数	回	6	7	中央公民館
天然林面積	ha	1,403	1,383	農林水産課
対象鳥獣（イノシシ）捕獲頭数	頭	650	500	農林水産課

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
すぐれた自然と生態系の保護	県立自然公園、鳥獣保護区、天然記念物・名勝等法令に基づく指定対象について、適正な保護・保全を図るための配慮・指導を推進する。
	特定外来生物*のクリハラリス（タイワンリス）の根絶及び封じ込めのため、関係機関で組織された協議会での検討事項を取り入れながら行政と地域と連携した取組を行う。
	野生鳥獣を保護するとともに、被害を及ぼす野生鳥獣は捕獲を図るなど適正な水準に減少させる取組を推進する。
	「宇土市鳥獣被害防止計画」に基づき、野生鳥獣による農水産物被害及び生活被害の防止を図る。
生態系や自然環境に配慮した整備の推進	野生鳥獣を地域資源として有効活用するため、狩猟免許取得者を支援するとともにジビエ*の利活用方法について検討する。
	生態系や自然環境に配慮した水路整備や河川改修を推進する。
	里地里山*の生きものの生息・生育場所として重要な水田などの農地を保全するため、耕作放棄地の拡大防止を図る。
	草地やため池、人工林など、人が管理することによって生きものの生息・生育環境が維持されている場所については、所有者や地域住民等に適正な管理を促す。
	放置竹林対策に取り組むとともに、竹林を地域資源として有効活用できないかを検討する。

● 市の取組（続き）

取組の方向性	市の個別施策・行動例
生物の多様性に配慮した多様な森林形態の確保	<p>市民及び事業者への住吉神社及び雁回山の自然林についての情報提供を促進し、自然林の保護に関する意識の啓発を図る。</p> <p>天然林の回復や広葉樹林の育成及び複層林の創出を計画的に進めるように助言し、支援を図る。</p>
有明海の干潟*の保全と創出	<p>景観的な視点、生物多様性の視点、水質の浄化機能、人と自然との触れ合いの視点等の多面的な視点に立った総合的な保全策を推進する。</p> <p>干潟の生き物に配慮し、熊本県立自然公園条例等の各種関係法令に基づいた干潟の適切な保全と活用を推進する。</p> <p>干潟等に堆積した泥土の浚渫及び耕耘を推進し、国に緑川上流ダムの有効利用（泥土・土砂の堆積・流出を考慮した計画的な水の放流等）の提言を図る。</p> <p>干潟の生き物調査を実施し、干潟等の生き物に関する情報の提供を図り、干潟等の保全に関する意識の啓発を図る。</p> <p>干潟の清掃活動に関する市民及び事業者への意識の啓発を図り、清掃活動への市民、事業者及び民間団体の参画を促す。</p>
身近な自然の保全と創出	<p>熊本県への要請を含めて、多自然型護岸*等によりホタルや魚等の生息に配慮した河川整備を推進する。</p> <p>無秩序な農地転用を抑制し、農地の適切な保全・活用を図る。</p> <p>生態系をかく乱する外来種に関する情報を公表し、外来種が広がらないように、市民意識の啓発を図る。</p>
開発における環境配慮	<p>自然環境に配慮しながら、宇土市総合計画及び都市計画マスタープランに基づいた総合的かつ計画的な土地の有効利用を図る。</p> <p>土地の宅地化等に対しては、宇土市人為による災害の防止等に関する条例による指導等を行うとともに、盛土規制法、都市計画法、森林法等の関連法令に基づく許可基準等に適合するよう熊本県との連携強化に努める。また環境影響評価制度*の適切な運用により自然破壊及び災害の未然防止に努める。</p>
自然保護意識の啓発	<p>自然環境に関する情報を、積極的に収集し、収集した情報を発信するように努める。</p> <p>環境教育や自然体験、植林活動及び自然環境調査等のイベントの支援、企画・運営を図り、市民及び事業者への自然保護の意識の啓発を推進する。</p>
人と野生生物との適正な距離を保つ	<p>愛玩動物（ペット）を飼う際には、適正・終生飼養を徹底するように周知する。</p>
森林の公益的機能の維持・強化	<p>市民の要望や、山地パトロール等で判明した対策が必要な箇所については、土石の流出、崩壊等を防止し、国土の保全や災害防止等を含めた森林保護を行うため、復旧治山、予防治山等の治水・治山事業を計画的に推進するとともに、国・県に治山・治水対策を計画的に行うよう要請する。特に点在する土砂流出及び崩壊防備のための保安林の整備と保全を推進する。</p>

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
名水百選、県立自然公園、鳥獣保護区、天然記念物・名勝等のすぐれた自然を今後とも後世に残すために、関係法令に基づく等の適正な保護・保全に努める。また、市民及び事業への意識啓発に努める。	●	●	●
名水百選の水源地周辺では、地下水脈等に配慮した土地利用に努める。		●	
特定外来生物や有害鳥獣の駆除・捕獲に協力する。	●		
干潟の生き物調査や清掃活動、泥土堆積除去活動に参加・協力する。	●	●	●
干潟の生き物に配慮し、熊本県立自然公園条例等の各種関係法令に基づいた干潟の適切な土地利用に努める。		●	
むやみに植物採取や動物の捕獲をしないようにし、動植物を盗掘や捕獲から守るように努める。	●	●	
巨樹・巨木林の保全に努める。	●	●	
安易に外来魚（外来種の魚）の放流やペットの飼育放棄をしない。	●		
無秩序な農地転用の抑制に努める。		●	
森林の適正な管理により、野生生物や森林等の自然環境の保全に努める。		●	
各種開発においては環境影響評価制度*の適切な運用に努め、生き物に配慮した整備を取り入れるほか、環境影響の緩和策（ミティゲーション）を推進する。		●	
各種開発において、動植物や生態系への影響に配慮するなど、自然環境破壊及び災害の未然防止に努める。		●	
身近な自然環境の情報を積極的に提供するように努め、独自の調査データを積極的に提供するなど、情報の共有化に協力する。	●	●	●
環境教育や自然体験、植林活動及び自然環境調査のイベントに積極的に参加・協力する。民間団体は企画運営も行う。	●	●	●
住吉神社及び雁回山の自然林において、むやみに植物採取や動物の捕獲をしないようにし、動植物を盗掘や捕獲から守るように努める。	●		
伐採跡地における天然林の回復や広葉樹林の育成及び複層林の形成に努める。		●	
植林活動の拡大に努める。			●
防災のための適正な治水・治山事業及び保安林の整備に協力する。	●	●	●

⑩ 人と自然との触れ合いの確保

● 市の現状と課題

本市には住吉自然公園、立岡自然公園、甲岩自然公園、つつじヶ丘自然公園、宇土アグリパーク、御輿来海岸自然公園、住吉海岸公園等があり、自然と触れ合うことができる拠点として活用されています。

一方、中心市街地は緑に乏しく、緑化への市民の要望が多く見られます。緑を増やすためには、市街地の大半を占める民有地の緑化や、公有地において緑を形成する必要があります。民有地に対しては緑化協定等の推進を図り、公有地に対しては公共施設や街路等の街づくりの計画段階から面的・線的な緑のスペースを計画的に整備する等の対策を図ることが必要です。

近年、都市化の進展の中で、水や緑、生き物など自然との触れ合いへの関心が高まってきており、身近な場所においても自然との触れ合いの場の整備が求められています。

そのため、季節の花々の開花状況や海岸における清掃活動、宇城地域振興局と連携したイベントの開催、つつじヶ丘自然公園の中に整備されている市民農園に関する情報を広報やホームページ等で周知し、市民が自然にふれあうことができる機会の提供に努めています。

また、中心市街地を流れる船場川では、清掃活動が続けられてきた結果、いなくなった魚が戻ってくるほど、川がきれいになってきています。

しかし、護岸の大部分はコンクリートや鋼矢板で仕切られ、市民が気軽に水や川の生き物に触れることができる場所はほとんどありません。このような市民活動の拠点とも言うべき船場川を有効活用する等、水辺と緑地を融合させた自然との触れ合いの拠点を創出していくことが必要です。

● 方針・具体的目標

公園の整備・美化を通じて緑化や緑地の保全を図るとともに、民有地の緑化を推進することで、自然との触れ合いの機会提供に取り組みます。

美しい景色が広がる御輿来海岸や長部田海床路など、自然との触れ合いの拠点を活用したイベントや施設の整備を図り、情報提供に努めます。

● 特に関連する SDGs の目標（ゴール）と市の取組例

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公園の整備・美化 ◆ 市民農園の整備
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様な主体と連携した海岸清掃活動等の実施 ◆ 海岸公園を活用したイベントや施設の整備
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然公園を活用したイベントや施設の整備 ◆ 都市緑化の推進

● 指標

環境指標項目	単位	現況値(R5年度)	目標値(R12年度)	担当課
花いっぱい運動における配布団体数	団体	109	115	都市整備課

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
水と緑あふれる生活空間の保全と創出	市民が快適に利用できるような都市公園等の適切な管理運営に努める。
	桜、つつじ、野鳥及び池等の特色を有効的に生かした自然公園の整備を促進する。
	河岸、海岸などにおける親水空間の整備を推進し、水辺等の美化に努める。
	緑の拠点となる都市公園等については、景観に配慮した整備を進めるとともに、主な幹線道路や沿道市街地においては、街路樹や草花による緑化推進を図り、緑豊かな道路空間形成に努める。
緑地の保全及び緑化の促進	公共施設や住宅地、商業地等の民有地の緑化を推進するとともに、各拠点における緑の創出に努めるなど、緑あふれる都市づくりを目指す。
	地域の緑化活動を支援するとともに、市民及び事業者の参画を促す。
自然との触れ合いの促進	公共事業の中で緑化を実施するとともに、市街地における公共用地の緑化及び緑地の保全を促進する。
	自然公園、海岸公園及び遊歩道等の自然との触れ合いの拠点を利用したイベントや施設の整備及び情報提供の充実を図る。
	御輿来海岸の観光化に向けて、干潟景勝地展望広場を整備し、接続する市道・農道の拡幅を進める。
	長部田海床路がある住吉海岸公園に民営直営所を誘致し、観光消費拡大による活性化を図る。
	市民が自然と触れ合える場所として、既存公園等の施設充実や活性化等を推進する。
	農作物の栽培体験や自然との触れ合いの場を提供するため、農村公園の利用を推進する。
ありのままの農山漁村の風景や自然、文化を楽しみながら歩くフットパスを推進する。	

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
水辺の美化活動に積極的に参加・協力する。	●	●	●
都市公園や自然公園及び親水空間の積極的な利用に努める。	●		
都市公園や自然公園及び親水空間の積極的な利用について、市民への意識啓発に努める。			●
苗の配布、公園花壇の花植え等の緑化活動に積極的に参加・協力する。	●	●	●
居住地や事業所の緑化や緑地保全に努める。民間団体は意識の啓発に努める。	●	●	●
自然との触れ合いの拠点を積極的に利用するように努める。	●		
自然との触れ合いの拠点を利用したイベントに参加・協力・支援するとともに、自らも企画・運営する。		●	●
農作物の栽培体験や自然との触れ合いの場を提供するため、農村公園を利用する。	●	●	●
フットパスに参加する。	●	●	●



行長しゃんと学ぼう！～宇土市の自然公園～

本市には山と海があり、それぞれに自然公園が整備されているため、自然と触れ合いやすい環境にあります。

立岡自然公園には約2,000本の桜の木が立ち並び、花見の季節には多くの人でにぎわっています。つつじヶ丘自然公園にはヤマツツジが自生しているほか、植栽された数種類のツツジがあり、5月下旬から6月上旬のシーズンになると色とりどりの花が咲き誇ります。御輿来海岸自然公園では「日本の渚・夕陽百選」に選定された景勝地である御輿来海岸を一望できます。

このように、特色のある自然公園が整備されているため、自然観察やレジャー活動などの場として是非活用してみてください。

● 本市にある自然公園一覧

地区名	自然公園の名称	地区名	自然公園の名称
宇土	—	緑川	—
花園	立岡自然公園	網津	甲岩自然公園
轟	轟泉自然公園		住吉自然公園
	つつじヶ丘自然公園	網田	御輿来海岸自然公園
走潟	—		



立岡自然公園（桜）



立岡自然公園



住吉自然公園



御輿来海岸自然公園

みんなで取り組む脱炭素のまち

⑪ 脱炭素の実現に向けた取組の推進

● 市の現状と課題

本市は、熊本連携中枢都市圏の構成市町村と共同で「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指しており、これに向けて着実に温室効果ガス*を削減していく必要があります。

本市ではこれまで、2003（平成15）年11月に「第1次宇土市地球温暖化防止実行計画（以下「事務事業編」という）」を策定し、それから第2次～第5次計画にわたって、事務事業における温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

また、2021（令和3）年3月には、熊本連携中枢都市圏において、本市を含む18市町村共同で「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を策定しており、さらに、2024（令和6）年3月には「宇土市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という）を策定し、市域における温室効果ガスの削減及び吸収量の増加等に取り組んできました。事務事業編、区域施策編ともに2030（令和12）年度までに温室効果ガスの総排出量50%削減（2013（平成25）年度比）、2050年カーボンニュートラルを目指しています。

本市の再生可能エネルギー*の導入ポテンシャルとしては、太陽光発電が98%を占めています。また、部門別の温室効果ガスの排出量では、全体の51%が産業部門であり、次いで運輸部門、家庭部門の順に多くなっていることから、家庭や事業所における太陽光発電設備の設置や省エネルギーの推進、電気自動車などのエコカーの普及促進が課題です。あわせて、廃棄物分野のプラスチックごみの割合が高く、焼却時に温室効果ガスを多く排出していることから、プラスチックごみの適正処理についても啓発していく必要があります。

● 方針・具体的目標

災害に強い自律分散型のエネルギーシステムの構築、太陽光発電設備やエコカーの導入、省エネの実践を促進するとともに、地域新電力会社の立上げを検討し、脱炭素電力や低炭素電力への転換を促進します。また、脱炭素型のライフスタイルの転換・実践の啓発に取り組めます。

■ 地域新電力

地域の再エネ電源等を地域に供給するとともに、地域課題解決事業などに取り組む事業者のこと。2024（令和6）年4月末時点で、自治体が出資または協定で関与・連携している地域新電力は103ある。

● 特に関連する SDGs の目標（ゴール）と市の取組例

<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 再エネやエコカーの導入促進 ◆ 脱炭素電力や低炭素電力への転換促進
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 炭素クレジットの活用促進 ◆ カーボン・オフセットの取組促進
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 脱炭素型ライフスタイルの実践 ◆ 公共交通機関の利用促進 ◆ プラスチックごみ排出量の削減に向けた啓発
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 省エネの促進 ◆ 森林や緑地干潟の保全等による吸収源対策

● 指標

環境指標項目	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R12 年度)	担当課
太陽光発電設備の導入	施設	8	13	環境交通課
エコカーの導入	台	9	13	財政課 網津支所
省エネ設備の導入	施設	1	2	生涯活動推 進課 健康づくり課



太陽光発電設備（宇土市役所）



電気自動車（公用車）

■ カーボン・オフセット

人間の活動によってどうしても排出されてしまう CO₂ などの温室効果ガスを、温室効果ガスの排出を削減・吸収する活動に投資することで、排出量を「埋め合わせる」という考え方のこと。

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
持続可能な農業の推進	<p>減農薬・減化学肥料及び有機肥料による農産物の栽培・販売・消費を支援し、推進する。</p> <p>地元産の農産物を地元で消費するための拠点整備と充実を図る。</p> <p>減農薬・減化学肥料及び有機肥料による地元産農産物の消費拠点として、学校給食への普及を図る。</p> <p>農協が中心で実施している農業廃棄物の回収及び処理を支援し、推進する。</p>
持続可能な林業の推進	<p>「宇土市森林整備計画」に基づき、計画的な造林・間伐等の適切な森林管理を支援し、推進する。</p> <p>施業経営の効率化と森林管理の適正化にむけてスマート林業を推進する。</p> <p>公共施設や公共工事の実施に当たり、建築物への木材利用を促進する。</p>
持続可能な水産業の推進	<p>稚魚・稚貝の放流、禁漁区・禁漁期間の設定等による計画的な漁業を推進する。</p> <p>アサリ等の漁場資源回復に向けた環境整備を進める。</p> <p>海苔共同乾燥施設の整備を支援し、持続的な海苔養殖業の振興を図る。</p>
農林水産業の振興	<p>農林水産業の後継者及び新規就業者の育成を支援する。</p>
環境保全型産業の推進	<p>廃棄物の発生抑制や循環利用及び適正処分に配慮した製品の率先した購入を図るとともに、消費者への普及に努める。</p> <p>バイオマス利活用に関する情報収集及び発信を行い、普及・啓発を図る。</p> <p>地域特性を活かした環境関連産業の積極的な誘致に取り組むなど、環境関連産業の活性化を図る。</p>
省資源・省エネルギーの促進	<p>省資源・省エネルギー型の製品の製造・販売・購入を推進する。</p> <p>公共下水道終末処理場から発生する消化ガスの循環利用を継続することで、省資源化を図る。</p> <p>住宅の新築・リフォーム時における断熱改修等による住宅の省エネルギー化を推進する。</p> <p>啓発や助成などによる ZEH*・HEMS* の普及拡大を推進する。</p> <p>事業活動における省エネルギーを図るため、ZEB*・BEMS (FEMS*) の拡大を推進する。</p> <p>低炭素電力や脱炭素電力への切り替えを促進する。</p>
環境に配慮したエネルギー対策	<p>脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーの導入・拡大に向けた取組を推進するとともに、市民や企業の省エネルギー化を促進する。</p>

● 市の取組（続き）

取組の方向性	市の個別施策・行動例
地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進	市民や事業者の再生可能エネルギー導入を促進し、支援を図る。
	公共施設等における再生可能エネルギーの導入を促進する。
	地域新電力会社の立上げを検討し、脱炭素電力や低炭素電力への転換を促進する。
災害対策にも有効なエネルギーシステムの構築	市域の再生可能エネルギーで発電した電力を、市域の公共施設等で消費する「電力の地産地消」を促進する。
	防災拠点や避難所等に蓄電池の整備や再エネプランの導入、GHP 式の空調設備の整備を検討するなどして、電力のピークカットや災害対応力の向上を図る。
	地域マイクログリッドの構築を検討する。
炭素クレジットの活用促進	J-クレジット制度の普及啓発や当該制度の活用促進を検討し、周知を図る。
	カーボン・オフセットの取組を周知する。
	温室効果ガス排出量を削減するとともに、省エネルギー設備導入や適切な森林管理等による炭素クレジット認証に向けた取組を検討する。
地球温暖化対策	「宇土市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市域における温室効果ガスの削減目標を達成できるように、省資源・省エネルギー対策を実施するとともに、その結果を公表して、市民及び事業者に温室効果ガスの排出抑制に関する意識の啓発を図る。
	エコカーの導入や公共交通機関利用を推進し、自動車排出ガスの削減を図る。
	温室効果ガスである CO ₂ の吸収源として、緑の保全や育成活動を推進する。
	バイオマスの利活用に関する情報収集及び発信を行い、普及・啓発を図る。
オゾン層の保護対策	フロン排出抑制法に基づく義務の市民及び事業者への周知に努める。
酸性雨対策	国や熊本県等による酸性雨の調査・研究に関する情報の収集に努める。
	大気汚染に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導を強化することにより、排出される大気汚染物質の削減を図る。

■ GHP

「ガスヒートポンプ」の略語。コンプレッサーをガスエンジンで駆動し、ヒートポンプによって冷暖房を行なう空調方式のこと。

■ 地域マイクログリッド

バイオマスなどの地産地消型再生可能エネルギーの導入を促進させるとともに、災害により停電が発生した場合には、平常時は電力会社等と繋がっている送配電ネットワークを切り離し、地域単独のネットワークに切り替えることで安定的に電力の供給ができる、災害時にも活躍するシステムのこと。

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
地元産の農産物を積極的に購入・販売するように努める。	●	●	●
減農薬・減化学肥料及び有機肥料の普及に努めるとともに、たい肥の生産及び消費を促進する。		●	
地元産の木材(製品)を積極的に購入・販売するように努める。	●	●	●
所有する山林の計画的で適切な森林管理に努める。		●	
地元産の水産資源を積極的に購入・販売するように努める。	●	●	●
稚魚・稚貝の放流、禁漁区・禁漁期間の設定等による計画的な漁業に努める。		●	
後継者及び新規就業者の育成に努める。		●	
バイオマスの利活用・普及啓発に努める。		●	●
グリーン購入や省資源・省エネルギー型の製品の購入・販売に努める。	●	●	●
節水や中水利用、節電や適切な冷暖房器具の使用等による環境負荷低減に努める。			●
省エネ施設の設置に努める。	●	●	
太陽光発電設備の設置に努める。	●	●	
低炭素電力や脱炭素電力を購入する。	●	●	
冷暖房のエネルギー消費を抑えるため、建物の断熱や遮熱に気を付ける。	●	●	
エコカーの購入・販売や公共交通機関の利用など温室効果ガス排出削減に努める。	●	●	●
温室効果ガス吸収源として、敷地内の緑化緑地の保全に努める。	●	●	●
フロン排出抑制法の義務に基づき適正管理を行う。		●	●
ばい煙の適正な管理を実践し、事業所から排出される大気汚染物質の削減に努める。		●	

■ バイオマス（発電）

一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」を指す。バイオマスの種類には、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）がある。これらのバイオマスを活用して発電することを「バイオマス発電」という。



市長しゃんと学ぼう！～本市の地球温暖化に関する目標～

本市を含む18市町村（当時）で構成された熊本連携中枢都市圏は、2020（令和2）年に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しています。本市では、この目標達成に向けて、2024（令和6）年3月に「宇土市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。同計画の中期目標及び長期目標は以下のとおりです。

中期目標：2030年度までに温室効果ガス排出量 50%削減（2013年度比）

長期目標：2050年カーボンニュートラル達成

また、この目標を達成するためには市域で消費するエネルギー消費量の削減や再生可能エネルギーの導入が必要不可欠となるため、以下の個別目標も定めています。

電気や化石燃料のエネルギー

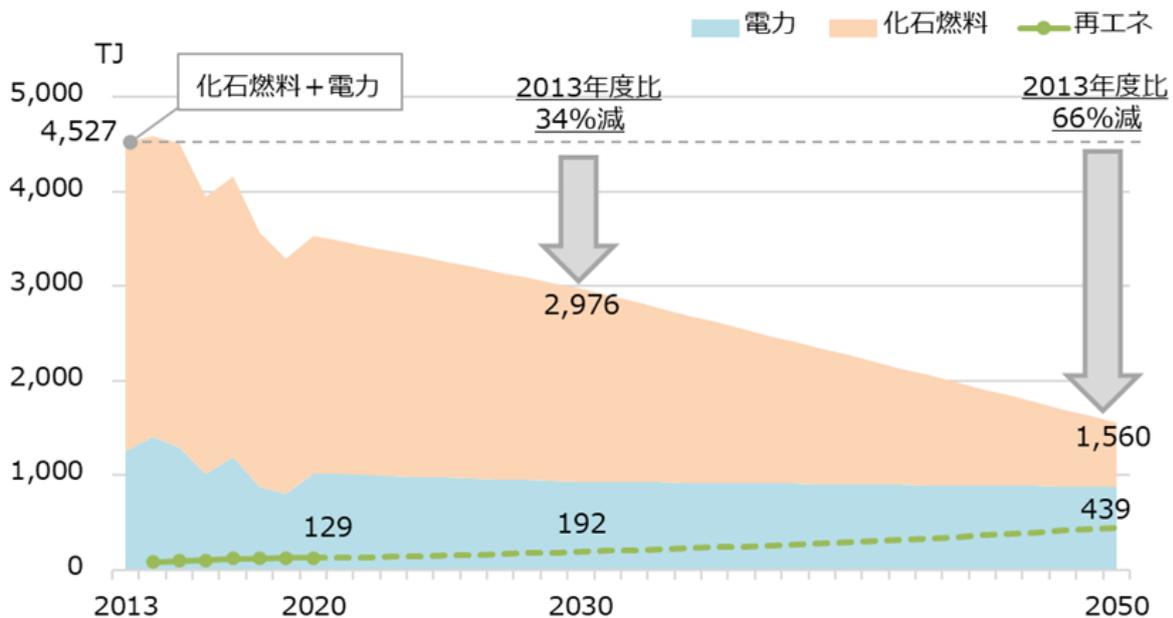
中期目標：2030年度のエネルギー消費量 34%削減（2013年度比）

長期目標：2050年度のエネルギー消費量 66%削減（2013年度比）

再生可能エネルギー

中期目標：2030年度の再エネ導入量 192 TJ（太陽光発電 40MW 相当）

長期目標：2050年度の再エネ導入量 439 TJ（太陽光発電 91MW 相当）



出典：宇土市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（宇土市）

図 エネルギー消費量の削減イメージ

⑫ 気候変動に適応した暮らしや街づくりの推進

● 市の現状と課題

気候変動により、本市周辺の気温は上昇傾向にあります。それに伴い、熱中症リスクが増加しているとともに、全国各地で台風の大型化や線状降水帯などの大雨による被害が頻発しています。また、農作物の生育不良や魚介類の分布域の変化や、ノリの生育期間が短くなることにより生産量が減少するおそれがあります。

そのため、地球温暖化の影響を食い止める「緩和策」だけでなく、すでに起きてしまっている影響に適応していく「適応策」に取り組んでいくことが重要となります。

適応策の1つとして、熱中症対策が挙げられます。本市では、熱中症対策として広報やホームページを通じた熱中症に関する情報発信や、「熱中症特別警戒アラート」が発令された際にはクーリングシェルター*に指定している市役所庁舎の市民交流スペースや市立図書館、中央公民館等を一般開放するなどの取組を行っています。しかし、熱中症患者数は年々増加しており、更なる対策を講じる必要があります。

また、地球温暖化の進行により、異常気象や気象災害のリスクが年々高まっています。これを受けて、国では自然環境を保全・活用することで災害の被害を軽減する「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」の強化による持続可能な地域づくりを推進しており、本市においてもEco-DRR*の実践に向けた検討を進めていきます。

● 方針・具体的目標

熱中症や感染症などの健康リスクに関する情報を発信し、クーリングシェルター指定施設の増加を目指します。また、地球温暖化に適した農林水産業を推進します。

Eco-DRRの実践に向けた情報収集を行うとともに、公共工事の際には可能な限り環境負荷を低減し、生態系の保全を図ります。さらに、災害リスクや避難情報などの情報収集と提供に努めるとともに、災害発生時に非常用電源として使用できる再生可能エネルギーや電気自動車等の導入を推進します。

● 特に関連する SDGs の目標（ゴール）と市の取組例

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 熱中症予防に向けた情報収集・情報発信 ◆ クーリングシェルターの指定
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ ハザードマップの定期的な見直し、情報発信 ◆ 災害に強いまちづくりの推進
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 暑さや病気に強い品種の普及や研究 ◆ スマート農林水産業の推進

● 指標

環境指標項目	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R12 年度)	担当課
クーリングシェルターの指定	施設	6	8	環境交通課

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
気候変動への適応	地球温暖化の影響で発生が懸念される感染症や熱中症に関する情報を発信し、啓発・予防を推進する。
	「暑さ指数」に基づく熱中症対策を推進する。
	高温に強い水稻の栽培や温暖な気候で育つ果樹の育成など、地球温暖化に適応した農林水産業を推進する。また、海水温の上昇が海洋生物の漁獲や養殖ノリの生産に与える影響を把握するとともに、関係機関と連携し対策を検討する。
	自然や生態系を活用した防災・減災対策を推進する。
	統合型 GIS に掲載しているハザードマップなど、防災に関する内容を随時更新し、各地域の災害リスクに関する情報提供を図る。
	災害時の情報を迅速かつ的確に発信し、市民の迅速な避難行動を支援する。
	「広報うと」やホームページ等を通じて、気候変動適応に関する情報提供を図る。

■ 暑さ指数 (WBGT)

熱中症予防を目的に、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標のこと。人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れている。WBGT が 28 を超えると熱中症患者発生数が急増すると言われている。

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
気候変動に適應したライフ・ビジネススタイルへの轉換に努める。	●	●	●
エアコンの適切な使用やこまめな水分補給など、熱中症対策を行う。	●	●	●
住宅や事業所の断熱化を図る。	●	●	
住宅や事業所に非常用電源として活用できる太陽光発電システムや蓄電池を設置する。	●	●	
住宅や事業所に雨水浸透ますや雨水タンクを設置し、雨水を有効活用する。	●	●	
災害発生時に非常用電源として活用できる電気自動車や充放電設備を導入する。	●	●	
自然災害の発生に備え、ハザードマップを定期的に確認するとともに、家族や従業員同士で避難経路や非常時の連絡手段等について共有を図る。	●	●	
ダニや蚊が媒介する感染症を予防するため、虫よけスプレーを使用するなど虫刺され対策を行う。	●		



宇土市総合防災マップ（東部地域版）



行長しゃんと学ぼう！～デコ活～

デコ活とは二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉で、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称のことです。

脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像や絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しするために具体的な取組内容やサポート情報をサイトで公開しています。

● デコ活アクション一覧

分類	アクション	
まずはここから	住	デ 電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
	住	コ こだわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食	カ 感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べ切り、食材の使い切り)
	職	ツ つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)
ひとりでのCO ₂ が下がる	住	高効率の給湯器、節水のできる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	量り売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住	宅配便は一度で受け取る

ぼくも **デ** **コ** **カ** **ツ** に挑戦してみるのダン！





みんなで取り組む資源循環のまち

⑬ ごみの少ない循環型のまちづくり（3R+Renewable）の推進

● 市の現状と課題

本市で排出される燃えるごみの組成分析調査結果を見ると、生ごみの割合が高く、その中には手をつけずに捨てられた食品や食べ残しの食品が多く含まれています。また、プラスチックごみは増加傾向にあり、コロナ禍によるテイクアウトやインターネットでの買い物の増加が影響していると考えられます。資源ごみの収集率は2018（平成30）年に最も落ちこみましたが近年は増加傾向にあります。これは、2023（令和5）年度から製品プラスチック、2024（令和6）年度から埋立ごみの分別収集を開始したことにより、市民のごみ分別意識が高まっていると考えられます。

本市における1人1日当たりのごみの排出量は、全国や熊本県平均に比べ少ない数値です。今後この状況を継続し、さらなるごみの排出量削減に努める必要があります。

ごみの最終処分場は有限であり、満杯になれば次の処分場を確保しなければなりません。処分場の確保は全国的な課題となっています。また、スプレー缶やリチウムイオン電池による火災事故も全国的に発生しています。

今後も、ごみの減量化を推進するとともに、3Rの推進により1人当たりのごみ排出量をさらに抑制していくことが必要です。また、分別収集を徹底することにより、収集時や処分時の安全を確保することが重要です。

以上のようなごみに関わる問題を解決していくためには、市民一人ひとりの心がけとともに、みんなが協力して取り組む必要があります。

そのため、本市では、ごみの出し方や生ごみ発生抑制・減量の方法、分別に関して広報紙及び環境学習による啓発を行っていきます。また、食品ロスや廃プラスチック削減を推進するとともに、バイオマスプラスチック*の導入を促進していきます。さらに、自然災害が万が一発生した場合に備え、「宇土市災害廃棄物処理計画書」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理するための体制を構築します。

● 方針・具体的目標

ごみの減量化に関する普及・啓発に努めます。また、ごみ分別の徹底や資源物の回収により、資源のリサイクルを推進します。さらに、食品ロス削減の取組やプラスチックごみの適正処理を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制の構築に努めます。

● 特に関連する SDGs の目標（ゴール）と市の取組例

 <p>2 飢餓をゼロに</p>		<p>◆ 食品ロスの削減</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>		<p>◆ ごみの減量化・分別収集の推進 ◆ 災害廃棄物の処理体制の構築</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>		<p>◆ プラスチックごみの適正処理 ◆ 3R（ごみを減らす・再利用・リサイクル）の促進</p>

● 指標

環境指標項目	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R12 年度)	担当課
一人当たりのごみ排出量	g/日	778	710	環境交通課
一般廃棄物のリサイクル率	%	12.4	22.1	環境交通課

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
ごみの減量化の推進	物品の適量・適正購入及び長期使用の普及・啓発を図る。
	過剰包装や使い捨て容器の使用自粛及びレジ袋削減推進の啓発を行う。
	良質なたい肥づくりのために、たい肥化施設の利用を行うとともに、生ごみの適正な分別収集の徹底を図る。
分別収集の充実と徹底	分別収集品目の増加等の分別収集の徹底を図る。
	リチウム電池の分別収集を徹底するとともに、その危険性について啓発する。
	ごみ集積場設置整備に対する補助金制度の普及を図る。
リサイクルの推進	リサイクル関連法について、市民及び事業者への普及・啓発を図る。
	たい肥化施設で作られるたい肥をはじめとする再生資源・再生品の普及を図る。
	産業廃棄物の資源再利用に関する事業者への意識の啓発を図る。
	プラスチック使用製品の分別収集を始める等、リサイクルできるものを分別し、再資源化、ごみの減量化を推進する。
	使用済み紙おむつのリサイクルについて、情報収集に努めるとともに、実施に向けて検討する。

● 市の取組（続き）

取組の方向性	市の個別施策・行動例
リサイクルの推進	宇城クリーンセンターへの自己搬入以外に、新規に資源ごみの受入環境を整備する。
食品ロスの削減	フードドライブ*の実施や30・10運動の普及啓発などを通じて食品ロスの削減を図る。
プラスチックの排出抑制	プラスチックの排出削減に向けて、ワンウェイプラスチック*の使用削減を促進する。また、製品プラスチックの回収及び再商品化に努める。
	指定ごみ袋へのバイオマスプラスチック*の配合を検討する。
ごみの適正処理・処分の徹底	宇城広域連合ごみ処理施設等における中間処理及び最終処分に際しては、関係法令に基づき、ごみの適正な処理・処分の徹底を図る。
	公共下水道終末処理場から発生する汚泥の有効利用を推進する。
	漁業廃棄物（養殖用支柱等）の適正処理に関して助言・指導を図る。

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
物品の適量・適正購入や長期使用の普及啓発、過剰包装や使い捨て容器の使用自粛に努める。	●	●	●
生ごみの分別排出を徹底し、良質なたい肥づくりに協力する。	●		●
農業廃棄物の適正処理に努め、リサイクルを促進する。		●	
漁業廃棄物（養殖用支柱等）の適正処理を促進する。		●	
マイバッグを持参するなどレジ袋削減に積極的に協力する。	●	●	●
ごみ集積場設置整備に対する補助金制度を積極的に活用する。	●		
地域リサイクル活動（婦人会、子ども会、学校等）に積極的に参加・協力する。	●	●	●
分別しやすい製品の開発・販売に努める		●	
ごみの分別はごみ出しカレンダーやごみ分別サイト（ごみサク）を確認し、正しい分別を徹底する。	●		
廃棄物の発生抑制や循環利用及び適正処分に配慮した製品を積極的に購入するように努める。	●		●
廃棄物の発生抑制や適正処分に配慮した商品、再生資源・再生品の積極的な購入・利用・普及に努める。	●	●	●
物品の再使用に努める。		●	
リサイクルしやすい製品の開発・販売に努める。		●	

● 各主体の取組（続き）

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
産業廃棄物の発生抑制、省資源、リサイクルに努める。		●	
フリーマーケットに積極的に参加し、利用する。	●		
リサイクル関連法に基づき、資源採取・生産・流通・消費・廃棄等の各段階における資源・エネルギーの循環利用と効率化、製品等の循環的利用及び廃棄物の発生抑制に努める。		●	
製品等からの廃棄物発生抑制、製品等の循環利用及び適正処分がしやすいように、製品開発及び製品の材質・成分の表示に努める。		●	
リサイクル運動やフリーマーケットの展開を図り、省資源化とリサイクルの推進に寄与する。			●
家庭で利用しているエアコン、冷蔵庫等を更新、廃棄等するときは家電リサイクル法等の制度に従い適正に処分する。	●		



行長しゃんと学ぼう！～食品ロス～

売れ残りや食べ残し、賞味期限切れ等で、まだ食べられるのにも関わらず捨てられてしまう食品のことを「食品ロス」といいます。

環境省によると、2022（令和4）年度における日本の食品ロスの発生量は約472万トンと推計されています。これは国民一人当たりで換算すると、毎日茶碗一杯程度のご飯を捨てているのと同じになります。食品ロスの背景には生産者から消費者までの一連の流れである「フードサプライチェーン」が深くかかわっており、製造→配送→販売→消費の各段階で様々な要因でロスが発生しています。また、水分を多く含む食材の焼却には多くのエネルギーが必要な上、焼却に係る費用も増加、また焼却によってCO₂排出量も増加するなど環境に大きな悪影響を与えます。

食品ロスを削減していくためには、日々の食生活を見直すことやフードシェアリングサービス*の活用、フードドライブ*への参加に取り組み、できるだけ食品ロスを出さないように心がけることが必要です。

【買い物編】

- ✓ 事前に冷蔵庫の中を確認
- ✓ 使うぶんだけ買い物しよう
- ✓ 「てまえどり」を心がけよう
すぐ使うなら期限は長くなくてもいい

【保存編】

- ✓ 最適な保存方法を
- ✓ まとめて下処理・冷凍貯金
- ✓ ローリングストック
期限が短いのを前に、長いのを奥に

【調理編】

- ✓ 残っている食材から使おう
- ✓ 食べきれぬ量を作ろう
- ✓ 工夫して上手に食べきろう
- ✓ 生ごみの水気はしっかりときる

【外食編】

- ✓ 食べきれぬ量を注文しよう
- ✓ 「30・10」運動をやってみよう
- ✓ フードパックで持ち帰り
余った分は持ち帰って早めに食べよう

⑭ 不法投棄の防止

● 市の現状と課題

ポイ捨て・不法投棄されたごみは、街の景観を損ねるだけでなく、水や土壌といった生活環境の汚染や海洋プラスチック問題等、環境に様々な悪影響を及ぼします。

市内には依然多くの不法投棄やポイ捨てが見られます。廃棄物は法律や条例によって処理方法が定められており、市民や事業者は適正な処理を行わなければいけません。各種規制や条例はありますが、ポイ捨て・不法投棄の問題の改善には市民や事業者一人ひとりの意識によるところが大きく、意識の啓発が求められます。そのため、不法投棄に対しては、熊本県や警察と連携を図るとともに、市民、事業者及び民間団体との協働により、監視体制の強化を進める必要があります。

● 方針・具体的目標

不法投棄防止のために適正な処理方法の啓発を行うとともに、パトロールや市民・警察との連携強化を図ります。

ごみのポイ捨てや不法投棄の禁止に関する意識向上とその普及・啓発に努め、市民・事業者のマナーやモラル向上を推進します。

● 特に関連する SDGs の目標（ゴール）と市の取組例

		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不法投棄対策の実施 ◆ 不法投棄防止に向けた意識啓発
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 廃棄物の適正処理方法の啓発
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 海洋プラスチック問題に関する情報発信 ◆ 多様な主体と連携した海岸清掃活動等の実施
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様な主体と連携した清掃活動の実施

● 指標

環境指標項目	単位	現況値 (R5 年度)	目標値 (R12 年度)	担当課
不法投棄箇所数	箇所	11	11	環境交通課

● 市の取組

取組の方向性	市の個別施策・行動例
不法投棄の防止	不法投棄物の撤去等を推進する。
	不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりとして、市内全域の清掃を推進する。
	不法投棄の監視体制を関係機関、市民、事業者及び民間団体と協力して強化し、違反者に対しては厳正な処置を行う。
	ポイ捨て・不法投棄の防止についての呼びかけや広報活動を促進する。
	地域住民や市民団体等と連携し、海岸漂着ごみ対策や清掃活動を推進する。

● 各主体の取組

各主体の取組・行動例	市民	事業者	民間団体
不法投棄・ポイ捨てをしない	●	●	●
ポイ捨て防止の啓発に努める。	●		●
不法投棄の監視に参加・協力する。		●	●
不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりとして、市内全域の清掃活動に積極的に参加・協力する。	●	●	●
廃棄物の適正な保管・運搬・処理を実践する。		●	



不法投棄防止のための看板



海岸漂着ごみ



行長しゃんと学ぼう！～エコで賢い移動方法(スマートムーブ)～

本市の主な公共交通機関は鉄道、バス、乗合タクシーなどですが、市民の公共交通機関の利用頻度は少なく、自家用車への依存が高い状況にあります。しかし、人間1人を1km運ぶのに排出されるCO₂排出量をみると、バスは自家用乗用車の約44%、鉄道は自家用乗用車の約13%となっており、公共交通機関を利用することで地球温暖化対策につながる事が分かります。

そこで、環境省は、毎日の移動をエコにするために「スマートムーブ*」を推進しています。スマートムーブとは、移動手段を工夫してCO₂排出量を削減しようという取組のことで、エコだけでなく健康や快適にもつながることが期待されます。日頃から、以下の5つの取組にチャレンジしてみましょう。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター



取組 1 公共交通機関を利用しよう
(電車、バス等の公共交通機関の利用)



取組 2 自転車、徒歩を見直そう
(自転車や徒歩での移動の推奨)



取組 3 自動車の利用を工夫しよう
(エコドライブの推奨、エコカーへの乗り換え)



取組 4 長距離移動を工夫しよう
(エコ旅行やエコ出張等の実施)



取組 5 地域や企業の移動・交通におけるCO₂削減の取組に参加しよう
(カーシェアリング、コミュニティサイクル等の利用促進)

出典：デコ活サイト（環境省）



毎日の移動から、スマートムーブにチャレンジしてみるのダン！

第5章 重点的な取組

5-1. 重点的な取組について	102
5-2. 重点的に取り組むべき項目	103



轟水源

5-1 重点的な取組について

本市がおかれている環境の現状と課題を踏まえ、緊急に対策を講じるべき事項や取組の効果が現れるまでに時間を要する事項等を重点取組に設定します。

これらの重点取組は、本市に関わる全ての主体が連携・協働して積極的な推進を図ることが望まれます。また、長期的な視野を持ち、計画的かつ効率的に施策を推進する必要があります。

望ましい環境像

次世代に責任の持てる地域環境をみんなで創るまち 宇土

重点的な取組

1 市民参加と環境コミュニケーションの推進

関連した基本方針：① 環境学習を通しての環境意識の向上

2 “ゼロカーボンシティ宇土”の実現に向けた取組の推進

関連した基本方針：⑪ 脱炭素の実現に向けた取組の推進

⑫ 気候変動に適応した暮らしや街づくりの推進

3 ごみの減量化、再資源化の推進

関連した基本方針：⑬ ごみの少ない循環型のまちづくり（3R+Renewable）の推進

⑭ 不法投棄の防止

4 湧水（地下水）と自然豊かな有明海保全の推進

関連した基本方針：③ 豊かな湧水の保全と適正利用

④ 有明海の水質保全

5-2 重点的に取り組むべき項目

重点取組1 市民参加と環境コミュニケーションの推進

2011（平成23）年に「環境保全活動・環境教育推進法」が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に改められたことを契機に、環境学習の重要性が認識されはじめました。環境問題を解決するためには、環境学習を通じて環境問題を自分たちの問題として捉え、地域全体でより良い環境・地域を作り上げるという意識を高めていく必要があります。

また、市、市民、事業者及び民間団体の各主体が適正な役割分担のもとで、自発的な環境保全活動を進めていくことも重要です。このためには、各主体の積極的な環境保全活動への参加と、各主体間のコミュニケーションを確保することが必要です。そして、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、環境の現状を理解して、日常生活における行動へと結びつけていくことが望まれます。

【具体的な取組】

- 市自らが率先して環境保全活動を行うことにより、市民及び事業者への環境保全活動の普及と啓発を図る。
- 学校や地域における環境教育・環境学習を推進する。
- 児童・生徒の発達段階に応じた環境学習プログラムを提供する。
- 環境保全活動の中心となって行動できる人材の育成を推進する。
- 主体間及び地域間の連携強化を図る。
- 環境情報を協働して利用できる場やプラットフォームの構築を図り、環境情報の共有化を推進する。
- 婦人会や各地区において、環境学習の場の提供と充実を図る。
- 学校や地域社会等様々な場所において、自然・文化等の体験的活動を推進するとともに、自然公園の整備・活用を図る。
- 新聞やテレビなどのマス媒体を活用し、環境学習や体験的活動に関する情報発信を行う。
- エコポスターコンクールを実施することで、環境問題に関して意識高揚を図る。
- 環境に関する市民の生活の指針を示すため、エコライフ計画を配布する。



エコポスター展（2024（令和6）年度）

重点取組2 “ゼロカーボンシティ宇土”の実現に向けた取組の推進

地球温暖化は、気候変動や生物多様性にも関わる問題です。近年は、世界各地で集中豪雨や台風をはじめとする異常気象が激甚化・頻発化しており、生態系や健康などの広い範囲への影響が予想されるなど、地球温暖化の危機は既に取り返しのつかない瀬戸際まできているという指摘もあります。そのため、“ゼロカーボンシティ宇土”の実現に向けては、一人ひとりが気候変動や地球温暖化による影響に関心を持ち、積極的に温暖化対策のための役割を果たすことが重要です。

また、温室効果ガス*の排出を抑制する「緩和策」と、気候変動の影響による被害を最小化又は回避する「適応策」を両輪とした対策を積極的に推進する必要があります。

【緩和策に関する取組】

- 地域と共生した再生可能エネルギー*の導入を推進する。
- 国や県等の補助金を活用し、公共施設に太陽光発電設備等の設置を検討する。
- 公共施設の新築や改築の際には、ZEB 基準の達成を目指す。
- 市においてノーカーデーの実施を周知・啓発し、市内事業所にもノーカーデーの取組推進啓発を行う。
- 公共交通機関の利用促進や自転車・徒歩での移動の推奨、エコドライブ*の実践など、スマートムーブ*を推進する。
- 電気自動車の普及促進に努めるとともに、公用車の電動化を進める。
- 家庭に宅配ボックスを設置するなど、荷物の再配達がないように配慮する。
- 住宅や事業所の緑化（夏季のグリーンカーテン等）を推進する。
- ZEH*やLCCM 住宅*基準の達成、HEMS*の導入、断熱改修の実施など、住宅の省エネルギー化に努める。
- ZEB*基準の達成やBEMS*（FEMS*）の導入、省エネ最適化診断の受診など、事業所の省エネルギー化に努める。
- スマート農林水産業を推進する。

【適応策に関する取組】

- デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進し、市民や事業者の脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換を促す。
- ホームページ等で熱中症対策を周知・啓発する。また、「熱中症特別警戒アラート」が発表された際には、公共施設の一部を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター*）として一般開放する。
- グリーンインフラやEco-DRR*を活用した安全・安心なまちづくりを推進する。
- 雨水タンクや雨水浸透柵の設置による雨水の利用を推進する。
- 定期的に宇土市総合防災マップ等を改訂するとともに、市民や事業者等への周知・啓発を行う。

重点取組3 ごみの減量化、再資源化の推進

本市では、資源ごみの品目の増加や資源ごみ回収時の指導等の施策を行っています。

2012（平成24）年1月からはプラスチック製容器包装ごみ（廃プラスチック）の分別収集を開始しました。廃プラスチック収集量は、近年は増加傾向にあり、分別意識が定着していると推測されます。また、2013（平成25）年4月には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の施行に伴い、本市でも小型家電の回収に取り組んでいます。

これらの取組の結果、本市の1人1日当たりのごみ排出量は、熊本県全体や国全体と比べても少ない量となっています。しかし、リサイクル率は伸び悩んでおり、熊本県全体や国全体よりも低いのが現状です。

さらなるリサイクル率向上のため、2023（令和5）年4月から製品プラスチックの分別収集を開始し、2024（令和6）年4月から、燃えないごみを「ガラス類」「陶磁器類」「小型家電類」「埋立ごみ」「金属類」に分別して収集を始めています。さらに、2024（令和6）年10月から、市役所東側駐車場に常設資源ごみ回収所を設置しており、リサイクルの推進を図っています。

ごみの減量化及びリサイクル率の向上のためには、市民及び事業者一人ひとりの自覚のもとで、ごみを適正に処理することが重要です。

【具体的な取組】

- ごみ排出量の抑制（物品の適量・適正購入、過剰包装や使い捨て容器の使用自粛、マイバッグやマイボトルの持参等）を推進する。
- 宇土市ごみ出しカレンダーの配布やごみ分別サイト（ごみサク）の周知等により、家庭や事業所から排出されるごみの減量化とリサイクルを推進する。
- 生ごみの減量化のため、生ごみ処理機の購入を推進する。
- 資源ごみの分別を徹底するため、資源ごみの日に各地区の資源ごみ置き場へ指導・巡回を行う。
- 食品ロスの削減に向けた取組（フードドライブ*の開催、広報紙等での啓発等）を実施する。
- 市民及びごみの排出事業者・処理事業者に対する不法投棄についての意識の啓発を図るとともに、巡回パトロールや看板の設置など、監視体制の強化を図る。
- 廃プラスチック及び製品プラスチックの分別の徹底を図るとともに、プラスチックの適正処理について普及・啓発を行う。
- 下水汚泥の堆肥化や燃料資源としての活用に努める。
- バイオマスの利活用について、先進地視察などを行い検討する。
- 放置自動車について、関係各課と協力のうえ、協議会を開催し随時対応していく。

重点取組4 湧水（地下水）と自然豊かな有明海保全の推進

本市は豊かな湧水に恵まれるとともに、湧水の源である地下水を上水や農業・工業用水として利用してきました。また、豊かな湧水は、快適な水辺環境を形成し、市民が自然と触れ合う場所を快適なものにしています。そのため、湧水・地下水を良好な状態に保全していくことは、本市の将来における環境を豊かにするための重要な要素となります。しかし、近年は地下水の水源かん養機能の低下や、地下水使用量の増加により、湧水量の減少や、湧水・地下水の水質汚濁が顕在化しています。

有明海は地域特有の豊富な生物相*と、大きな潮位変動による広大な干潟*を有し、私たちに豊かな自然と生物多様性をもたらしています。しかし、近年は、広範囲に渡る有明海の改変や水質汚濁、のりやアサリ等の漁獲量の減少等が生じており、有明海沿岸域全体の問題となっています。

本市は10km以上にも及ぶ長い海岸線と広大な干潟や風光明媚な御輿来海岸を有するとともに、広大な漁場を有し、有明海の豊かな自然の恩恵を受けています。その反面、市内を流れる河川はほとんど全てが有明海に流れ込むことから、生活排水等の汚濁物質や河川に捨てられるごみ等は全て有明海に流れ込むこととなります。

このように様々な形で関わりの深い有明海を、良好な環境の状態将来の世代に継承していくことが、本市の将来における環境を豊かにするための重要な要素となります。

【具体的な取組】

- 地下水保全の具体的な方法（節水、雨水利用等）や水資源の大切さについて、市民及び事業者の意識の啓発を図る。
- 雨水浸透ますや雨水タンクの設置補助により、雨水の有効活用を促す。
- 生活排水対策として、地域の実情に合わせた公共下水道、合併処理浄化槽の整備を推進する。
- 事業所における有害物質の使用に対する監督・指導の強化を図る。
- 環境保全協定*の充実及び監視、指導の強化を図る。
- 農業の適正使用を推進する。
- 緑川流域の関係自治体と連携して、上流域における水源かん養域の保全を図る。
- 湧水量や湧水・地下水質の調査体制の整備・充実を図る。
- 轟水源及びその水源かん養域に関する情報の提供や住民参加による水源かん養林の造成事業等により、轟水源をはじめとした湧水（地下水）に関する市民及び事業者の意識の啓発を図る。
- 周辺の関連自治体と連携して、地下水保全のための取組（水源かん養林の保全等）を推進する。
- 油流出事故等に対して、関係機関との連携強化を図る。
- 市域西部等の河川や海域も網羅した水質の調査・監視体制の整備・充実を図る。

- 県、市、漁業者等による干潟の清掃活動や生きもの調査を通じて、有明海（干潟等）の保全に関する啓発を図る。
- 干潟の生きものに配慮し、各種法令に基づいた干潟の適切な保全・活用を図る。
- 資源循環型漁業や環境保全型農業を推進し、有明海の生きものを保全する。
- 干潟等に堆積した泥土の浚渫及び耕耘を推進するとともに、国に緑川上流ダムの有効活用（泥土、土砂の堆積・流出を考慮した計画的な水の放流等）について提言する。
- 海岸や干潟、河川への不法投棄・ごみのポイ捨ての防止を図る。
- 生活排水処理に対する意識の啓発を図る。



行長しゃんと学ぼう！～住宅や事業所の低炭素化・脱炭素化～

昨今のエネルギー価格の高騰や省エネ意識の高まりなどを受けて、住宅や事業所の低炭素化・脱炭素化が始まっています。皆さんも ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）といった言葉を聞いたことがあるかもしれません。

ZEH（ZEB）とは、高断熱・高気密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅（ビル）のことです。「くまもとの住宅への ZEH 普及促進アクションプラン（熊本県）」によると、2022（令和4）年度における熊本県内の新築戸建住宅に占める ZEH の割合は 23.7% となっており、徐々に普及が進んでいます。

ZEH（ZEB）には、以下のようなメリットがあるとされています。

①経済性

- ・ 高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができる。
- ・ 太陽光発電等の創エネについて売電を行った場合は収入を得ることができる。

②快適・健康性

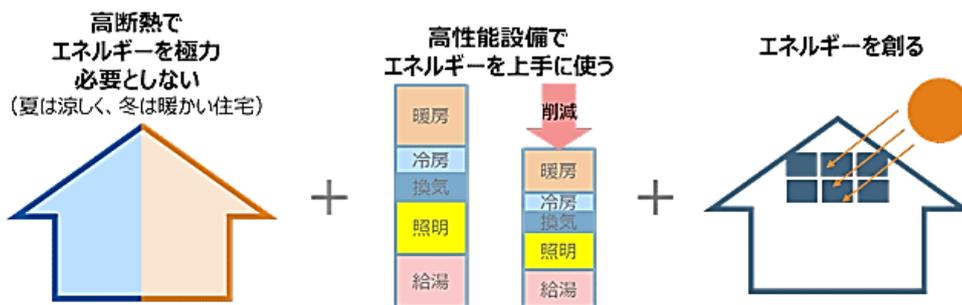
- ・ 室温を一定に保ちやすいので、夏は涼しく、冬は暖かい、快適な生活が送れる。
- ・ 冬は、効率的に家全体を暖められるので、急激な温度変化によるヒートショックによる心筋梗塞等の事故を防ぐ効果がある。

③レジリエンス*

- ・ 台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気が使うことができ、非常時でも安心な生活を送ることができる。

さらに、ZEH を一歩進めた住宅として「LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅」があります。これは、建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省 CO₂ に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時の CO₂ 排出量も含めライフサイクルを通じての CO₂ の収支をマイナスにする住宅のことです。

ZEH（ZEB）や LCCM 住宅の建築にあたっては、国等の補助金を活用できる可能性があります。住宅を新築する際には、補助金をうまく活用し、お得に ZEH（ZEB）や LCCM 住宅を建築しましょう。



出典：資源エネルギー庁 HP

図 ZEH のイメージ

ZEH や LCCM 住宅はエコで、快適で、お得なのだ！



第6章 地域別の環境配慮

6-1. 地域別の環境配慮	110
(1) 東部エリア（宇土・花園・轟・走潟）	110
(2) 西部エリア（緑川・網津・網田）	114



立岡自然公園（サクラ）

6-1 地域別の環境配慮



東部エリア（宇土・花園・轟・走潟）



① 地域の特徴

地区	特性・課題
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・宇土・花園地区では、公共下水道は、大半の地区で整備されていますが、未整備地区もあります。走潟地区では、公共下水道が未整備のため、合併処理浄化槽による整備が図られています。 ・水路や空き地、ため池、道路沿い、山中、緑川と浜戸川の堤防沿いでは、ごみのポイ捨てや不法投棄が確認されています。 ・子育て世代が多い地域がある一方、空き家が増加しています。
宇土	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心市街地が広がり、住宅等が密集しており、生活道路は狭く整備が遅れています。 ・国道3号や57号等の幹線道路と合わせて、JR宇土駅を中心にバス路線が整備されており、最も公共交通機関が充実しています。 ・人口が最も多い地区です。 ・築籠町に工場等の集積地があります。 ・中央線は、交通量が多く、自動車による振動の苦情が出ています。 ・船場橋近くの川沿いは、昔ながらの街並みが残り、市指定天然記念物の「船場川両岸の榎」が生育しています。 ・年に2回実施される「船場川クリーン作戦」により川の水質改善が進み、ごみも減少してきましたが、依然としてごみのポイ捨てや犬のフンの放置等が見られます。
花園	<ul style="list-style-type: none"> ・松山町等の密集した住宅地に加え、岩古曾町等では宅地開発が進み、更には松山町、境目町と花園町には工場等の集積地があり、開発が進みつつあります。その一方で、農耕地や山林が多く残され、大小多くの溜め池や湧水もあり、豊かな自然に恵まれた地域です。 ・人口が増加傾向にあります。 ・県道14号は2車線で幅員が狭く、道路沿いまで民家が密集しているにも関わらず、交通量は、国道57号宇土市野鶴よりも多くなっています。 ・立岡自然公園は桜の名所として県内外から知られていますが、ごみのポイ捨てが多く、特に花見の時期はごみの散乱が目立ちます。また、立岡池や花園池では外来種の魚であるブラックバス・ブルーギルの優占度が高くなっています。 ・雁回山には、熊本県「憩いの森」として遊歩道や展望所が整備されており、市内では残り少なくなった自然林が生育しています。また、谷が多く地形の変化に富んでおり、自然観察の場所としてよく使われています。しかし、イノシシ被害があります。

<p>轟</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山地と中心市街地の間に位置し、大半が山地で占められています。平地には水田等の農耕地が多く、豊かな自然に恵まれた地域です。しかし、近年は宇土地区に隣接した地域を中心に宅地開発が進み、雑木林や水田が減少しています。 ・道路は狭く曲がりくねり、交通基盤の整備が進んでいません。 ・現存する最古の上水道施設の水源である轟水源を有し、豊富な湧水に恵まれています。 ・水源地に隣接する轟泉自然公園内には、市指定天然記念物のしだれ桜があり、大太鼓収蔵館やあじさい園がある等観光の名所となっています。 ・白山は、轟水源の水源がある等観光の名所となっています。 ・白山は、轟水源の水源かん養域に位置しています。また、白山の上部は国有林となっており、雑木林が多く残っています。北側の山麓を通して九州自然歩道が整備され、ハイキングコースとして市民から親しまれています。さらに、メジロなどの野鳥をはじめ、多種多様な生きものが生息、生育しています。 ・つつじヶ丘自然公園は、つつじヶ丘農村公園と併設されており、天然のつつじの名所となっています。つつじヶ丘農村公園では、貸し農園で市民が野菜等の栽培を行っています。
<p>走潟</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑川と浜戸川に囲まれた水田が広がる農村地域です。昔ながらの家屋が多く、家屋周りには雑木林の緑が目立ちます。 ・幅員の広い2車線の国道 501 号が南北に縦貫する形で整備されていますが、それ以外の道路は市道が主体となっています。 ・浜戸川のヨシ原は、緑川地区の緑川河口部等と併せて九州最大規模です。水質の浄化に寄与するとともに、干潟*と併せて底生生物や鳥類等の重要な生息地となっているものと考えられます。 ・河川に囲まれているため、堤防整備等の水害に備えた災害対策の充実が求められます。



メジロ（市鳥）

② 環境配慮指針

<p>協働・参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境保全活動及び環境学習の拠点として、公民館の利活用に努める。また、中央公民館などの公共施設を環境情報の蓄積・発信拠点とし、地区ごとの活動のまとめ役として位置付ける。 ・環境教育や自然等の体験的活動の場として、自然公園や貸し農園、九州自然歩道の利活用に努める。 ・河川の清掃活動を通じて環境意識の向上を図る。
<p>安全・安心</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等の集積地を主体に環境保全協定*の充実と締結を図り、公害の未然防止に努め、指導・監督を強化する。 ・有害物質等による地下水汚染の防止や、水源かん養機能を考慮した森林整備により、地下水の保全に努める。 ・地下水かん養林の造成事業への市民参加を促し、轟水源やその水源かん養域等に関する情報提供に努め、湧水及び地下水に関する市民及び事業者への意識の啓発を促す。 ・公共下水道未整備地区解消や住宅地の開発状況に合わせた公共下水道等の整備、合併処理浄化槽の普及の推進により、公共用水域の水質保全に努める。 ・国道や県道など幹線道路の自動車公害対策として、円滑な交通流対策と沿道対策を進めるとともに、エコカーの普及や自動車の利用自粛に努める。 ・市、市民及び事業者の連携による地区計画や緑化協定等の制定に努め、市街地内の緑や水辺、オープンスペース及び山並み眺望の保全・創出等により、市民が安らぎと好感を持つことができる市街地形成に努める。 ・周辺の自然環境の保全に配慮した史跡宇土城跡（西岡台）の保存整備事業とともに、その歴史性を生かした公園整備・観光資源としての整備に努める。
<p>共生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・船場川等の市街地を流れる河川の整備の際には、生物の生息環境や河川の持つ自然浄化機能に配慮する。 ・立岡池及び花園池における外来種の魚（ブラックバス等）対策に努める。 ・浜戸川の河川敷を有効利用した広場等の整備に努める。 ・生き物の生息環境や自然環境の保全のために、天然林や広葉樹林等の多様な森林形態の確保に配慮した森林整備を行う。 ・優良農地や自然環境の保全に配慮した宅地開発に努める。 ・自然公園や農村公園、九州自然歩道等を、自然環境の保全や自然との共生に配慮して、自然との触れ合いの拠点としての利用と整備に努める。 ・市街地における街路樹や花壇、庭木等による緑化とともに、現在既にある緑の保全に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・雁回山に残る自然林の保護に努める。 ・潤川等の市街地を流れる河川や浜戸川等の整備の際には、生き物の生息環境や河川の持つ自然浄化機能に配慮する。特に、浜戸川に関しては、広大なヨシ原を生かした河川整備を図る。 ・自然共生型農業や有機農業の普及促進を図る。
脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において、太陽光発電設備等の導入を進める。 ・家庭用太陽光発電の更なる導入促進を図る。 ・森林資源の持続的な利用を目指した計画的な森林整備を行う。 ・農業用ハウスにおけるヒートポンプの導入を推進する。 ・スマート農業の普及促進を図る。 ・堤防整備の促進など、水害対策の充実に努める。
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、事業者及び民間団体が協力して、不法投棄・ごみのポイ捨て（犬のフンの放置も含む）に関する監視を実施し、防止に努める。 ・食品ロス対策のため、フードドライブ*等の実施に努める。 ・ごみの分別や適正処理により、ごみの減量化、再利用、リサイクルに努める。



中央公園



白山遊歩道



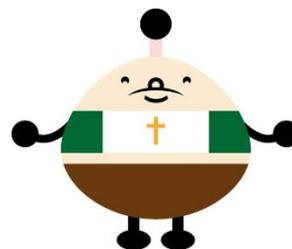
市民農園（つつじヶ丘自然公園）



農業用ハウス



西部エリア（緑川・網津・網田）



① 地域の特性

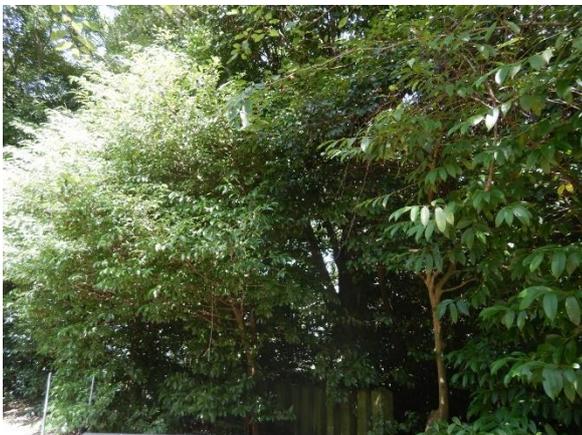
地区	特性・課題
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・交通弱者のための公共交通の充実・確保が課題となっています。 ・熊本天草幹線道路の開通が予定されており、将来的に観光客の増加や産業の活性化等が見込まれています。 ・緑川地区では、公共下水道は大半の地区で整備されており、残りの未整備地区の整備が図られています。 ・網津及び網田地区では、公共下水道が未整備のため、合併処理浄化槽や漁業集落排水事業による整備が図られています。 ・河川の氾濫や高潮等の風水害に対応した災害に強いまちづくりが求められます。 ・川沿いや山中、道路沿いの不法投棄、海岸の漂着ごみが目立ちます。
緑川	<ul style="list-style-type: none"> ・南部には白山から大岳に続く山系が広がり、地区の半分ほどを占めています。北側の地域では水田を主とした農耕地が広がり、住宅地が点在し、新興住宅地も見られます。昔ながらの家屋には雑木林の緑が目立ちます。 ・新開町の緑川沿いに緑川工業団地が整備されています。また、地域高規格道路の城塚インターチェンジの建設が進行中です。 ・国道57号がJR三角線とともに東西に横断しています。 ・浜戸川のヨシ原は、走潟地区と併せて九州最大規模です。水質の浄化に寄与するとともに、干潟*と併せて底生生物や鳥類等の重要な生息地となっているものと考えられます。 ・恵塚町に広がる水田や畑には、アマサギやアオサギ等のサギ類が飛来しています。
網津	<ul style="list-style-type: none"> ・地区北部の水田を主体とした農耕地を除くと、その大部分は山地で占められています。山間部の農耕地では棚田風景が見られます。 ・有明海には広大な干潟が広がり、また、地区中央部を網津川が縦貫し、自然公園が2箇所ある等、豊かな自然に恵まれた地域です。網津川は治水対策が行われているものの、氾濫した場合の被害が懸念されています。 ・人口減少により空き家が増加しています。 ・アジサイの名所で多くの観光客で賑わう住吉自然公園や、桜やコスモスの名所で冬には野鳥の飛来地となる甲岩自然公園、ワンピースのジンベエ像が設置されている住吉海岸公園など、自然とふれあえる場所が点在しています。また、住吉神社のスダジイ林は熊本県の緑地環境保全地域に指定されており、保存状態もおおむね良好な状態です。 ・国道57号がJR三角線とともに東西に横断しています。特に、観光客の増加に伴い、交通騒音や渋滞が発生しています。

<p>網田</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区の大半は山地が占めており、国道 57 号沿いや山間の平地では水田を主とした農耕地と住宅地が混在しています。 ・ 山林が多く、有明海の広大な干潟に面していることから、生き物や緑、景観等の豊かな自然に恵まれた地域です。 ・ 道の駅宇土マリーナが自然とのふれあいや地産地消*の拠点となっています。また、年に1度「網田マリンフェスタ」が開催されるなど、地域活性化が図られています。 ・ 網田レトロ館や網田ネーブルなどの地域資源があります。 ・ 農業従事者及び漁業従事者の高齢化が進み、後継者不足が深刻となっています。 ・ 人口減少で空き家が増加しています。 ・ 御輿来海岸は、干満差の激しい有明海にできる広大な干潟です。波の浸食によってできる砂の波紋等の眺望がすばらしく、県立自然公園に指定されています。また、市指定の名勝や、環境省選定の日本渚百景及び自然景観資源に選定され、熊本県の郷土修景美化地域にも指定されています。一面の干潟は砂質干潟ですが、近年は泥土の堆積が目立ってきています。
-----------	--

② 環境配慮指針

<p>協働・参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の環境保全活動及び環境学習の拠点として、公民館の利活用に努める。 ・ 環境教育や自然等の体験的活動の場として、自然公園、九州自然歩道及び干潟を含めた有明海の利活用に努める。 ・ 公園の清掃活動を通じて環境意識の向上を図る。
<p>安全・安心</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場等の集積地や地域高規格道路の城塚インターチェンジ周辺において予想される工場等の集積に対して、環境保全協定*の充実と締結を図り、公害の未然防止を推進する。 ・ 有害物質等による地下水汚染の防止や、水源かん養機能を考慮した森林整備により、地下水の保全に努める。 ・ 公共下水道未整備地区解消や合併処理浄化槽の設置及び漁業集落排水事業の推進により、公共用水域の水質保全に努める。 ・ 国道57号の自動車公害対策として、円滑な交通流対策と沿道対策を進めるとともに、エコカーの普及や自動車の利用自粛に努める。 ・ 時刻表や運行形態を見直し、交通弱者のために交通基盤作りに努める。 ・ 所有する空き家や空き地を適正に管理する。
<p>共生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域高規格道路の建設に対して、周辺の自然環境や景観への配慮を促す。 ・ 河川の整備の際には、生物の生息環境や河川の持つ自然浄化機能に配慮する。特に浜戸川に関しては、広大なヨシ原を活かした河川整備を図る。 ・ 溜め池等の外来水草の防除*に努める。 ・ 生き物の生息環境や自然環境の保全のために、天然林や広葉樹林等の多様な森林形態の確保に配慮した森林整備を行う。 ・ 優良農地や自然環境の保全に配慮した宅地開発に努める。 ・ 自然公園や海岸公園、自然遊歩道等を、自然環境の保全や自然との共生に配慮して、自然との触れ合いや観光の拠点としての利用と整備に努める。 ・ 有明海の干潟では市民参加による生き物調査を行い、干潟に関する情報の普及や意識の啓発に努める。また、干潟への泥土堆積防止に努め、干潟の生き物に配慮し、各種法令に基づいた適切な保全と活用に努める。 ・ 海や山等の自然環境を生かして、フットパスを推進する。 ・ 住吉神社に残る自然林の保護に努める。 ・ 森林地域を生かした自然との触れ合いの場の整備に努める。

脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭用太陽光発電の導入を促進する。 ・ 森林資源の持続的な利用を目指した計画的な森林整備を行う。 ・ 農業用ハウスにおけるヒートポンプの導入を促進する。 ・ スマート農業の普及促進を図る。 ・ 河川の治水対策など、水害に備えた災害に適應できるまちづくりを行う。
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源管理型漁業とともに、漁業廃棄物（養殖用支柱等）の適正処理に努める。 ・ 市、市民、事業者及び民間団体が協力して、不法投棄・ごみのポイ捨てに関する監視を実施し、防止に努める。 ・ 干潟や海岸の清掃活動に努める。 ・ 宇土マリーナを活用し、地域の農水産業と連携した地産地消*を推進する。 ・ ごみの分別や適正処理により、ごみの減量化、再利用、リサイクルに努める。



住吉神社のスタジイ林



海岸清掃活動



アマサギ



ヤマトオサガニ



行長しゃんと学ぼう！～空き家問題～

近年、人口減少や過疎化などが原因で全国的に空き家が増加しており、深刻な問題となっています。総務省が2023（令和5）年に実施した「住宅・土地統計調査」によると、全国の空き家は900万戸に上り、過去最高を記録しました。本市でも空き家は増加傾向にあり、2023（令和5）年の空き家総数は2,150戸、空き家率は13.48%となっています（36ページ参照）。

空き家は、「解体費用をかけたくない」「家財・荷物を片付けられない」「将来自分や親族が使うかもしれない」等の理由から、そのまま放置され、適正に管理されていない場合があります。適正に管理されていない空き家は、防災、防犯、衛生、景観等に悪影響を及ぼすほか、野生鳥獣の棲み処となり悪臭の原因となるおそれもあります。

このような管理されていない空き家を減らすためには、自宅や実家の将来について家族と早くから話しあい、空き家になった場合は「仕舞う」（除去）、「活かす」（活用）の行動をとることが大切です。ご自身での対処が難しい場合は、空き家の相談窓口や専門家（不動産、相続など）からの助言をもらうことで、解決策が見つかる場合もあります。

本市では、空き家対策セミナーの開催や空き家バンク*制度の推進などを通じて空き家対策を実施しています。また、まちづくり推進課 定住移住推進係にて相談窓口を開設していますので、空き家の売買や賃貸等を検討している方、空き家の管理にお困りの方はご相談ください。



空き家を「仕舞う」（例）

解体を行い、跡地を広場や駐車場、新しい建物の敷地として活用



広場・駐車場



新しい建物の敷地

空き家を「活かす」（例）

住宅のまま売却や、用途替えをしてカフェなどとして活用



中古売買



用途替え(カフェなど)

出典：空き家対策ってなに（国土交通省）、政府広報オンライン（内閣府）より作成

第7章 計画の推進と進捗管理

7-1. 推進体制	120
7-2. 進捗管理	122



船場橋

7-1 推進体制

本計画においては、宇土の将来の望ましい環境像の実現に向けて、5つの長期目標と14の基本指針について、それぞれ具体的な環境施策を掲げています。これらの環境施策を効果的かつ円滑に推進していくためには、各主体がそれぞれの役割を認識し、積極的に行動することが必要です。

本計画の推進に当たり、以下の方策を講じることとします。

(1) 宇土市環境行政調整会議の設置・運営

宇土市環境行政調整会議は副市長及び関係部局の長により構成され、環境基本計画の実効的かつ体系的な推進を図るため、以下に示す事項について、関係部局間における必要な総合的調整を行います。

- ① 環境基本計画の変更及び、環境基本計画を推進するための個別の指針・計画・条例の制定等に関すること。
- ② 個別の環境施策に関すること。
- ③ 環境行政の総合的推進に関すること。

また、環境の現状及び環境施策の実施状況等が記載された年次報告書の報告を、事務局より受けます。

(2) 宇土市環境審議会の運営

宇土市環境審議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を調査審議し、市に助言・勧告を行います。

- ① 環境基本計画の変更及び、環境基本計画を推進するための個別の指針・計画・条例の策定・変更に関すること。
- ② 年次報告書に関すること。（宇土市環境行政調整会議で総合調整が行われた後の年次報告書の報告を受ける。）
- ③ 環境行政の総合的推進に関すること。

（３）環境推進連絡会議の設置・運営

環境推進連絡会議は、市、市民、事業者及び民間団体がパートナーシップを形成し、それぞれが協力して宇土市環境基本計画を推進していくための組織であり、毎年1回年次報告書の報告に応じて開催するとともに必要に応じて随時開催します。

市民、事業者及び民間団体の各代表者が集まり、各主体における宇土市環境基本計画の施策に対する取組状況等について検討し、必要に応じて施策の変更等について市に対し意見を提出します。また、各主体相互の環境に関する情報の交換・共有、協働して行うべき環境施策の実施及び調整、環境教育・環境学習の推進等の役割を担います。

（４）年次報告書の作成と公表

年次報告書には、環境の状況、環境施策の実施状況等を記載します。

市長は庁内各課より環境施策及び事業の実施状況について報告を受け、宇土市環境基本計画の進捗状況を把握し、年次報告書を作成します。作成した年次報告書は、宇土市環境行政調整会議に報告し、総合調整を行ったのち、宇土市環境審議会及び環境推進連絡会議に報告（諮問）するとともに市民に公表します。

（５）エコライフ計画の公表

環境にやさしい都市づくりを推進するための市民の生活スタイルの指針となるエコライフ計画を公表し、市民の環境にやさしい生活スタイルの普及・啓発を図ります。

（６）広域的な協力

地球環境問題、地下水の保全及び有明海の保全等の広域的な取組を必要とする施策については、国、県及び関連自治体と協力して推進します。

（７）財政的措置

環境基本計画の施策を推進していくために、市は必要な財政的措置を図るものとします。また、市民、事業者及び民間団体が自ら環境への負荷を低減するための環境に配慮した措置に対しては、必要に応じて適正な助成措置を講ずるよう努めます。

7-2 進捗管理

本計画で掲げた目標を実現するため、施策の進捗状況及び目標の達成度を環境マネジメントシステム*（EMS）により定期的に把握し、評価します。

進捗管理は、年次報告書を作成し公表するとともに、環境推進連絡会議及び宇土環境審議会に報告（諮問）することにより行います。なお、年次報告書とは別に広報うとにも情報の概要を掲載します。

年次報告書では、環境情報の収集・調査を行い、その結果を環境施策の実施状況とともに公表し、環境推進連絡会議及び宇土市環境審議会の意見、助言・勧告を聞き、宇土市環境行政調整会議において、施策の総合調整を行います。

（1）市の行動例進行管理

環境基本計画における施策の進行管理については、下記の PDCA サイクルによる進行管理を行い、環境マネジメントシステムを活用しながら、効果的な運用を行います。

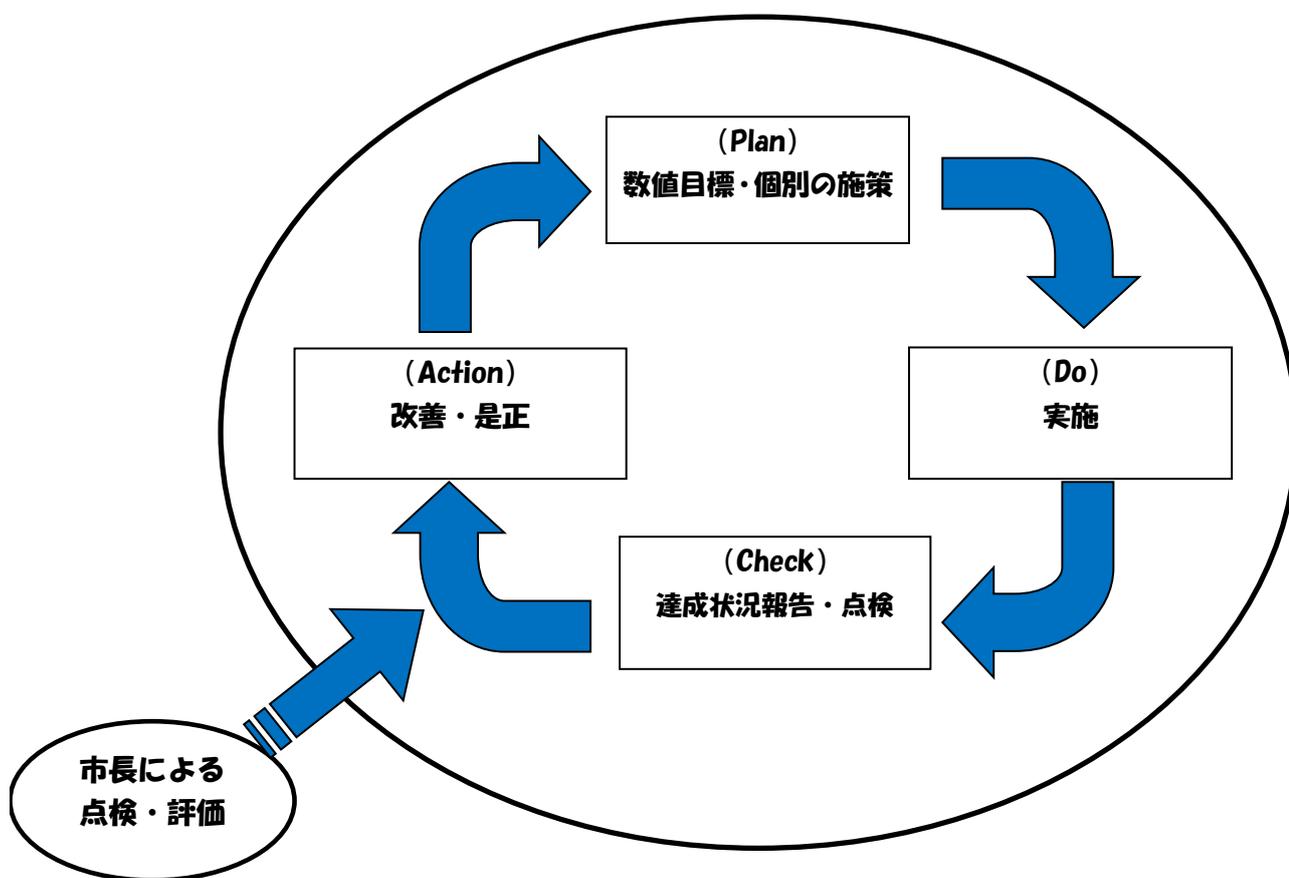


図 PDCA サイクルによる進行管理の流れ

表 具体的な取組方法例

	時期	内容	実施主体
計画 (Plan)	4月	計画を作成	各課
行動 (Do)	4月～翌年3月	計画を実行	各課
点検 (Check)	翌年6月	進行状況のチェック	市長
評価 (Action)	翌年6月	市長によるコメント (前年度の評価及び次年度計画への反映)	市長

(2) 市民、事業者、民間団体の行動例確認

市民、事業者、民間団体、市職員の代表者から構成される環境推進連絡会議を開催し、各主体の行動例達成状況を確認したうえで取組内容等を協議します。

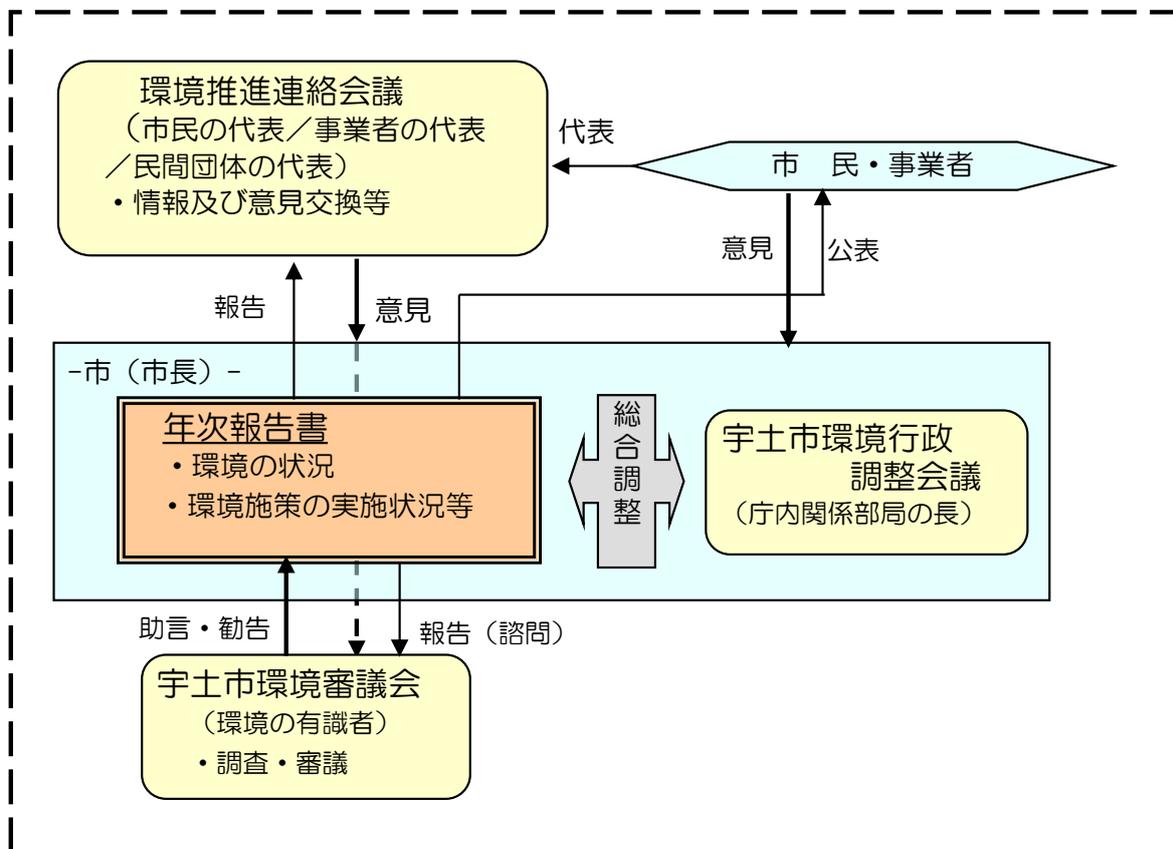


図 宇土市環境基本計画の推進体制

資料編

1	各会議の規則、設置要綱	125
2	環境基本計画策定の経緯等	128
3	用語解説	129



キンモクセイ（市木）

1 各会議の規則、設置要綱

(1) 宇土市環境審議会規則

平成14年3月29日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇土市環境基本条例（平成14年条例第1号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、宇土市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申する。

- (1) 条例第12条第1項に規定する環境基本計画及びエコライフ計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 条例第18条第2項に規定する指針に関すること。
- (3) 条例第22条に規定する年次報告書に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境行政の総合的推進に関する重要事項

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民環境部環境交通課において処理する。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年条例第6号）の定めるところによる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(2) 宇土市環境基本計画等策定委員会設置要綱

平成14年9月24日

訓令第15号

(設置)

第1条 環境基本計画及びエコライフ計画に関する基本的事項を策定（以下「計画策定」という。）するため、宇土市環境基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 計画策定に関する事項について総合的な企画立案に関すること。
- (2) 計画策定のために必要な資料の収集に関すること。
- (3) 計画策定のための調査及び研究に関すること。
- (4) 関係部局相互の事務処理についての連絡調整に関すること。

2 策定委員会は、専門部会に対し必要な事項を指示することができる。

(組織)

第3条 策定委員会は、市民環境部長及び別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には市民環境部長を、副委員長には環境交通課長をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員以外の者に対し、策定委員会に出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 策定委員会は、計画策定に関する専門的事項について調査の必要があるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、策定委員の推薦する者をもって組織する。

3 専門部会に会長及び副会長を置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

5 専門部会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会及び専門部会の庶務は、市民環境部環境交通課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

別表（第3条関係）

秘書政策課長	総務課長	財政課長	企画課長	まちづくり推進課長	環境交通課長	福祉課長	農
林水産課長	商工観光課長	土木課長	都市整備課長	上下水道課長	学校教育課長	生涯活動推進	
課長	文化課長						

(3) 宇土市環境推進連絡会議設置要綱

平成21年1月30日

告示第5号

(設置)

第1条 宇土市環境基本条例（平成14年条例第1号）に規定する宇土市環境基本計画及び宇土市エコライフ計画の推進を図るため、宇土市環境推進連絡会議（以下「環境連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 環境連絡会議は、次の事項について意見交換を行い、必要に応じて関係機関等に対し意見及び提言を行うことができる。

- (1) 環境施策の取組状況
- (2) 協働して行うべき施策の実施及び調整
- (3) 環境教育及び環境学習の推進
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 環境連絡会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 事業者の代表者
- (3) 民間団体の代表者
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 環境連絡会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、環境連絡会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 環境連絡会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 環境連絡会議の庶務は、市民環境部環境交通課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、環境連絡会議に関し必要な事項は、会長が定める。

2 環境基本計画策定の経緯等

(1) 計画策定の経緯

時期	会議等	協議内容
2024年7月	第1回策定委員会	第4次宇土市環境基本計画策定方針、エコライフ計画策定方針について
2024年8月	諮問	
2024年8月	第1回環境行政調整会議 第1回環境審議会	第4次宇土市環境基本計画策定方針、エコライフ計画策定方針について
2024年10月	第2回策定委員会 第2回環境行政調整会議	第4次宇土市環境基本計画素案、エコライフ計画素案について
2024年11月	第2回環境審議会	
2024年11月～12月	パブリックコメント実施	
2024年12月	第3回策定委員会	第4次宇土市環境基本計画案、エコライフ計画案について
2025年1月	第3回環境行政調整会議 第3回環境審議会	
2025年2月	答申	

(2) 計画策定のための審議会委員

◆環境審議会

役職	氏名	所属
会長	戸田 敬	熊本大学理学部教授
副会長	石橋 康弘	熊本県立大学環境共生学部教授
委員	榮田 智志	熊本県保健環境科学研究所長
委員	小田 文弘	自然観察指導員熊本県連絡会副会長

3 用語解説

★アルファベット

【BEMS】

「Building Energy Management System」の略語で、ビルの機器・設備等の最適な運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムのこと。「ベムス」と読む。

【BOD】

生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）とは、水中有機物を好気性バクテリアが酸化分解するのに要する酸素量であり、代表的な河川の水質指標として用いられる。値が高いほど有機物などが多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す

【Eco-DRR】

激甚化・頻発化する自然災害に対して、生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方のこと。

【EM 菌】

EM 菌の発酵剤利用の生ごみ処理法のこと。台所や給食室から出る生ごみをポリ容器に入れ、「ぬかみそ状の EM 剤」をふりかけながら発酵させる（EM ぼかしと呼ぶ）方法で数日発酵させると容器の下部に液が溜まる。生ごみは土と混ぜて腐葉土に、液は飼育小屋、園庭、砂場、トイレ等にまいて浄化剤として利用することができる。

【FEMS】

「Factory Energy Management System」の略語で、工場の機器・設備等の最適な運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムのこと。「フェムス」と読む。

【HEMS】

「Home Energy Management System」の略語で、家電製品や家庭用太陽光発電設備をリアルタイムで統合的に管理し、快適さを保ちつつ節電を行うシステムのこと。「ヘムス」と読む。

【LCCM 住宅（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅）】

LCCM とは「Life Circle Carbon Minus」の略語。建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省 CO₂ に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時の CO₂ 排出量も含めライフサイクルを通じての CO₂ の収支をマイナスにする住宅のこと。

【PRTR 法】

正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」という。法律で定める化学物質について、排出量及び移動量の把握と届け出、並びに管理の改善・強化を定めたもの。

【ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）】

「Net Zero Energy Building」の略語で、建築物で使う一次エネルギー（電気に変換される前の石炭や天然ガスなどのエネルギー資源）の年間消費量が、おおむねゼロの建築物のこと。

【ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）】

「Net Zero Energy House」の略語で、住宅で使う一次エネルギーの年間消費量が、おおむねゼロの住宅のこと。

【3R+Renewable】

Reduce（削減）・Reuse（再利用）・Recycle（再資源）という従来の3Rに加えて、Renewable（再生可能）を加えたものであり、「プラスチックの資源循環戦略」の基本原則として掲げられている。Renewableの再生可能とは、再生素材や再生可能な資源に適切に切り替えることを指している。

★ア行

【空き家バンク（制度）】

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度のこと

【一般廃棄物】

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

【宇土市総合計画】

今後、市が進むべき方向を明確にするための総合的・長期的な計画で、市政におけるすべての施策の基本となる計画のこと。本市では（昭和60）年に最初の総合計画を策定し、現在は2023（令和5）年～2028（令和10）年度を計画年度とした第6次総合計画後期基本計画を推進している。

【エコドライブ】

自動車を発進する際に、穏やかにアクセルを踏み込むことや早目のアクセルオフなどの環境と家計にやさしい運転方法のこと。

【温室効果ガス】

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

★カ行

【合併処理浄化槽】

し尿のほか、台所や風呂などの生活排水も一緒に処理できる浄化槽のこと。団地などで共同使用される大型合併処理浄化槽と、各家庭・事務所などで使用される小型合併処理浄化槽とがある。生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽と比較して、河川へのBOD負荷量を1/8に抑えることができる。

【環境影響評価制度】

事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う家庭においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価するための制度。国の「環境影響評価法」と県の「熊本県環境影響評価条例」により規定されている。

【環境保全協定】

宇土市環境基本条例第 25 条の規定に基づき、本市における無秩序な工場の建設等を防止し、良好な環境を確保するため市と事業者で締結するもの。

【環境ホルモン】

内分泌かく乱化学物質のこと。生体内に取り込まれた場合に、ホルモンと同じような働きをして、正常なホルモン作用に影響を与える。ダイオキシン類や PCB など、約 70 種類がリストアップされている。

【環境マネジメントシステム】

組織や事業者が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けた取り組んでいくための体制、手続きのこと。国際標準化機構が発行した ISO14001 に基づくものが代表例である。

【熊本地域地下水総合安全管理計画】

熊本地域の地下水を量と質の両面にわたり総合的な保全と管理を推進していくために策定された計画のこと。本市を含む 14 市町が計画の対象地域になっている。

【クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）】

熱中症特別警戒情報発表期間中に、住民の休息場所として市町村が開放する公共施設等のこと。

【光化学オキシダント（Ox）】

工場・事業場や自動車から排出される、窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。高濃度では、人体や農作物などにも影響を与えるおそれがある

★サ行**【再生可能エネルギー】**

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

【里地里山】

都市と奥山の間位置し、森林、農地、草地、ため池などで構成され、農林業者など人の手で管理されてきた地域のこと。

【ジビエ】

フランス語で、狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉や料理のこと。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

【スマートムーブ】

日常生活の移動において、マイカーを中心とする移動手段を見直す取組のこと。

【生物相】

ある地域に生息・生育する生物種の種類組成のこと。

★夕行

【多自然型護岸】

魚や昆虫等の生き物が棲める環境に配慮した護岸のこと。

【地産地消】

地域で生産された農林水産物を、生産された地域内で消費する取組のこと。消費者は新鮮な農林水産物を入手できるだけでなく、地域の農林水産業の振興にもつながる。また、生産地と消費地が近い場合、農林水産物の輸送時に排出される温室効果ガスが少ないというメリットもある。

【窒素酸化物】

窒素酸化物は、重油、ガソリン、石炭等の燃焼によって生成する。窒素酸化物のうち、二酸化窒素（NO₂）が大部分を占めていて、赤褐色の刺激性の気体で粘膜を刺激するほか、水に溶けにくく、人体に吸収されると肺深部に達して肺水腫等の原因となる。

二酸化窒素は、「環境基本法」に基づき環境基準が設定されている。

【電気の排出係数】

電気事業者が1 kWh の電力を発電・販売するために、どれだけの CO₂ を排出したかを示す値のこと。例えば、火力発電で電力を創ると、発電時に化石燃料の燃焼により CO₂ が多く排出されるため排出係数は高くなるが、太陽光発電や原子力発電で電力を創ると発電時に CO₂ が排出されないため、排出係数は0となる。

【特定外来生物】

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法に基づき指定された生きもの。指定された生きものは、輸入、放出、飼養、譲渡や受渡し等の禁止といった厳しい規制がかかる。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

★ナ行

【二酸化窒素（NO₂）】

【窒素酸化物】を参照。

【野焼き】

屋外で焼却する行為のこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において原則禁止されているが、公益上あるいは社会慣習上やむを得ないものや、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものについては、例外的に認められている。

★八行**【バイオマスプラスチック】**

原料に植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を利用したプラスチックのこと。

【浮遊粒子状物質（SPM）】

大気中の粒子状物質（粉じん・ばいじんなど）のうち、粒径が10 μ m（マイクロ・メートル。1 μ mは1mmの1/1,000）以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。

【干潟】

干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系の一つであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。

【微小粒子状物質（PM2.5）】

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径2.5 μ m（マイクロメートル： μ m=100万分の1m）以下の小さなものをいう。健康への影響が懸念されている。

【フードシェアリングサービス】

売れ残りなどを防ぎたい小売店・飲食店や生産者と、食べものを求める人や団体を、スマートフォンのアプリ等を通じてマッチングするサービスのこと。

【フードドライブ】

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄附する活動のこと。

【防除】

生物による害を防ぐため、害を与える生物の進入防止・個体数の管理などを行うこと。

★マ行**【藻場】**

沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所を指す。海草・海藻類は、プランクトンをはじめとした多くの海棲生物に酸素を供給し、海水中の栄養分を吸収して水を浄化したり、地下茎で海底を安定させる機能もある。

★ラ行

【リサイクル】

廃品や資源を再利用すること。

【リデュース】

ごみとなるものを減らすこと。（例）買い物の際にマイバックを持参して、レジ袋を使用しない。

【リユース】

容器などを可能な限り長く、繰り返し使うこと。（例）牛乳びん・ビールびん

【レジリエンス】

災害に対するコミュニティや社会が、その基本構造や機能の維持・回復を通じて、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のこと。災害レジリエンスは、予防力、順応力、転換力が重要とされている。

【レッドデータブックくまもと（RDBくまもと）】

自然環境保全の意識向上や環境アセスメントの基礎資料に資することを目的として、熊本県内に生息・生育する野生動植物で絶滅のおそれのある種を選定し、種ごとに生息・生育状況を掲載した資料集のこと。熊本県が1998（平成10）年度から発刊し、以後10年ごとに発刊している。

★ワ行

【ワンウェイプラスチック】

一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品のこと。

第4次宇土市環境基本計画

発行年月：2025（令和7）年3月
発行者：宇土市市民環境部環境交通課
郵便番号：〒869-0492
住所：熊本県宇土市浦田町5-1
電話番号：0964-27-3316
FAX番号：0964-22-6033